平成24年6月愛荘町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成24年6月8日(金)午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 8号 平成23年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について
- 日程第 5 報告第 9号 平成23年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認 を求めることについて
- 日程第 7 承認第 2号 愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正 する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 4号 平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについ て
- 日程第10 承認第 5号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 6号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号) の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第12 議案第42号 愛荘町行政組織条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第43号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第44号 町道の路線の変更につき議決を求めることについて
- 日程第15 議案第45号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第46号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 議案第47号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1 号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17

出席議員(16名)

1番 伊 谷 正 昭 君

3番 城 貝 増 夫 君

5番 外 川 善 正 君

7番 村 木 嘉 博 君

9番 西澤 久仁雄 君

11番 吉 岡 ゑミ子 君

13番 森 隆 一 君

15番 辰 己 保 君

2番 嶋 中 まさ子 君

4番 髙 橋 正 夫 君

6番 徳 田 文 治 君

8番 河 村 善 一 君

10番 小 杉 和 子 君

12番 瀧 すみ江 君

14番 竹 中 秀 夫 君

16番 本 田 秀 樹 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 村西俊雄君 副 町 長 宇野一雄君 教 育 長 藤野智誠君 理 事 細江新市君 主 監 林 定信君 総務主 監 福田俊男君 管 理 主 監 北川孝司君 収納管理主監 进 善嗣君 住民福祉主監 杉本幸雄君 農林建設主監 山田清孝君 教育次長 村西作雄君 主 監 國領順子君 総務課長 小 杉 善 範 君 環境対策課長 飯島滋夫君 住民課長 中村治史君 福 祉 課 長 岡部得晴君 人権政策課長 楠神英司君 子ども支援課長 川村節子君 農林振興課長 北川元洋君 建設・下水道課長 中村喜久夫君 給食センター所長 青木清司君 教育振興課長 満島徳男君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 幸 子 書 記 小 泉 周 子

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

〇議長(本田秀樹君) 皆さん、おはようございます。

6月の定例議会、クールビズということで、皆さんのご理解、ご協力をお願いした いと思います。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成24年6月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、本日、滋賀県聴覚障がい者福祉協会から傍聴席で手話通訳をされます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

◎開議の宣告

〇議長(本田秀樹君) これより本日の会議を開きます。

◎護事日程の報告

〇議長(本田秀樹君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎町長提案趣旨説明

〇議長(本田秀樹君) 町長提案趣旨説明。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 本日、ここに平成24年6月愛荘町議会定例会をお願いいた しましたところ、議員各位には早朝よりご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

冒頭にお時間をいただきましてお詫びを申し上げたいと存じます。

先般、3. 11大災害のご被災者に対する義援金を、当町担当職員が着服するという信じがたい不祥事を起こしてしまい、善意を寄せていただきました皆様およびご被災者、関係者に対して心からお詫び申し上げます。私たちはあまりのショックに言葉を失っているという状況であります。誠に申し訳ございませんでした。

この不祥事は、今年3月、義援金を寄せられた方からの問い合わせにより調査した結果、発覚したものであります。当町では、このことの重大さに気づき、直ちに調査に入り、3件で9万533円の着服が判明いたしました。義援金をあげていただいた人々

の善意を踏みにじった極めて悪質な行為であり、警察当局に報告するとともに刑事告訴をいたしました。その結果、先刻 5 月 2 9 日、当町 34 歳の福祉課職員が逮捕されました。

昨年3.11直後からこの苦難を共有し、被災者の方々への支援の手を差し延べようと私たちにできることを住民の皆様と共に精一杯頑張ろうと取り組んできました。 愛荘町としても救助救援、給水活動、避難所へ職員の派遣、被災者の避難所確保と受け入れ態勢の整備、また、救援物資の受け入れおよび被災地への搬送ならびに日本赤十字社中央共同募金会の義援金受け入れの取りまとめなどを行い、多くの住民の皆様から金品をお寄せいただきました。当町でお受けいたしました義援金は1,080万円を超え、先の2つの機関に納入をいたしております。

このような努力も、今回の不祥事で一瞬にして水泡に帰してしまいました。残念至極で、言葉に言い尽くせない無念さで一杯であります。毎日いろいろな会合でお詫びいたしております。これからは組織挙げて全力で、信頼回復のため職員一丸となって精進してまいる所存であります。町民の皆様をはじめ多くの関係者に多大のご迷惑とご心配をおかけし、本当に申し訳ありませんでした。心からお詫び申し上げます。

さて、今期定例会に提案いたします議案について、ご説明を申し上げます。

報告案件2件、改正条例の専決処分承認案件2件、平成23年度愛荘町一般会計ならびに特別会計の補正予算の専決処分承認案件3件、条例改正議決案件2件、町道の路線の認定議決案件1件、平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)ならびに後期高齢者医療事業特別会計補正予算・介護保険事業特別会計補正予算・下水道事業特別会計補正予算、合わせて15案件をご提案させていただきました。

まず、報告案件2件につきましては、平成23年度滋賀県市町土地開発公社決算報告ならびに23年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

次に、改正条例の専決処分承認案件2件につきましては、いずれも法令等の改正に伴うものであります。税条例ならびに固定資産税の不均一課税に関する条例におきましては、3月31日付けで専決処分したものの承認をお願いするものであります。

平成23年度一般会計ならびに特別会計の補正予算専決処分承認案件3件につきましては、一般会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・国民健康保険事業特別会計・下水道事業特別会計におきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ3月31日付により専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでありま

す。

次に、条例改正議決案件2件につきましてですが、議案第42号 愛荘町行政組織条例等の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法が改正されまして、外国人住民について、これまでの外国人登録制度が廃止され、日本人住民と同様に住民基本台帳の適用となります。この7月9日から施行されるため、必要な条例整備を行うものであります。この改正条例で5本の関係条例を改正いたすものでありまして、愛荘町行政組織条例、住民基本台帳カード利用条例、印鑑条例、犯罪被害者支援条例、手数料条例のそれぞれ必要改正であります。

次に、議案第43号 文化財保護条例の一部を改正する条例につきましては、新たに有形文化財8件を町指定文化財として指定されたことにより、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第44号 町道の路線認定につき議決を求めることにつきまして、1路線を再認定することにつき議決を求めるものでございます。

次に議案第45号~第48号までの4議案につきましては、平成24年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず議案第45号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)でございますが、補正額は27万7,000円を増額し、総額を84億1,427万7,000円とするものでございます。補正の主なものでありますが、去る4月3日に突風によりまして、多くの町施設に損害を被りました。そのため、再開による修繕が必要となり、愛知川幼稚園採光部の修繕、秦荘幼稚園吊り天井および瓦の修繕、愛知川東小学校・秦荘西小学校いずれも体育館の屋根の修繕、給食センターエアコンの熱交換機の交換で、総額合わせまして約700万円を追加することとなりました。また、懸案でありました病児、つまり病気にかかった子ども、病後の子どもを保育する事業を広域で取り組むこととなりまして、その費用負担43万円の増額、つくし保育園に防犯カメラを設置する費用129万円の増額などを補正いたします。

次に議案第46号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)でありますが、平成24年度後期高齢者保険料率の決定に伴いまして、歳入歳出それぞれ699万6,000円を減額し、総額1億4,400万4,000円にするものであります。

次に議案第47号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

では、介護保険料の確定および人事異動に伴い、歳入歳出それぞれ360万円を追加し、総額12億260万円とするものであります。

次に議案第48号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)では、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、総額12億520万円とするものであります。以上、平成24年6月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(本田秀樹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、3 番、城貝増夫君、4番、髙橋正夫君を指名します。

◎会期の決定

〇議長(本田秀樹君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間にしたい と思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの12日間に決定しました。

〇議長(本田秀樹君) 日程第3 一般質問を行います。順次、発言を許します。

◇ 西澤久仁雄君

〇議長(本田秀樹君) 9番、西澤久仁雄君。

[9番 西澤久仁雄君登壇]

〇9番(西澤久仁雄君) 9番、西澤久仁雄です。一般質問を行います。まず第1に、 節電計画についてお伺いいたします。

昨年の東日本大震災以降、節電が叫ばれております。政府は、この夏の節電目標を 発表されました。2010年並みの猛暑を前提にした原案では、電力各社からの融通 で、関西電力は15%の節電目標です。愛荘町として、昨年度は夏季休暇の取得、室内 温度の調整等節電対策を実施され、今年度も昨年同様の方針を全協で発表されました が、今後の節電対策・省エネ対策の中・長期計画をどのように考えているか、お伺い いたします。

節電の方法はいくつかありますが、節電の1つとして、学校および町公共施設の照明器具を発光ダイオード(LED)に切り替える計画はあるのか、お伺いいたします。

照明器具メーカーが3月にLED、Zシリーズ新製品を発売されました。その説明によりますと、従来の蛍光灯のようなイメージのホワイトチューブモジュールは、通常の教室で十分な明るさと拡散光を保つことができる。また、100台でシミュレーションをした場合、従来の蛍光灯(40W2灯)の年間電気代約60万円のところ、24万円(約60%削減)と、大幅な省エネが実現できるタイプがあります。また、施工面でも器具本体はそのままで交換ソケットとランプ部分を取り替えるだけで済む電源内蔵タイプもあり、スピーディで低コストなのが魅力と報じられています。

節電対策・省エネ対策はできるところから始められると思いますが、学校施設と庁舎および町公共施設のLEDへの切り替えの計画をお伺いいたします。

まず第一に、今申し上げましたように、①町として節電対策・省エネ対策の中・長期計画の考えはあるか。②学校施設関係のLEDに切り替えの計画はあるか。③庁舎および町公共施設のLED切り替えの計画はあるか。

2つ目に、地震等災害に関してのマニュアルができているか、お伺いいたします。 各学校では、危機管理マニュアル(不審者への対応について)は日頃、危機対応を していただいていると思いますが、地震等災害に関してのマニュアルができているか、 子どもを守るには地域連携が不可欠であるため、お伺いいたします。

東日本大震災の学校での対応から、地域と学校の関係を考えようと、文部科学省は2月に「震災対応を通じて考える地域とともにある学校づくりフォーラム」を開催され、3月には文書化されました。「子どもが学校にいる時間は年間の5分の1。残りの5分の4は家庭・地域にいる。地域との連携体制の構築なしに子どもの命を守ることはできない」と報じられていました。町教育委員会もいち早く諸問題にお取り組みをいただいていると思いますが、学校が災害時の避難所になっていると思いますので、お伺いいたします。

①学校防災の視点に立った避難場所・避難路の想定を学校ごとにつくってあるのか。

②子どもの保護者への引き渡しの手順や方法の再検討はできているか。③避難所の設営や運営への教職員の関与の仕方を決めているか。

3番目に、コンポストの助成金についてお伺いいたします。長年要求をしておりましたコンポストの助成金を、今年度は予算化されました。商品が4,000円以上なら、一律2,000円だそうです。生ごみ処理機の助成金は、6万円以上の商品は半額(50%)でありますが、なぜ一律2,000円か、お伺いいたします。

あるメーカーでは、 130ℓ は 7,990 円、 150ℓ は 8,990 円、 250ℓ は 11,990 円と、大き さによって値段もまちまちであり、一律 2,000 円は何を根拠に考えられたのか、お伺いいたします。

①生ごみ処理機と同様の半額(50%)の助成金を出せないか。②一律2,000円といわれた根拠は何であるかお伺いし、以上質問をいたします。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) 本日の本会議におきましては、先般、議会からご提案いたしました初めてクールビズでの開会となります。

さて、西澤議員のご質問のうち、節電・省エネ対策についてお答えをいたします。 大変恐縮でございますけれども、私事でございますが、昨年4月から今年の3月までの1年間、私の家庭でも節電をやりました。その結果、対前年1,110kW減、1年間で16.8%の節電となりました。特に昨年の夏は比較的涼しく、エアコンから扇風機に切り替えたことで、8月は182Kw減、29.7%の節電となりました。

最近は関西電力の毎月の検針による使用料報告に、対前年同月の比較を記しています。そういったものをもとに計算をしてきたものでございます。家庭においても、その気になればある程度節電ができると思った次第であります。

さて、関西電力では大飯の再稼働が決まりましても、7 月 2 日から 9 月 7 日までの約 2 ヵ月間、午前 9 時から午後 8 時までの間、2 0 1 0 年の夏に比し 15%の節電協力を依頼をしてきております。

一方、滋賀県では去る29日に緊急節電対策本部を設置し、節電行動計画の立案、 県有施設や職員の節電卒先行動の推進、節電の啓発、県民運動の促進などに取り組む といたしています。

本町におきましては、5月14日から10月末までの間をクールビズとして軽装で

勤務することとし、冷房温度を 28℃と設定いたしました。そのほか、照明のこまめな 消灯やパソコン電源の切断、グリーンカーテンの植栽、これは毎年試行錯誤を重ねて いますが、今年は風船かずらを植えているところであります。

また、昨年に続き8月14日から16日まで、開庁方式を維持しつつ、集中休暇を 利用し必要最小限の人員を配置して冷房を停止し、節電に取り組む予定であります。

さらに、住民への協力要請につきましては、町広報で節電の方法やチェックシート などを掲載し、節電の実行を7月号でお願いしていきたいと考えております。

また、愛知郡広域行政組合におきましては、既に停電時の対策も含め、発電機の準備、作業時間の短縮、ポンプ稼働時間を電力ピーク時の午後1時から4時を避け夜間にずらす、住民への節水要請などの計画を既に立てております。

次に、中・長期計画および照明施設のLED化についてですが、学校や庁舎の内部 照明、現在1,300 基ある防犯灯などは、消費電力が少なく寿命が長いLEDに切り替 える必要があると考えております。現在、試行にも取り組んでいますが、問題点は電 球だけの交換でなく器具ごとに取り替えが必要とのことで、現時点では器具・施工費 が高額になることから、中・長期的な計画を立て実行する必要があると考えていると ころであります。

また、冷暖房の効果が極めて大きい窓のペアガラス化などについても、可能性を検証し、所要額の算定などを検討したいと考えておるところでございます。

〇議長(本田秀樹君) 環境対策課長。

〔環境対策課長 飯島滋夫君登壇〕

○環境対策課長(飯島滋夫君) 西澤議員の3点目の「コンポストの助成金について」のご質問のうち、1点目の「生ごみ処理機と同額の半額の助成金を出せないか」についてお答えをいたします。

家庭から生じる中ごみの自家処理への関心を高めるとともに、ごみの減量と再資源 化を推進することを目的として、今日まで生ごみ処理機(電気式)の補助を実施して まいりました。

しかし、本町では従来より畑等での生ごみの堆肥化をされているということから、 本年度より生ごみ処理容器を補助の対象としました。その補助金額ですが、生ごみ処理機と同様の処理容器の購入価格の2分の1で限度額2,000円を助成金としております。 次に、2点目の「一律2,000円といわれた根拠は何か」についてですが、2,000円の金額設定については、滋賀県内での補助金実施状況および近隣市町の状況を参考にして設定をしました。

現在、コンポスト(生ごみ処理容器)の補助金の状況については、県内 19 市町中 14 市町がコンポスト(生ごみ処理容器)の補助を行っており、そのうち電気式を含めて補助しているのが7市町で、電気式処理機と処理容器の補助を分けているのが7市町であります。その補助率は2分の1で、補助金額が2,000円~5,000円となっており、近隣市町もこの中に含まれております。

また、コンポストの価格も店舗により異なりますが、一般的によく使用されている 大きさのものが 5,000 円程度で購入できるということから、約2分の1であります 2,000 円と限度額と設定させていただきました。以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君) 続いて、「学校施設関係のLED照明への切り替えの計画 はあるのか」ということについて、答弁させていただきます。

近年、地球規模の環境問題が世界共通の課題として提起されていますが、学校施設においても、環境負荷の低減や自然との共生に配慮した整備を進めるため、太陽光発電の導入や既存施設の空調・電力・使用水量の低減、緑化推進など、子どもたちが環境問題を身近に感じられるよう、省エネルギー化に対する取り組みが重要視されています。

特に学校施設で使用されるエネルギーの大部分は電気エネルギーでありまして、議員ご指摘のとおり、学校施設での電力供給力の減少等に対応するため、LED照明の普及は重要であると認識しております。今後は国庫補助金等を活用するなど財源の確保に努めながら、教育施設の改修工事と合わせて取り替えができるよう検討していきたいと考えております。

ついで、「地震等災害に関してのマニュアルができているか」について答弁をさせて いただきます。

まず1点目の「学校防災の視点に立った避難場所・避難経路の想定を学校ごとにつくっているか」ということについてですが、各学校における防災計画は、消防法第8条第1項に基づくとともに本町の地域防災計画の文教関係対策に則って計画しており

ます。今年度においても、各校で消防計画を策定し、4月より避難訓練等を実施しております。

本町の学校はすべて耐震補強がされているため、安全な避難場所であります。避難経路は各教室から運動場や体育館等、臨機応変して避難できるよう計画をしております。今年度、町の地域防災計画も見直しの方向でありますが、この計画に基づき火災・地震・その他の災害の予防や対策、人命の安全ならびに被害の防止を図っていきたいと思っております。

2点目の「子どもの保護者への引き渡しの手順や方法の再検討はできているか」についてですが、まず、子どもや職員が身を守り、自らの命を守ることが最優先であります。さらに、避難が必要な場合は避難経路・避難場所の安全を確認し避難いたします。命の安全が確保された段階で保護者への連絡を取りますが、子どもは学校の最も安全なところに避難させておりますので、保護者への引き渡しの場合、学校で保護者を確認し引き渡しをいたします。

また、家庭への緊急連絡簿は担任のほか学校にも定めた場所に保管し、緊急時に対応できるよう備えております。現在、雷雨等で緊急に下校時刻を変更する時などは、防災補選で周知をしております。さらに保護者の携帯電話等へのメール配信の準備も進めております。より安全で確実に引き渡しができるようにしたいと考えておりますので、ご理解ください。

3点目の「避難所の設営や運営への教職員の関与の仕方を決めているか」についてでありますが、これは先ほど述べました町の防災計画に則って実施いたします。対策本部からの指令を受けて、学校長が指揮官となり、教職員は通報連絡係・避難誘導係・児童管理係・防護安全係・検索救助係等に分かれて任務に当たります。教職員は、先ほども答弁いたしましたが、子どもの安全確保を第一として関与いたします。以上でご質問3点の答弁とさせていただきます。

〇議長(本田秀樹君) 9番、西澤久仁雄君。

〇9番(西澤久仁雄君) 9番、西澤久仁雄。再質問を行います。

まず、町長が器具等も替えなければLEDに取り替えができないというふうな答弁をされました。私が一般質問で読み上げましたのは、器具を替えなくても、交換ソケットとランプ部分を取り替えるだけで工事ができるというような、そういうようなメーカーがございます。それで一般質問に取り上げたわけです。なぜもう少し他のメー

カーとの整合、あるいは研究が十分してないかというのは、要するに電気はACで入ってきて、LEDはBCに変換するという、変換器の小型化をされておられる。メーカー統一がしたいために、一般的な共同開発ができてない。けど、メーカーはそうして十分対応のできる器具を販売されておられます。器具選対ではなくして。

といいますのは、平成24年3月5日の教育新聞にも、メーカーは言いませんけれ ども、載っております、新聞に。どこで勉強されたか知らんけど、違いますか、その 答弁をお願いしたいと思います。

それから、コンポストについての再質問です。小売店によって多少金額は違うと思います。私も、小売店等も回って調べてきました。A小売店ではなるほど950用で4,480円、1300用で4,980円、1600用で7,980円。もう1店、C小売店では100型という形で売っておられて、100型が2,980円、150型が4,480円、200型が4,980円。もう1店、これは頑丈で丈夫ですよというN店のものは、1800用で10,800円、3300用で15,800円。なるほど、金額だけでおっしゃるのはあまりにも軽率だと思います。消費者にとっては丈夫で長持ちという方もおられますので、ただ、県が2,000円~5,000円というようなことをしているのだったら、愛荘町としての知恵がないのと違うか。もっと勉強していただきたい。この点についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

あとは教育長に、もうお願いなのでこれはまた個々にお話しさせていただくとして、 再質問を終わります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〇町長(村西俊雄君) 再質問にお答えをさせていただきます。

実は私も、家で長い蛍光灯が切れましてLEDに替えようと思って、電気屋へ行きました。私の家は、切れるたびにLEDに替えていこうと、高いところだけは一斉に替えましたけれど、切れる時に替えていくという方法を取っていますが、「長い蛍光灯のLEDはないか」と言ったら、「大手の電機メーカーでも今ありません」と言われて、全くLEDの技術開発が遅れているなというふうに私は感じておりまして、今、庁舎の関係も2年ほど前から口が酸っぱくなるほど担当課には、「LEDに替えられないのか」としょっちゅう言っているのですけれども、電気の専門的なことは私自身もわかりませんが、総務の方ではいろいろと研究をしておりますので、技術的なことは総務主監の方からお答えさせていただきます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 総務主監。
- ○総務主監(福田俊男君) それでは、今のご質問の器具等の取り替えは必要ということで、器具あるいは工事代が高くなるというとこら辺の研究のとこでございますが、ここでご答弁申し上げさせていただいておりますのは、庁舎等の照明器具の関係の部分、あるいはまた防犯灯の設置をいたしております器具類等の部分につきまして研究いたしたものをご答弁させていただくものでございます。

既に地球温暖化防止対策という中で、省エネルギーに取り組んでおりまして、特に電灯関係につきましては庁舎あるいは町有施設すべてでございますが、蛍光灯からLEDに交換をしてまいりますと、蛍光灯の安定器等を取り替える必要がございますので、これらに伴います工事費も伴ってくるということからの部分で、工事費が高くなってくるというふうな状況でございます。

LEDの交換の電球等についての器具等々の問題については、今ほど町長が答弁申 し上げたところでございます。

次に防犯灯の関係でございますが、これにつきましてもそれぞれ旧町の時代から防犯灯が設置をされておりまして、器具等につきましてはそれぞれイメージアップのため特殊な工法等を採用されたものを付けさせていただいております。そういう関係から順次、消灯した部分から現在試行的にLEDの実証もいたしておりますが、これらに伴いましても安定器の交換、あるいはまたソケット部の器具の交換も必要になってまいりまして、現在試行している部分についても非常に高額な状況で、点灯状況も今検証いたしておりますので、そういう中で、答弁の中で器具あるいは工事費等が多額になるというご説明をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 環境対策課長。
- ○環境対策課長(飯島滋夫君) 先ほど議員からご指摘がありました 2,000 円の根拠でございますけれども、先ほどもお答えしましたように、販売店の調査をさせていただいて、先ほども言いました 5,000 円程度、議員からお示しのあった 2000で 4,980 円という金額を調べておりまして、それの 2 分の 1 の 2,000 円ということで補助金の限度額を決定をさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。
- **〇議長(本田秀樹君)** 西澤久仁雄君。
- **〇9番(西澤久仁雄君)** 9番、西澤久仁雄。再々質問を行います。

まず、今の環境対策課長ですが、私が言いたいのは、1か所だけを調べてそれを参考にしたというのは、私は先ほど言いましたように調べました。人によっては簡単なのでまた替えてもいいわという方、また丈夫で長持ちで長いこと置いておきたいという、いろいろなお方がございますので、それをもっとなぜ考慮ができなかったかというようなことです。

「こうだからこうだ」というのではなしに、今後はいろいろな方の意見を聞き、参 考にし、また今後はそれに役立てていくとか、何とかいう答弁をしていただかないと、 これ町民の皆さんがお聞きして納得いただけませんよ。もう少ししっかりした答弁 をお願いしたいと思います。

もう1点、LEDに関しましては、一応私もいろいろな書類あるいは雑誌等も持っておりますので、今のところちょっと金額は高くなるかもわかりませんが、中・長期的な計画はという問い合わせについては、だいたい、電気代と器具との金額を精査して、「こういう時点が来ましたらこうしたい」とか、その目途が答弁をいただいておりませんので。早く言えば、先ほど言いましたように6分の1程度の電気消費量で済むということですので、愛荘町の40Wの蛍光灯使用料といったら相当なものですので、そういうものを考えて、精査して、そして「だいたいこれぐらいになった時にはこういう計画を持っております」とか、ただ「高いから今のところはやめです」では、中・長期的な考えと違います。もっとしっかりした中・長期的な計画を立てて、答弁をいただきたい。以上です。

- **〇議長(本田秀樹君)** 住民福祉主監。
- **〇住民福祉主監(杉本幸雄君)** コンポストの金額についての再々質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のように、確かに耐久性の問題もございますし、それとごみの減量化のために以前から取り組んでおりました機械式の高額な器具まで購入しなくても、畑等で処理ができるという方のことも考慮する必要がございますので、そういう点を含めて、議員のご意見を参考に耐久性、あとの効果等を考えます時に、投資費用につきましてももちろん住民さんの出費を抑えられるという面もございますので、その辺を前向きに検討させていただきたいと思います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 総務主監。
- ○総務主監(福田俊男君) 再々質問にお答えをしたいと思います。

今ほど中・長期のLEDの計画についての考え方ということでございますが、先ほど言いましたように、非常に器具類等の交換に伴います工事費を含めて多額の費用というようなことを申し上げておるところでございますが、現在まだLEDについては、技術的には既にメーカー等で開発が進んでいるところでございますが、まだまだ研究が進められるというふうなことも考えておりますし、また、器具類等につきましても取り替えの時期と言いますか、そういうふうな時期とも兼ね合いを考えながら、考えていきたいなと思っておりますが、まずは現在の維持費と言いますか、ランニングコストの費用の部分と、それから開発されてくるLEDの費用との兼ね合いも考えながら検討していきたいと思っております。

防犯灯につきましても、先ほど申し上げましたように順次検証しながら、開発されてくるLEDの方に向かっての方向を考えさせてもらっておりますが、これも先ほど申し上げましたように、ナトリウム灯につきましても、一定、虫等の被害のことも考えながらそういうものを選定した経緯もございますし、検証する中での効果と合わせて器具のランニングコスト、あるいはまた設置費用との関係を見ながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

◇ 瀧 すみ江君

〇議長(本田秀樹君) 12番、瀧 すみ江君。

[12番 瀧 すみ江君登壇]

〇12番(瀧 すみ江君) 12番、瀧 すみ江。一般質問を行います。まずはじめに、福祉医療について2点ほど質問します。

1点目には、障がい者の福祉医療についてです。先日、「愛荘町と東近江市の障がい者の福祉医療が違う」という情報を得たので、それぞれの条例を調べてみました。愛荘町と東近江市の違う点をあげてみますと、東近江市では「障害者手帳の交付を受け、障害の程度が3級又は4級に該当する者・児童相談書又は更正相談所において知的障害が中度又は軽度と判定された者」となっていますし、愛荘町では「身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が規則別表の3級に該当するもので、児童相談所または更正相談所において知的障害の程度が中度と判定されたもの」となっています。つまり、「障害者手帳4級と知的障害の判定が軽度」の方は、東近江市では福祉医療の対象なのに、愛荘町では福祉医療を受けられないことになります。社会的弱者への手厚い対

応について、東近江市に学ぶべきと考えます。

以上のことから、東近江市と同じく「障害者手帳4級と知的障害の判定が軽度の方まで、福祉医療の対象を拡大すること」を求めますが、答弁を求めます。

2点目には、子どもの医療費無料化についてです。これについては、12月・3月 議会でも質問し、引き続き3回目の質問となります。

3月議会で町長は「次の段階としては、小学生の無料化を進めることではないかと認識している」と答弁しています。某ミニコミ誌によると、東近江市では今年10月から医療費助成を小学校3年生まで拡大する条例改正を、3月議会で上程したとのことです。豊郷町・多賀町の小学生への医療費助成に続き、東近江市でも小学生への医療費助成が10月から実施されます。周りの市町の子育て支援がここまで進んできているので、「愛荘町も早く」と思わずにはいられません。

以上のことから、「医療費完全無料化を小学生に拡大すること」を求めますが、答弁を求めます。

次に、道路の安全対策について2点ほど質問します。

1点目として、通学路に対しての安全対策です。先日、京都で小学生の集団登校中の痛ましい事故が起こりました。町内の通学路を見た場合、歩道のない所もあり、もしもの場合が心配です。中山道は側溝に蓋が設置されて道路幅は広くなりましたが、歩道はなく、通学路としては危険がはらんでいると言わざるを得ません。県道ではありますが、湖東愛知川線で愛知川小学校の通学路となっている部分も、小学生が歩いているのを見ていると、道路幅が狭いし、かなり危ないと感じています。「通学路で歩道のない道路・狭隘な道路に対する安全対策をどのように考えているのか」について見解を求めますが、答弁を求めます。

2点目に、湖東三山スマートインターチェンジ開設に伴う道路の安全対策についてです。県道松尾寺豊郷線は集落の中を通っている道路であり、「スマートインターが開通すれば、国道8号との間を行き来する通過道路になってしまい、交通量が増えて歩行者が危険にさらされるのではないか」という不安の声を、道路の近隣の住民の方々からお聞きしています。

このような近隣住民の方の不安を解消するために、「スマートインターの利用車が県 道松尾豊郷線を通行しないよう配慮する対策」を求めますが、答弁を求めます。

最後に、介護保険事業について3点ほど質問します。

1点目に、介護保険料についての説明責任についてです。3月に介護保険料引き上げの条例が可決され、町民に伝えているところだと考えますが、行政は町民の方に納得していただけるように説明責任を果たさなければならないので、「説明をどのように実行しているのか、また、町民の方の反応はどうか」等、その状況について答弁を求めます。

2点目には、今年度から介護サービスの部分で改定された点があります。例えば、介護報酬の改定によって、通所介護では「3-4時間」「4-6時間」「6-8時間」に分かれている時間区分を、「3-5時間」「5-7時間」「7-9時間」に見直され、また、ホームヘルパーによる生活援助の時間区分は、「30分以上 60分未満」・「60分以上」が、「20分以上 45分未満」・「45分以上」に見直されました。

「24 時間対応サービス」として、在宅介護の目玉施策として「定期巡回・随時対応型サービス」が新設されました。これらの改定の中のほんの一部分ですが、今年度からの「介護保険または介護報酬の改定が愛荘町の利用者に及ぼす影響」について、答弁を求めます。

3点目には、「介護相談員派遣事業」についてです。介護相談員派遣事業は、決算書などを見ますと、地域支援事業の任意事業として平成20年度から平成23年度まで実施されています。配付された説明資料を見ますと、「介護サービス提供事業者への介護相談員派遣」と書いてありました。この介護相談員派遣事業は、4年間継続されたようですが、今年度予算からは計上されていません。「介護相談員が何人いて、何日活動していたのか、どんな活動をしていたのか、その成果は何だったのか」、また「、4年間継続されて今年度からは廃止になった理由は何か」などについて説明を求めますので、答弁を求めまして終わります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) 瀧議員のご質問のうち、福祉医療ならびに小学生の医療費無料 化についてお答えをいたします。この課題は、これまで毎回のように瀧議員からご提 案をいただいておりまして、そのたびお答えさせていただいておりますが、私の考え に変わりはございません。

現在、愛荘町における乳幼児福祉医療制度は、小学生未満の未就学児におきまして完全無料化を実施しておりまして、小・中学生におきましては、入院時における医療

費を助成いたしております。

入院時の無料化は中学生までの適用が普通になってきました昨今、通院を含めた無料化はまだ数市町が実施している段階で、拡大傾向にはあります。当町にとって子育て支援は重要な施策であり、次の段階としては小学生の無料化をどこまで進めるのかといったことであると認識はいたしております。これまでのお答えのように、近隣市町の状況を勘案しながら、実施した場合の所要額や財政状況とも照らし合わせて検討していきたいと考えております。

次に、「障害者手帳4級と知的障害の判定が軽度の方まで、福祉医療の対象を拡大すること」についてですが、知的障害の判定は療育手帳において軽度の判定を受けている方ということになるわけでありますが、障害者手帳4級の方と合わせて対象者が約240人となりますので、所要額や近隣の市町の動向も勘案しながら、今後の検討課題といたしたいと考えているところです。

〇議長(本田秀樹君) 農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

〇農林建設主監(山田清孝君) 瀧議員の「道路の安全対策」について、答弁をさせていただきます。

通学時における交通安全対策・防犯対策については、地域・学校・家庭が連携して 未然に事故を防ぐよう、日夜ご努力をいただいているところです。町にとって子ども たちに安全・安心な生活環境をつくることは、必要不可欠な課題となっております。

中山道の歩道設置についてですが、現在、逐次現況のオープン水路を改修しまして、 可変側溝等を布設し暗渠にすることによって、道路幅員を広げております。ただ、歩 車道が分離できていない状況であるため、安全対策上必ずしも安全とはいえない状況 でありますが、現状の道路で路側線を広げて、道路幅を絞った対策を講じて、スピー ドの抑制を図っているところでございます。また、この中山道は速度規制、また時間 的に大型車の通行規制をしていますが、さらなる安全対策となると、境界標識等を設 置する方法がありますが、道路幅を考えると、路面表示も有効な方法と思われます。

また、県道湖東愛知川線だけでなく、以外の県道も歩道の未整備区間がありますので、早急に整備していただくよう、湖東土木事務所(県)に強く要望しているところであります。

いずれにしましても、道路整備、とりわけ歩道設置は地元の協力なくしてはできな

いことでありますから、計画的に整備を図っていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、スマートインターチェンジの開通に伴う松尾寺豊郷線の関係について、答弁 をさせていただきます。

湖東三山インターは、今年秋に下り車線の橋梁工事が予定されており、平成25年 度完成に向けて工事が進められているところです。インターから国道8号までのアク セス道路については、現在検討を進めているところですが、ご質問の県道松尾寺豊郷 線は小学校が隣接しながらも歩道が狭く、通勤等の交通量が多いことから、インター 開通に伴いさらに車が増加する懸念があります。

アクセス道路の最大の課題は、新幹線をどの方法で通過するかであり、滋賀県がJRと協議をした結果によると、上部の通過は認められない旨を聞いていますから、今後のルート検討について十分協議をしていきます。

また、東西道路については、現在整備中の町道名神国8線をはじめ町見地上蚊野線等がありますので、南北に走る県道目加田湖東線(目加田東信号から下山木方面)および県道彦根八日市甲西線(ホシデンエフディから北八木方面)を活用して、できるだけインター利用車両を誘導して通過車両の分散化を図りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

〇議長(本田秀樹君) 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監(杉本幸雄君) それでは、瀧議員の最後のご質問、介護保険事業の 1点目、「介護保険料についての説明責任」についてですが、4月の区長総代会や愛知 川・秦荘それぞれの老人クラブ連合会の総会などにおいて、介護保険料改定の説明会 開催の機会を設けていただくようご依頼を申し上げ、この6月2日の長野西自治会を 皮切りとして、現在、自治会単位へ説明会に出向いているところでございます。

説明内容としましては、介護保険料は、第5期介護保険事業計画に基づき今後3年間に必要な介護給付費用を算出して、65歳以上の方が負担いただく介護保険料を決定しているものでございまして、引き上げなければならなかった要因としては、高齢化が進行することに伴い、現状のままでは介護認定者が増加をしているため、65歳以上の方が増加する費用を負担していただかなくてはならない状況であることを説明し、介護給付費用を少しでも抑えるためには、皆様方の健康維持と介護予防に積極的

に取り組みいただくことがまず第一番であるということで、介護保険料の上昇を少しでも防ぐことができる旨のお願いをしております。

介護予防については、地域包括支援センターにおいて個人参加の教室から自治会単位とした教室の開催まで4段階の事業を実施しておりまして、最終的に皆さんが主体的に介護予防活動に取り組まれることを町内に広げていくよう努力しているところでございます。

また、5月下旬には「愛荘町高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画」 の概要版を全戸配布させていただき、同様の内容を掲載して、健康維持と介護予防が 大切であることをお知らせしております。

説明会での反応についてですが、現時点ではご質問やご意見等はない状況でございますが、介護保険料を決定する前の説明会であれば、関心も高く意見も出るのではないかともお聞きしていますので、次回の計画策定時にはパプリックコメントの手法について検討を要すると考えております。

次に、2点目のご質問の「介護保険また介護報酬の改定が愛荘町の利用者に及ぼす影響」について、お答えいたします。介護保険また介護報酬の改定については、国において平成22年度後半より、審議会等により基本的な考え方を示されまして、以降、詳細についての改正内容を示されてきたところです。町においては、毎月開催しております介護支援専門員連絡会議(ケアマネジャー連絡会議)において、ケアマネジャーの方々に改定が見込まれる内容の情報提供や意見交換を実施をしました。このことは、在宅生活を営まれる利用者の改正後のサービス計画の策定に混乱をきたさないように、早い段階で対応をしていただくために対応したものでございます。

議員がご指摘されました在宅サービスの通所介護と訪問介護については、利用される時間が変更され、報酬額についても変更がなされ、利用時間が短縮もしくは延長となったことや、利用者の負担額が増減をしておりますが、担当されているケアマネジャーの方々のご努力によって、利用者やご家族などがご理解をいただいてる模様でございまして、施設サービスを含めて介護サービス提供に不都合をきたしている等の相談は、現時点ではございません。

また、新たなサービスとして第5期介護保険事業計画において「複合型サービス」 と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の提供基盤の確保に努めることとしており まして、利用者のニーズやケアマネジャーの方々のご意見等をいただきながら、公募 の手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問の「介護相談員派遣事業」について、お答えいたします。介護相談員派遣事業は、利用者の抱える不安や不満・苦情などが大きなトラブルとならないように「介護相談員」が訪問し、利用者の話をしっかりと聞いて事業者や行政に橋渡しすることで、適正かつ充実した介護保険サービスの実現を目指すものでございます。

本町では、平成20年度に介護相談員6名を募集し、平成21年度には1名が辞退され5名体制での活動となりました。

訪問回数は、特別養護老人ホームについては月2回、通所介護事業所については月1回の割合で、1回の訪問を2時間程度で実施してきたところでございます。1人の介護相談員が月に3回~4回程度、事業所を訪問させていただきました。訪問された内容については訪問ごとに報告いただくとともに、その内容を事業者にも提供し、介護相談員が肌で感じられたことを伝えさせていただきました。

活動内容は個々において差はございますが、利用者の方と会話する中で事業所や行政に対するご意見を傾聴していただき、課題などがある場合には事業所にお話しいただくとともに、行政にも報告いただくこととなっております。介護相談員より4年半のうち数件の課題提起がございましたが、既に町が対応している事案や事業所内で対応を始められていたものでございます。

成果としては、介護相談員に世間話を聞いてもらえるので利用者の方が楽しみに待っておられるとの報告が大半です。しかし、訪問されることを拒んでおられる利用者 さんもおられるために、事業所においては日程調整をされることに苦慮をされておられることもございました。

今年度から廃止とのご質問でございますが、現状では傾聴ボランティアなどのボランティアで対応されている事業所もございますし、利用者さんの不安な不満などについても事業所内の生活相談員が対応されておられ、ご家族からのご意見等については地域包括支援センターの総合相談事業で対応しているところでございます。

このような状況において、今後の活動内容に生かすために、任期が満了した平成2 4年3月末で一旦本事業を終了し、次のステップとしてケアマネジャーさんや事業所 等と協議を行うなどして方向性を見出していきたいと考えております。以上でござい ます。

〇議長(本田秀樹君) 12番、瀧 すみ江君。

〇12番(瀧 すみ江君) 12番、瀧 すみ江。再質問を行います。

まずはじめに、福祉医療について再質問します。現状のままでは答弁としては、すぐ変えるということではないけれども、検討課題としたいという意味だったと思いますが、やはり福祉に手厚い自治体が町民にとって住みよいまちということになるわけです。憲法 25 条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められていて、また地方自治体の仕事は、町民の健康と福祉を守ることからいっても社会的弱者の基本的人権を保障するために、条件を広げることが必要だと思います。

やる気があれば、大きな自治体よりも小さな自治体の方がきめ細かい配慮ができる はずです。大きな東近江市よりも優れた施策を行う力が愛荘町にあると考えます。前 向きに取り組んでいかれるというふうに、答弁を良い方にとらえさせていただきます けれども、確実にこの条件拡大について前向きに取り組んでいただくことを再度求め ますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

次に、道路の安全対策について再質問をさせていただきます。先日、ニュースを見ていましたら放映をされましたが、4月23日、先ほども申し上げましたけれども、京都府亀岡市の事故を受けて文部科学省と国土交通省・警察庁の幹部が協議し、全国の公立小学校の通学路について、できるだけ早く安全点検を行い、この夏までに点検結果をまとめることを確認したというものでした。

愛荘町でも最近、死亡事故が起こっていて、この警察管内の中でも成績がよくないとか、そういうこともちょっと言われておりましたけれども、子どものことではないのですけれども、そういう状況もあります。そして、数年前に中山道でも、これも子どもではありませんが、朝の時間帯に死亡事故がありました。子どもが安全に通学できる環境が整っているとは言えない状況で、先ほども答弁で言われておりました。

ですから、事故が起こってからでは遅いので、やはり道路の拡幅を県に求めているということも答弁の中でお聞きしましたけれども、これも続けていただきまして、町道も含めて末端道路やガードレール設置、このようなことも含めてできるところから通学路の安全対策を進めていただくことを求めますけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

次の県道松尾寺豊郷線については、前向きな答弁をいただきまして、小学校が隣接

しているけれども、歩道も狭いと。アクセス道路となったら本当に危ない状況になるということも答えていただきました。歩道があっても自動車がボンボンボン来ると、学生や子ども・高齢者が横断する場合に危険が伴いますので、このような状況も考えていただき、確実に交通量の増加を避ける対策を立てていただくことを求めますが、先ほどだいたい答えていただきましたので、同じ答弁になろうかと思いますけれども、やはり確認のため再度求めておきます。

最後に介護保険事業についての再質問をします。1点目の説明会の件ですけれども、 介護保険料の通知がもうそろそろ町民に届いてきて、私も実際、こんなに上がったら 生活できないとか、何とかならないのかという声もお聞きしているところです。これ が高齢者の率直な思いだと思います。

今、行政にできることは、やはり町民に納得をしていただける説明を誠意を持って 行うことです。難しい語句はやさしい言葉に換えてとか、そういうことも工夫をして いただいて、聞き手がわかるように説明していただかなければ納得していただけない と思います。納得が得られてこそ説明責任を果たしたことになると思います。

先日、担当課の方でどんな資料を配られるのかということで、資料の方も一部いただいてまいりましたけれども、この説明会では介護保険料のこと、ならびに災害時要援護者登録申請のお知らせを一緒に行うことになっているそうです。2つのことを説明していただくのに、質疑応答を含めて1回の説明会でどのぐらいの時間設定をしているのかについて、答弁を求めておきます。

次に、4月からの介護保険の改定についてですけれども、ケアマネジャーの方の会議などで状況や意見交換をされているとのことですが、家族の方やご本人も理解していただいているという答弁をいただいているのですけれども、どんな影響がということについては、理解されているということではなくて、状況としてどんな状況が生まれるのかということを担当課が把握されているのかどうかということが1つ問題になると思います。私も先日、ケアマネジャーの方の講演を聞く機会がありましたが、その内容を参考にして質問をさせていただきます。

平成21年度から23年度までの間、介護職員処遇改善交付金というものが支給されていましたが、介護報酬とは別に100%公費で賄うというものでした。ですから、利用料に組み込まれなかったと思います。介護職員処遇改善の加算というものが、今年4月から利用料に組み込まれるようになったということをこの場所で教えていただ

きました。

4月から利用料に介護職員処遇改善加算というものがあって、加算金の1割を利用者が負担するようになったそうです。これは利用者にとっても、今までと同じサービスを受けていた場合、負担分になることと思います。利用料を変えないようにと思ったら、サービスを減らさなければならない、こういうことになるのではないかと思います。町内の利用者の方からも、利用料が上がったという声も実際お聞きしているところです。

また、その講演の中で、生活援助のホームヘルパーのうち「45 分未満」と「45 分以上」に変わったことで、十分名サービスができなくなるという話もありました。洗濯機を回す、また干す、掃除・食事の支度を 45 分で行うということは、大変難しいことです。私が家事をやる場合を考えても、1 時間は必要です。途中で時間が来たら、あとのことは利用者がやらなければならないということになります。もちろん、落ち着いて会話することもできません。できないので、ヘルパーさんに来てもらうので、そんな不合理はないと思います。このように利用者に影響を及ぼしているということが言えます。

その状況が担当課が、町民サービスの機関ですから、どこまで把握しているのかということについて、それが問題になると思います。町民の立場に立って把握されてこそ、やはり町民と向き合った行政ができると思いますので、行政に把握していただきたい、そのように求めておきます。それについても答弁をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、介護相談員について再質問いたします。私がこのことを 取り上げたのは、実際、介護相談員をしていた方から苦情を聞いたからです。その声 を申し上げます。

先ほど答弁でも申していただきましたように、介護相談員は平成20年度の10月までに研修を受け、10月から介護施設に訪問・相談という活動を始めたそうですが、はじめは施設の対応にも戸惑いがありましたが、相談員が利用者と話して、施設側には把握できなかった利用者の会話などを報告書に書くことによって、施設からも歩み寄ってくれるようになったそうです。相談員をしていた方は、施設と相談員が歩み寄れるようになったのに、廃止は惜しい。なぜ廃止されたのかとおっしゃっています。

栗東市・長浜市・大津市などでは介護相談員の活動が続けられているそうです。行政が介護相談員を設置したにもかかわらず、会議が21年度・22年度には年1~2

回しかなく、23年4月に訪問施設を交代する会議を開くと言っていたのにもかかわらず、その会議もなく、23年度の会議は1度もなかったそうです。23年度で介護相談員が廃止になったにもかかわらず、どんな成果があったのか、こういう理由で廃止になるという会議を開くこともなく、文書1枚が送られただけで廃止になってしまったとのことです。

そのような担当課の対応は、怠慢な対応だと私は思っているわけですけれども、この声を届けていただいた方も、やはりこの対応に我慢できないと言って苦情を言っておられるわけです。このような担当課の対応について、これがいいのかどうなのか、どう考えているのか、答弁を求めたいと思います。

先ほどの答弁では、ほかの対応もあるので、任期が終わったので一旦休んでと、そういう感じに言われたわけですけれども、介護相談員の方の立場になってみると、介護相談員の方と施設が歩み寄れるようになって、これからという時、「そういう状況になっているのに、なぜ?」というこみとになるわけですけれども、こういう前向きな良い状況を担当課が把握して、前向きに取り組むのなら廃止ではなく継続の方向に向かわせるべきだと私は考えます。任期が終わったということで一旦止めて、また考えましょうというなら、それは納得ができるわけですけれども、介護相談員の方の努力がそこにはあったと思いますし、その努力を行政がどのように把握していたか、それも問われる話だと思います。ですから、介護相談員派遣事業の状況を正確に把握していたのか。どのようにそのことについて総括したのか。このことについての見解を求めておきます。

それぞれの答弁をお願いいたしまして、私の再質問を終わりたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〇町長(村西俊雄君) 私からは、最初の福祉医療の件についてお答えをさせていた だきます。

東近江市との比較をされたようでございますが、「障がい者」、東近江市は4級まで、 愛荘町は3級までと、また「知的障害者」については、東近江市が軽度までやってい のに、愛荘町は重度までということで、それぞれ1ランク違うというご指摘だと思い ますが、障がい者の障害の程度とか、あるいは医療費の動向等について十分検証をし て、そういったものを十分まず把握をして、検討をしていきたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 農林建設主監。

〇農林建設主監(山田清孝君) 道路の安全対策の関係でございますが、議員ご指摘のガードレールの設置の関係につきましては、これについては道路幅の関係がございますので、十分そこらの点については、場所的なことも考えていきたいと考えております。

道路幅によっては、そういうようなものが設置できない部分については、交通規制 等をかけなければならない部分があろうかと思いますけれども、いずれにいたしましてもそういった部分に関しましては、十分地元と協議をさせていただかないと、片方で規制、片方で「何をしてくれたのか」ということでは、なかなかうまくいきませんので、十分な協議が必要かと思います。

なお、インターからのアクセスルートの関係でございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、十分検討をさせていただき、なおかつ、また、公表できる部分については公表させていただいて、皆さん方の意見を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 福祉課長。

〇福祉課長(岡部得晴君) 介護保険の3点に関しましてご説明いたします。

1点目の説明会の時間ですけれども、当初予定しておりました1時間を計画しておりました。今回までで3回実施しておりますけれども、1時間~1時間20分程度の時間で説明会を終わっております。

それと2点目のご質問の報酬の関係で介護職員の処遇改善につきましては、当初、報酬改定が平均で1.2%という金額が示されているところの中に既に含まれているというような形で、処遇改善に関しましては事業所において処遇改善の申請をされている事業所で1.2%の増となるということになっております。申請をされていない事業所さんもございますので、そこの事業所につきましては報酬が全体では上がってないというような形にはなってきております。

それと、例としまして生活支援へルパーの時間のお話をしていただきましたが、保険者の方としましては、基本的に利用者に迷惑がかからないような形、45分で切られるということがあってはいけないというお話はさせていただいております。ただ、利用料の段階がその設定に変わりましたので、どうしても金額を多く払っていただく形になるのか、何とかそこまでの時間が終わっていただくような形につきましては、ケアマネジャーの方に本人さんなり家族さんの以降もございますので、そこら辺を協議

していただくように改正前にお願いをしているところでございます。

最後の介護相談員につきましてですけれども、ご指摘いただきました内容につきましては何度かご協議をさせていただいて、出席等をいただけなかった委員さんもございます。その中でまとまりがならなかった中で、今回、いろいろなご意見は直接いただいております。その中で一度内容を見直して、検討をしていこうというようなことを考えまして、一旦この24年の3月で任期が満了となりますので、それをもって次のステップの方へ進めていきたいと考えております。それまでの段階でいろいろとご意見をいただいた部分はご参考にさせていただくような形で検討したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- **〇議長(本田秀樹君)** 12番、瀧 すみ江君。
- **〇12番(瀧 すみ江君)** 12番、瀧 すみ江。1点だけ、介護相談員について再々 質問を行います。

答えていただきましたけれども、結局、質問の中でも言いましたけれども、答弁をいただいてない部分があります。何かというと、会議は集まらなくて行われなかったと、招集がなかったと言われているためです。結局、最後の年度は1回もなかったということも聞いているわけですので、この対応がいいのか悪いのかということです。私は、怠慢な対応になったのではないか。それに介護相談員の方が一生懸命やられたのにもかかわらず、最後になってただの文書だけで、「名札だけを役場に返しにください」という文書が来ましたと。集まって、「やっていただいて、こんな成果がありました。でも、一旦は打ち切ります」という話があったならば納得できるけれども、なかったのだから、本当に納得できないという声、私はお2人の方からお聞きしております。

そういうことで、この対応についてどう考えるのか、どう評価するのかということをお聞きしているわけです。介護相談員の方が私に苦情を言ってこられた。これはよほどのことだと思うのです。結局、その対応のまずさ、そういうことについて答弁がありませんでした。ですので、それについて総括していただきたいと思いますので、答弁を再度求めます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 福祉課長。
- **〇福祉課長(岡部得晴君)** 瀧議員の再々質問にお答えいたします。
 - 23年度の介護相談員さんの会議に関しましては、ご指摘いただきましたとおり開

催はできておりません。事情等につきましては、個別で各委員さんにお話をさせていただいていたところであります。その内容につきましても、個別に対応をしていただいている訪問の中身に関しまして、いろいろなご意見をいただいておりました。その中の一例としまして、先ほどの答弁の中で、訪問していただいた内容等に関しましては、事業所の方へご連絡をさせていただいておりまして、事業所におきましてもその中身をご理解いただいてきたというのは十分わかっているところでございます。

ただ、本来の介護相談員さんの目的の部分としましては、事業所さんと利用者さんとの橋渡しという部分もございます。その中で今回、任期が満了するという形の部分のところで一旦考えを改めさせていただいて、次の段階へ進めさせていただくというような形で考えておりますし、従前の相談員さんに関しましては、またご連絡等をさせていただくような形で対応をしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(本田秀樹君) 暫時休憩します。10時50分から再開させていただきます。 続けて瀧議員の再々質問の答弁を一番目にお願いいたします。

> 休憩 午前10時30分 再開 午前10時50分

○議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの瀧議員の再々質問の答弁を求めます。福祉課長。

〇福祉課長(岡部得晴君) 先ほどの瀧議員の再々質問にお答えいたします。

平成23年度1年間、相談員さんにかかる会議に関しまして、諸般の事情がございますけれども、一度も開催ができなかったことを深くお詫びしたいと思います。今後、見直し等を行っていく中で、そういうことのないように十分注意してがんばっていきたいと思いますので、また介護相談員の事業に関しましては、再度検討を加えながら進めていきますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇ 嶋中まさ子君

〇議長(本田秀樹君) 2番、嶋中まさ子君。

[2番 嶋中まさ子君登壇]

〇2番(嶋中まさ子君) 2番、嶋中まさ子です。一般質問を行います。 2点質問がありまして、1点目は「自然エネルギー政策について」でございます。

今日も暑くて室のようになっておりますけれども、節電ということなんですが、今、 原子力発電所の全停止によりまして、節電対策が緊急の課題となっております。太陽 光発電をはじめとする再生可能な自然エネルギー政策への具体的取り組みの自由要請 も増してきております。

現在の地球上の人々の生命や未来の人たちへの配慮を優先すれば、やはり放射性廃棄物の処理方法もままならない中での原発の再稼働につきましては、本当に疑問を感じずにはおられません。

持続可能な社会システムづくりについて、報道だけでなくインターネットで検索しましても、メガソーラー発電の計画が全国各地で相次いで発信され、また、蓄電池などの開発や自然エネルギー開発に向け、その取り組みも重要課題になってきております。

瀧議員に続きまして、お隣の東近江市のことを取り上げまして恐縮でございますが、 東近江市では、市長自ら「東近江モデル」と題して低炭素社会に向けた取り組みとして「地域自立の仕組みづくり」を提唱し、エネルギーも食料も地産地消をキャッチフレーズに、市民参加を呼び掛けておられます。湖南市でも、「再生可能エネルギー地域フォーラム イン湖南」がこの6月3日に開催されました。

当町だけではなかなか本格的な取り組みは難しいかも知れませんが、メガソーラーへの参加を考えておられる町長は、今後のこれらの取り組みをどのように進めていこうとされているのか、お尋ねいたします。

また、昨年の9月議会でもお尋ねしました定住自立圏の環境・ごみ部会では、「緑の 分権改革推進事業」としまして太陽光発電や小水力発電・バイオマス発電実証調査を されたとお聞きしましたが、今後への活動にどのようにつなげていかれるのか、町お よび定住自立圏構想の中での具体的取り組みについてお聞かせいただきたいと思いま す。

次に2点目としまして、庁用バス・幼稚園バスのシートベルトについてお尋ねいた します。

①つ目は庁用バスについてですが、町のバスを私たちも時々利用させてもらっておりますが、平成20年に道路交通法が一部改正されて、運転席や助手席と同じように後部座席のシートベルト着用が義務化されております。一般道での違反に対しては、当面は「注意」で済みますが、高速道路での違反は行政処分の対象となり、ドライバ

ーに1点の違反点数が科されるそうです。

庁用バスは3号車まであり、延べ年間 300 回以上、町民に利用されているようで、この間、大した事故もなく安全に運行されていることはありがたいことです。しかし 1号車である 40 人乗りの大型車は、県外への運行も行っており、高速道路でシートベルトを着用するとなりますと、補助席にはシートベルトがなく、乗車人数が制限されることになります。それらについての対応がきちんとなされていないように思いますので、現状をお尋ねしたいと思います。

②番目に、今後導入予定の幼稚園バスについてお尋ねします。幼稚園バスについて、 シートベルトはどうされるのか、お聞きいたしたいと思います。

幼稚園バスシートベルトは、幼児が容易に着脱できず、緊急時の脱出が困難等理由から、装備しなくてもいいということになっているようです。幼稚園バスは、近距離の巡回経路を比較的低速で運行するケースが多く、重大事故が少ないとみられますが、万が一衝突事故でもあった場合には、大きな事故につながる危険性も含んでおりますので、保護者の皆さんの中にはシートベルトの整備を望まれる方もあるかと思います。町として安全運行に責任を持って対処できるように、シートベルトについてはどういった対応を考えておられるのかもお尋ねさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) 嶋中議員のご質問のうち、自然エネルギー政策についてお答 えをいたします。

私は、これからの電力は安全性に極めて重大な不安がある原子力から一日も早く脱することが後世への責任であり、日本の課題だと考えております。5月末に脱原発を目指す全国首長会議が設立されまして、私も参加いたしております。

いまや福島の放射能汚染はとどまることなく、微量ではあっても東日本から九州まで全土に拡大していると報じられています。先般も茶飲料の大手メーカーから直接聞いた話ですけれども、静岡より東の茶葉はもう原料にならないと、今、西日本産に集中しているということでございました。福島から数百キロ離れた湖のワカサギが食べられない、関東のタケノコやキノコ類もセシウムに汚染されているというニュースが春には伝わっておりました。海洋汚染も南へ東へと拡大し、消費者は魚の産地を見て

買っているというような状況であります。何よりも、今なお非難されている数万人の 人々が故郷へ帰ることは絶望的です。

そんな状況の中で先日、不安が一杯の大飯原発が再稼働に大きく舵を切ったことは、 私としては残念でなりません。ひとたび事故が起これば、風下のこの辺りは、営々と 築いてきた家も土地も捨てて全町避難を想定しておかなくてはなりません。企業も同 じであります。こんなことを考えると、原発の電力依存をやめて再生可能なエネルギ ーに一日も早く転換していく必要があると考えます。

ソフトバンクの孫さんの提唱でメガソーラーが一躍関心を集め、全国で適地探しが始まりました。当町も県の要請を受け比較的に広い6 ha 規模の遊休地2か所を、所有者の了解を得て候補地にあげました。その後、県の紹介によって3~4 社が現地調査に来られ、各社の提案書が土地所有者に直接提示されました。メガソーラーのまちをめざし、実現の期待をしていたところでありますけれども、現在のところ、それぞれの思惑が一致いたしておりません。いろいろ検討段階でわかってきたこともあるのですけれども、2メガワット規模の発電が最も効率的ということもわかってきました。それ以上になりますと変電設備をつくらなければならないというので、非常に投資額が大きくなるということのようでございます。今後、候補地の面積規模を縮小して、さらに提案してまいりたいと考えております。さらに、公共施設の屋根の提供を申し出ている団体もございますが、こういったこともあわせて検討するメリットがあるのではないかというふうに考えております。

なお、国においては耕作放棄地を活用して再生可能エネルギーによる発電を促進し、 農山漁村の活性化を狙う法律の制定の動きがあるようですが、今後とも国等の動向を 注視していきたいと考えております。

小水力発電の適地についても、山手の方の河川あるいは農業用水で探してみましたが、今のところ町内で見つかっていません。

バイオ発電につきましては、現在、彦根愛知犬上広域組合で計画中の湖東広域処理 場で、焼却熱利用の発電を視野に入れているところであります。

一方、家庭用太陽光発電の設置について、本町は1kW3万円の補助制度の利用促進に取り組んでおりまして、大変人気がございます。既に予算の7割、38人の申請が出ております。今後とも将来を見据え、エネルギーの地産につなげていきたいと考えています。

次に、2点目の緑の分権改革の今後の取り組みについてであります。愛荘町を含む湖東定住自立圏では、平成22年度に総務省が呼びかけた「緑の分権改革推進事業」を実施してまいりました。この事業は、地域固有の豊かな自然資源と、それにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、地域の活性化を図っていく目的で導入された事業であり、定住自立圏共生ビジョンの中に位置づけられていものであります。

具体的な事業としては、バイオマス資源の利用可能量や有効活用に関する調査、市 民共同太陽光発電施設の設置、また水路等での小規模な発電施設の実証実験でござい ます。

特に市民共同太陽光発電施設につきましては、市民団体に事業を委託し、市民から 出資を募る方法で資金を集め設置したもので、本町と彦根市の2か所において設置い たしました。出資については、一部の寄付も含め50人・5団体から421万円が集ま り、施設設置費用の半分を賄うことができました。

今後の取り組みといたしましては、1市4町においてバイオマス資源の利活用について検討を進めてまいります。具体的には、剪定枝や河川・琵琶湖などで回収される流木、間伐材の利用であります。特に薪ストーブについては高額なことから、利用の拡大にはつながってないものの、住民の間では関心が高いことから、これからも需要と供給を結びつける方策・利用拡大について、1市4町で検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

〇議長(本田秀樹君) 管理主監。

〔管理主監 北川孝司君登壇〕

〇管理主監(北川孝司君) 嶋中議員のご質問のうち2点目の庁用バス・幼稚園バスのシートベルトについてお答えさせていただきます。

このうちの庁用バスにつきましては、現在3台ございます。その3台の補助席・非常口付近挫折には、シートベルトが設置されておりません。補助席・非常口付近にある容易に取り外しまたは折り畳むことができる座席については、道路運送車両法第3条の規定に基づき定める「保安基準」第22条の3の規定により、シートベルトの備え付けが免除されております。また、道路交通法第71条の3第3項の規定には、保安基準により座席ベルト備え付けが義務付けられていない自動車の運転者には、シートベルトの着用義務が免除されております。このことから、庁用バスのシートベルト

の備え付けがされていない補助席・非常口付近座席については、乗車をされても違反 に該当しないこととされております。

補助席については、シートベルトの備え付けが可能なものについては備え付ける計画でございますが、補助席は簡易なものであり、椅子自体に強度などの安全基準が満たされていないため、この席にシートベルトを付けてもシートベルトの機能が満たされることはありません。また、非常口付近座席については、シートベルトを備え付ければ非常時の脱出が困難になることから、備え付けはできません。このことから、補助席・非常口付近座席については、利用者責任において使用されるよう周知徹底を図るように考えております。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

〇教育長(藤野智誠君) 嶋中議員の幼稚園バスのシートベルトについてお答えします。

今回導入予定の幼児専用シートを備えたバスのシートベルトは、先ほどもありましたが、道路交通法上の免除規定で、「その構造上幼児用補助装置を固定して用いることができない座席において幼児を乗車させるとき」との条項で、幼児用補助装置いわゆるチャイルドシートの設置は免除されているところでありますが、特に安全に配慮して、運転手がブレーキをかけた際にも幼児が前に落ちて怪我をしないように、また、ベルト着脱もスムーズに行えるよう、バスの標準装備に追加して腰部分にマジックテープで装着する、いわゆる「安全ベルト」を装備したいと考えて、ただいま発注しているところでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

〇議長(本田秀樹君) 嶋中まさ子議員。

〇2番(嶋中まさ子君) 2番、嶋中まさ子、再質問をさせていただきます。

まず第1番目の自然エネルギー政策につきましてですけれども、先日、県立大学で行われました彦根ピースフェスタで、京都大学の原子炉実験所の小出弘明先生の「原発と核停止」という講演をお聞きいたしました。大変ショッキングな内容で、福島第1発電所の爆発事故で放出された放射性物質は、過小評価しても広島の原爆の170発分もの分量であって、原発政策を推し進めてきた国は、まさに犯罪者である。福島原発の付近では、琵琶湖の2倍くらいの広さの地域で、人体に悪影響を及ぼすくらいの

ひどい放射能で汚染されてしまっているというものでした。また、廃棄物の処理も確立されておらず、原発はトイレのないマンションをつくるようなものだとよく言われることもそうです。

講演の中で小出先生は、化石燃料である石炭は、世界のエネルギーとしてはまだまだ 60 年以上使えるだけの埋蔵量があるとも言われていましたが、しかし、地球温暖 化を考えますと、持続可能な社会をめざすためには、やはりこれからは再生可能エネルギー・自然エネルギーなどにシフトしていかなければならない状況だと思います。

民主党のマニフェストは本当にあやふやになっておりますけれども、当初は二酸化炭素 25%削減の環境政策でございました。 2020年までに、1990年に比べて 25%、2005年比で 33.3%削減ということで掲げられておりまして、それを東近江市は真面目に、2030年までに 30%、2050年までに 50%削減目標を掲げて、エコライフスタイルへの転換、地域基盤システムへの変革、地域自立型生産への挑戦という、環境モデルとしての提案をされておられることに敬意を表したいと思います。

私たちも、せめてできるところから目標を掲げて取り組んでいくことが、次代の子供たちへの責務と思われます。そういった意味での中・長期的な目標設定、ぐたいてきな計画、こういったことを町民と共に一体感を持って取り組む必要があると思いますけれども、先ほどの西澤議員の節電の計画もそうでございますけれども、町民が皆さんにどういうふうに具体的に取り組めばよいのかという、一体感を持った提案を町長はどのように考えておられるのか、決意、今後の目標、「脱原発」の方向をおっしゃっておられますけれども、そこら辺の中・長期的な取り組みをどのように考えておられるかを、再度質問させていただきます。

先ほど申し上げました湖南市の6月3日のフォーラムでは、欧州では自然エネルギー発展を地域振興に役立てたということやら、それに比べて日本では普及が大変遅れている現状が報告されていたようで、愛荘町としても先立ってそういった取り組みを提案できていければいいなと思いますので、町長、どうぞご答弁お願いいたします。

それと、シートベルトにつきまして、私も庁用バスの方は 40 人乗りということでだいたい 40 人近く利用させてもらっていますけれども、実際は 33 人しか乗せないのかなと思って心配しておったのですけれども、40 人乗ってもいいということで、自己責任でということになるのですかね。町は 33 人以上は責任を持たないということになるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

幼稚園バスにつきましては、群馬県の方でしたか、シートベルトをつけてほしいという保護者の方々が熱心に署名活動をされたというようなお話もあるようでございますので、国土交通省の方も、それも今後の検討課題ということでございますけれども、安全ベルトということで、本当にそれが責任を持っていただけるのかどうか、私も分かりませんけれども、そこら辺をもうひとつどういうふうに今後の、新しく導入、バスつをつくりますので、もう一度お聞きしたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 小出先生の話は私も聞きに行きましたが、時々聞いているのですけれども、今、原発問題の一番人気者で、あの人の時間は取れないというような話も聞いたことがあるのですが、いろいろとそのたびに違うショッキングなデータを示して説明されて、説得力のあるお話だということがわかりました。特に、使用する核燃料の問題などは、これから最大の課題になっていくというふうに感じているところです。

中・長期計画、エネルギー対策というのは1つの2万人だけのこの小さなまちだけでとても取り組めるような課題ではないですけれども、1人ひとりの努力が実っていくということもございます。その辺は中・長期で、このまちだけでどういう地産地消のエネルギー、取り組んでいるところもありますが、どの程度取り組めるのか、非常に課題が大きすぎて今のところなかなか視野に入ってこないのですけれども、例えばソーラー発電等は、住民の皆さんに非常に関心が深いし、この普及率は県下一をめざしながら、さらに充実できないかというように思います。38人の申し出されました一覧表も見ましたところ、4kWを超えている人もかなりありまして、屋根全面に、中には8kW・9kWというふうな設置をされている方もございます。平均で3.9ぐらいだったと思いますけれども、そんな中で非常に広がりを見せている。こういったソーラーのまちをめざすというのも1つの方法かなということを考えておりまして、中・長期にどんなことが取り組めるのか、先進地の勉強もしていきたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 管理主監。

〇管理主監(北川孝司君) 嶋中議員の再質問にお答えいたします。

1号車40人定員につきましては40人定員ということで乗れるのですけれども、補助席が7席あって、シートベルトがついている席は33席でございます。先ほども説明させていただいたとおり、補助席につきましては使用者責任において使用されると

いうことで、使用前にそのことにつきましては十分にご理解をいただくようにお話を させていただいて、それによって運行をしていきたいというふうに考えておりますの で、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(本田秀樹君)** 教育次長。
- ○教育次長(村西作雄君) 幼児バスの件で、安全ベルトを付けるということでの責任を持っていただけるかというようなご質問でありました。

幼児専用シートというのは、先ほど教育長が答弁しましたように、そういったチャイルドシートを付けなくていいということになっているのですけれども、それに増してさらに安全を高めるように、安全ベルトを追加装備させていただくということでございます。

その運行につきましては、今現在、幼児バスを4台発注しておりまして、8月1日 納車という計画でおります。7月中にはその管理運行をしていただく業者選定をしまして、8月のひと月間、毎日ではございませんけれども、決められた運転手、その方が自分の運行のルートを試験運行するとか、そういったことで9月からの運行に万全を期したいというふうに考えております。こういった専門業者によります決められた運転手での運行、そして装備につきましても、安全ベルトが確実に安全かということについては若干疑問も残りますけれども、幼児専用シートに、さらにその上に安全ベルトを付けて、運行には万全を期していく。このような運転と車内内部の追加装備ということで、安全な幼児バスの運行を進めていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(本田秀樹君)** 2番、嶋中まさ子君。
- $\mathbf{O2}$ **番(嶋中まさ子君)** 1点だけ再々質問させていただきます。

小さなまちですので、自然エネルギー政策につきまして、できるだけやはり「緑の 分権改革」ということも含め、環境対策として、小さいまちでも取り組める方法を皆 さんにぜひ募集していただくとか、こういった取り組みで自分は減らしているとか、 そういったところにいろいろ着目すれば、例えば今、ハイブリットカーなども、とて も効率的だそうでございますし、自然エネルギーは別としましても、太陽光を使って 走る車をどのくらいにしていくとか、そういう目標は掲げられると思うのです。やは りそういった提示することによって意識を高揚できる。何もないとやはりあれですけ れども、私が東近江市のものを見せていただいたら、こういうマニフェスト、市長が 庁内の職員さんと共に具体的な取り組みの内容が公表されているわけでして、それは すごく意欲、モチベーションが上がることだと思いますので、ぜひそういったことを 目に見える形で、目先だけでなくて、やはり長い目で見た、「頑張らないと」という思 いにさせるような取り組みを提案していただけたらなと私は思いますので、いかがで しょうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 町長。
- **〇町長(村西俊雄君)** 今の東近江市とか湖南市が取り組んでおられるのは聞いたことはありますが、十分に研究をしていきたいというふうに思います。

◇ 吉岡ゑミ子君

〇議長(本田秀樹君) 次に、11番、吉岡ゑミ子君。

〔11番 吉岡ゑミ子君登壇〕

〇11番(吉岡ゑミ子君) 11番、吉岡ゑミ子です。3点質問させていただきます。 まず1点目でございますが、住民の不安を払拭するため若狭湾3原発再稼働の動き と本町の原発対策について、お伺いいたします。

昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災は、世界観測史上最大級となる死者1万5,700人、行方不明者4,060人となり、一挙に到達した大津波により一瞬にして人や家屋を飲み込みました。中でも岩手県大槌町では、町民の命を救うため庁舎内で避難誘導に当たっていた庁長と職員の33名が大津波の犠牲となる、実に痛ましい事故もありました。

さらに二次災害といたしまして発生した福島原発の放射能漏れ事故は、周辺のみならず広範囲に波及、特に食の安全確保から、放射能有害物質であるセシウム含有問題により農産物や畜産物・漁産物等への打撃は甚大で、今なお回復の目途が立っていないところが多くあります。

こうした放射性物質の被害は、風に乗って 400 キロ以上の遠隔地である静岡県でも 基準値の3倍から5倍のセシウムが検出され、大きな被害が出ました。

また、つい最近の新聞紙上に敦賀原発の直下に軟弱な複数の「破壊帯」と呼ばれる活断層があり、極めて危険な状態であることが専門家の調査で確認されました。

さらに大飯原発の地元、大飯町は原発の再稼働を承認、加えて政府も半ば再稼働に 前向きで、来月7月25日で運転開始から40年を迎える美浜原発2号機の寿命が到 来しているにもかかわらず、さらに 10 年間に運転延長を認める可能性を示唆しております。

ちなみに、敦賀・美浜・大飯の3原発に事故が生じた場合、長浜市・高島市をはじめ米原市・彦根市、そして私たち愛荘町でも他人事とは言えません。原子炉そのものの寿命問題、そして、破砕帯という極めて危険な活断層が原子炉直下を通過している問題等があり、不幸にして若狭湾3原発のいずれかの事故に遭遇した場合、農畜産物はもとより生活用水そのものの汚染は必至であります。

原発再稼働問題は、単に電力不足等の次元ではなく、私たち住民の命・生命そのものの問題であり、住民は大きな不安を抱えています。この原発再稼働問題こそ、対岸の火事のごとく成り行きを見守っているどころではなく、差し迫った問題であります。原発事故が発生した場合、農産物・畜産物破滅や飲料水不足の可能性は十分にあると考えますが、そのような事態が生じた場合、本町としてどのような対策で、どのような補償で望まれるのか、お尋ねいたします。

2つ目でございます。ひとり暮らし世帯の増加に伴う認知症対策についてお伺いいたします。

総務省が2010年に実施した国勢調査により、「ひとり暮らし世帯」が最も多い家族形態になったことが明らかになりました。一般世帯の家族形態別割合において、「ひとり暮らし世帯」が31.2%となり、今まで最も多かった「夫婦と子ども世帯」の28.7%を上回りました。そして、将来この単身世帯はさらに増え続ける見通しです。

総人口に占める 65 歳以上の人口割合は現在 23%を超え、世界一の長寿国となり、 老人ホームなどの入居者を除くひとり暮らしの 65 歳以上の高齢者も前回の 387 万人 から 71 万人増えて 458 万人となり、そのうち高齢者の男性は 10 人に 1 人、女性は 5 人に 1 人がひとり暮らしです。

また、厚生労働省は地域医療の基本となる従来のがん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖 尿病の4大疾病に加え、うつ病や高齢化に伴う認知症の患者数が年々増加し、重要的 な対策が必要と判断、5大疾病とし、2013年以降の県の医療計画に反映されるこ とになりました。

「聞こえはコミュニケーションの基本」である難聴が、認知症を引き起こす原因の 1つであることに注目して、早期に発見することが大切で、難聴から社会参加ができ なくなったり、家庭内でも孤立することにより生きがいを失い、閉じこもりやうつ病・ 認知症へと進展するケースが大半が占めるとされています。それを食い止めるために 定期的な健康診断を、地域と行政がタイアップして徹底して行うことが必要だと思い ます。

高齢者が尊厳ある生活を維持するため、介護予防充実のため、医療機関とも連携して難聴チェックについての推進母体を何らかの形で立ち上げてはどうか。これは一例でございますが、ひとり暮らしのお年寄りが訪問販売で必要のない高額商品を買わされたり、本人の預金や財産が第三者により勝手に処分されていたり、その他本人の判断能力と著しい知的障害による不幸な事例も起きているように聞いております。こうした問題はプライバシーにかかりますので表ざたにはなっておりませんが、本町でこのような事例はないのでしょうか。

もちろん、こうした問題は対処として成年後見制度があり、家族・親族や弁護士、 社会福祉士などの専門家や社協・NPOなどの法人が担うことになっておりますが、 今後ますます需要の増大が見込まれます。そのためには、認知症の方でも安心して暮 らせるまちづくりをめざし、認知症の方や家族を温かく見守る人の存在は不可欠であ ります。そのために、認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症 や家族を理解し支援するサポーターの育成が急務と思いますが、行政での取り組みの 展望と現状をお伺いいたします。

〇議長(本田秀樹君) 総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○総務課長(小杉善範君) それでは、吉岡議員のご質問のうち、1点目の原発再稼働と本町の原発対策についてお答えします。

既にご承知のとおり、大飯原発3号機・4号機の再稼働については、関西広域連合より限定再稼働を事実上容認され、今後、国において判断される時期は近いと報じられているところであります。

さて、原発の再稼働について、先に滋賀県と京都府が「国民的理解のための原発政策への提言」を提出されており、これに対し町長の意見を求められ、次のとおり提出しているところであります。

まず、再稼働の是非の決定は、国民が決定すべきである。次に、国民の安全を第一義に考え、100%以上の安全が確保されるまで再稼働すべきでない。次に、電力需給に関し、国民も産業界も最大限の節減に努め、非常時の停電を容認しなければならな

い。次に、クリーンな電力確保のためには、エネルギーコストが上昇するので、電力 料金の引上げは容認しなければならない。と回答しているところであります。

また、原発事故が発生した場合の農畜産物被害や飲料水不足などへの対応でありますが、こうした事故は福島原発事故と同様に広域的な被害をもたらし、本町単独で対応できるものではありませんが、国の指針や滋賀県地域防災計画原子力対応編の見直しがされており、今後策定する本町地域防災計画原子力災害対策編においても、関係機関と協議しながら取り組むこととしております。

また、補償対応などにつきましても、原因者である事業者や再稼働を容認する国に対し補償を求めることになると考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長(岡部得晴君) それでは、吉岡議員の2点目のご質問の「ひとり暮らし世帯」の増加に伴う認知症対策についてお答えいたします。

町内で実質ひとり暮らしである高齢者の方は、平成23年6月現在319人(男82人・女237人)おられて、地域での支援などを受けながら生活をされておられます。 行政からの支援としましては、緊急通報システムなどをご利用いただくとともに、地域の民生委員さんや社会福祉協議会や地域包括支援センターが連携を取りながら訪問活動などを行い、日頃の困り事などの相談活動を進めているところです。

認知症とは、いろいろな原因で一度成長した脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活をするうえで支障が出ている状態を指しており、早期発見・早期治療により改善が図れることもあります。

ご指摘いただいた不幸な事例については、以前は悪徳商法や詐欺行為の事例等により対応が困難なケースもございましたが、昨年度は民生委員さんや隣近所の住民さんからの連絡によりまして、地域包括支援センターが対応したケースとしまして「地域福祉権利擁護事業」の関係が4件、「成年後見制度の活用相談」が2件ありましたが、重大な事案となることはございませんでした。しかし、あくまでも表面化したものでありますので、月例で開催しています介護支援専門員連絡会議において、悪徳商法の事例やクーリングオフの取り扱いについて、ケアマネジャーさんに説明をしまして、要介護認定を受けておられる家庭を訪問される時にお知らせしていただくように、啓

発に努めているところです。

介護認定を受けておられないが何らかの支援が必要な高齢者の把握を行うために、 生活機能基本チェックを実施し、「うつ・閉じこもり・認知症」などの兆候がある方の 実態把握を実施しております。また、昨年度より「うつ・閉じこもり・認知症」など の兆候がある方を対象とした自治会へ出向いての教室も開催しており、聞こえにくく なったことによりコミュニケーション不足とならないためには、どのように過ごせば いいのかなどを教室に取り入れ、生きがいを持って生活が営めることをめざしていき たいと考えております。

ご提案いただきました「聴覚チェック」の推進母体の立ち上げにつきましては、現時点では予定をしておりませんがけども今後の課題として認識していきたいと考えております。

また、認知症になっても安心して暮らせるまちをみんなでつくるために、全国的に 展開されています「認知症を知り地域をつくる 10 ヵ年」に本町も取り組んでおりま す。「認知症サポーター」養成講座を「認知症キャラバン・メイト」のご協力によりま して平成19年度から実施しておりまして、5年間で2,975人が受講されております。 この数は、全国の取り組みの割合が330万人(人口の約3%)、それを上回り、町の 人口の約14%となっております。

昨年度の事業の実績としましては、認知症キャラバン・メイトが作成されました啓発用の大型紙芝居『ぼくのおじいちゃんは冒険家』等を教材とした認知症の学習を、町内の全小学校の4年生を対象に行ったのをはじめとしまして、人権問題研修講座などの機会を得て、多くの壮年世代への啓発を進めることができました。また、地域では老人クラブやいきいきサロン等の高齢者組織のほか、区民人権学習会、小学生から高齢者の交流の集いや女性会組織などへも出向き、計 20 回の講座で 1,000 人を超える認知症サポーターを要請することができました。

これらの啓発の成果としましては、家庭が別々の機会に受講されても、それぞれの 立場で家庭内での認知症対応に活かされていること等を、地域で聞かせていただく機 会が増えてきております。

このような実践活動に対しまして、認知症キャラバン・メイトは昨年、「町制 5 周年 記念表彰」を受賞されました。また、新たなメンバーも加わられて、今後も充実した 活動ができるように地域包括支援センターにおいて支援をしております。 本年度の事業としましては、引き続き町内の小学4年生を対象に認知症の学習を実施するのをはじめ、5月の区長総代会においても人権学習の一環として取り入れていただくことや、まだ受講されていない地域住民・企業・中学生へも新たな啓発活動を行えるような形で、関係機関や団体等に働きかけていきます。

また、認知症の方が行方不明になることが町内でも発生しており、家族や専門職だけでなく、地域での関心や見守りが増えるような方策について検討し、「認知症になっても、変わらずに住み続けられるまち愛荘町」をめざしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。以上です。

- **〇議長(本田秀樹君)** 11番、吉岡ゑミ子君。
- **〇11番(吉岡ゑミ子君)** 11番、吉岡でございます。再質問をさせていただきます。

今の原子力の答弁を聞かせてもらっておりますと、国と県の考えに準ずると聞こえますけども、あくまでも私の質問させてもらっておりますのは、町としての考え方を聞かせていただきたいということでありますので、そこのところをまた後ほど町長に聞かせていただきたいと思います。

私たち有志8人が被災地を、4月25日の夜からかけまして、作業できる状態、ジャンパーとかジーパン・長靴を持ってやらせていただきました。やはり現場をこの目で見るということが大事ということは、今までから皆さんもご承知だと思いますけれども、今、テレビとか新聞とかで見ているよりも、やはり現場を見にいこうということでやらせていただきました。そこで、やはり被害に遭われた方、また、それに遭遇された方の実際の声を聞かせていただきまして、胸が詰まる思いで話を聞かせていただいております。そういうことを踏まえて今回の質問をさせてもらっております。

それで、今、我々も大飯原発、隣の県というものの身近に感じていました。それは、 双葉町の井戸川町長に切実な気持ち、またそれに遭遇した時に気持ちを聞かせていた だきまして、私たちみんな人ごとのように思えないと。やはり滋賀県にも、また愛荘 町にとっても重大であるという、そういう気持ちで帰ってまいりました。そしてまた、 それに対して助け合いとかいう人間の気持ち、そしてまた絆という、そういう気持ち も踏まえてしっかりと受け止めて帰ってまいったところでございます。

そこで、町長に聞かせてもらいたいのですけれども、昨年8月に原子力発電所の安全対策などに関する要望ということで、10項目出されておりますが、それの進み具合、

それを今の答弁の中にも入っておりませんので、そういうことを町長に再質問として お伺いいたします。

そして、もう1つのひとり暮らし世帯の認知症でございますが、しっかりとしたいろいろな方面からの説明を聞かせていただきました。認知症に対しては、それを抱えておられる住民の方々は大変困っておられます。そういうことで行政の進み具合をしっかりと見ておられると思いますので、そのところをしっかりと踏まえて進めていっていただきたいと思います。色々な方面からの説明をいただきましたので、答弁は結構でございますので、とりあえず今、町長にお伺いいたします。

〇議長(本田秀樹君) 暫時休憩いたします。町長。

休憩 午前11時43分 再開 午前11時45分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

〇町長(村西俊雄君) それでは、吉岡議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

8月26日に原子力発電所の安全対策に関する要望というのが、彦根市を除く市町長、19市町ございますが、18市町と知事とで要望を関係当局に出しているものでございます。これは、原子力発電所の安全対策に関する要望ということで、発電所の安全対策、安全協定の締結、運転再開の協議、原子力災害の法律の見直しとか監視体制の強化、情報伝達、こういったものでございます。これに対して特に国から回答があったとは聞いておりませんけれども、その後、知事は関西広域連合7項目の要請を政府にもいたしました。また、それが先般、大飯原発の再稼働につながってしまって、失望の中にあるわけでありますけれども、改めて一昨日、新た7項目の要請をしております。

私としては終始一貫、いろいろな会合を通じて再稼働反対の立場で強い意見をいろいろなところで言っております。先ほど総務課長から少し紹介がありましたとおり、再稼働の問題というようなものは、野田さんが決めてもらうような問題ではないと、国民が決めるものだという立場を私は、主権者たる国民が決めてもらうもの。国民1億2,000万人の生命にかかわる問題ということで、全然次元が違うということで私は強く申し入れをいたしておりまして、「みんなで決めよう原発国民投票」の会議にも入っておりまして、投票集めにも昨年の冬、行ってまいりました。東京までは行けませ

んでしたけれども、主催している人とも地域の仲間でもございます。いろいろなところで呼ばれて、いろいろな主張をしているところでございます。

今般も、つい先般、7項目に対して意見を知事が聞いてきたところで、答えた文書は、再稼働の是非の決定は野田さんに決めてもらうものではないと、国民が決めるものだという立場を強く主張しているところでもございますし、また、国民の安全を考えたら、99%の安全ではだめなのだと、1%の神話を信じろと言っても、これが見事に潰された。ですから 100%の、それを上回る安全度でなければ稼働すべきでないという強いことを言っておりますし、一方、電力不足になると、今回も停電というところまでいったのですけれども、これはやはり産業界も国民も停電をある程度容認して、そして乗り切る。日本の危機ですから乗り切らなければならないと、そういう思いでございます。

また、一方で電力会社ばかりに負担させてはならない。これは国民の安全だから当然、資源燃料に頼るとコストが上がる。コストの上昇分はみんなが負担すべきだと。電力料金値上げは賛成だという立場を強くいろいろなところで申し上げております。停電もやむを得ない、電力料金引き上げもやむを得ないと、こういうような立場で強いことを言っておりまして、市町長意見をまとめたのが今日の新聞に出ておりまして、強い反対を、再稼働について慎重なのは大津市長・東近江市長・米原市長、町長では日野と私でしたけれども、そういう立場で原子力発電問題については今後も強烈にやっていきたいなと思っております。

昨日も東京から、今夜、東京からの取材応じてくれないかという電話がかかってきたのですけれども、今日は議会だから、いつ終わるかわからないから難しいと。これは脱原発の首長会議というのに私も入っておりまして、先般もコメントがほしいというので送っておりましたら、京都新聞がそれを2面に紹介してくれましてびっくりしましたけれども、「関西におられるあなたの意見を聞きたい」というので、電話がかかってくるかどうか知りませんが、そんなこともございます。

このことについては、私も徹底的に取り組んでいこうと思っていますし、東京の都 民投票、これが間もなく議会に提案されます。これは何かと言いますと、原発のあり 方について投票で決めようという運動を、36万人の署名が集まって、それを今、東京 都議会に提案されています。石原さんはその必要はないと言っているようですけれど も、あの大きな都議会、百何十人の議員さんがおられるのですけれども、今ほぼ半々 だと。投票条例が通るかどうかわからない。もうひと踏ん張りだということを聞きましたけれども、それぐらい関心が東京都でも起こっております。大阪では否決されました。

また、大飯の再稼働について関西広域連合の知事連中が容認の立場に立ったことに対して、今、轟々と世論が、「何だったのか」ということで批判の的になっているところですけれども、少なくともああいう状態になれば、期間限定で7月・8月・9月、もう10月になったら止めるというようなぐらいの期間限定ならば我々もやむを得ないかなというふうに思っているところでございます。野田さんに私も失望いたしまして、あの人の顔を見たら虫唾が走るというような現状でして、菅さんは心があったと思います。浜岡を止めました。私は、あの人は現場を知っている、それだけの違いがあるのかなというふうにつくづく感じているところです。

先般、皆さん方は福島へ行かれて現場を見てきて、いろいろと感じられたことをまた後ほども述べさせていただきたいと思いますけれども、私たちもやはり心を福島に置いて、町として何ができるのかというご質問もございましたが、本当に何ができるのか、みんなと考えて、できればボランティア隊でも、心ある人は現在でもあちこち行っておられますし、何回も行っておられる方も知っていますけれども、我々もそういう動きができないのか、こんなことを感じている次第でございます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 11番、吉岡ゑミ子君。
- O11番 (吉岡ゑミ子君) 再々質問をさせていただきます。

行政には、私たち住民の安全を第一に考えなければならない中で、今、町長がおっしゃった答弁と重複するかと思いますけども、2万人余りの住民が原発に対して安心できる、そういう町の考え方・方針、町長独自の考えを最後に述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。独自の考えをお願いします。

- **〇議長(本田秀樹君)** 町長。
- **〇町長(村西俊雄君)** まずはやはり原発がある以上、何らかの対応は取っていかなければなりませんので、防災計画を早くつくって、必要な対応をやっていかないといけないと思っています。

例えば、ヨウ素の準備などはできていませんし、一番の問題は避難計画なんです。 飯館村と同じ距離だから、全2万人住民が避難しなければならない事態を想定しなければならない。これは大問題だと思います。これをどう考えるか。家の中で屋内避難、 そんな生易しいことでは絶対にだめだというふうに私は思っているところでして、その辺の、そんなことを考えるより、本当はすっぱり止めて、そして使用済み核燃料、あそこには 40 年分の使用済み核燃料が溜まっていて、広島原発の数万発分の放射能があると言われています。ですから、ものすごく恐ろしい事態ですし、地震ももう間もなくこの辺りに来ると。これも全部データがありますけれども、これはもう今来でも不思議ではない。敦賀には、今手元に資料がありませんけれども、濃尾地震、それから姉川地震、そのあと福井地震は私たちも覚えていますが、大飯の一番近い北丹後、これも全部マグニチュード6以上の猛烈な地震が来ているのですよ。これが来たら、たぶん私は敦賀は一発でいかれると思います。津波は来なくても地震で潰れる。あのものすごく複雑な配管類がいかれると思います。常波は来なくても地震で潰れる。あのものすごく複雑な配管類がいかれると私は思うのです。配管が崩れたら一瞬にして、あれは加圧型の原子炉ですから一瞬にして爆発。そうなったら、水蒸気爆発を起こすというのが学者の話ですから、もう2時間、そんなことはできっこないのですけれども、そういうことでまずあそこをきれいな土地にするということが、これからのこの地域で我々が住んでいける安心のところをどうして1日も早く実現していくかというふうに思う次第です。

〇議長(本田秀樹君) 暫時休憩いたします。再開を1時とさせていただきます。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

〇議長(本田秀樹君) 15番、辰己 保君。

[15番 辰己 保君登壇]

〇15番(辰己 保君) 15番、辰己 保。一般質問を行います。

まず、本題に入る前に一言御礼申し上げます。町議会が取り組みました議会改革のために町民アンケートについて、町民各位の中から 2,000 人を無作為抽出をさせていただき、その結果、1 か月余りの実施期間の中で 650 件もの皆さんからのご協力をいただいたことに感謝申し上げるとともに、今後、こうした忌憚のないご意見に対して全議員が協議を行い、その前進に取り組んでいくということを報告申し上げ、お礼と報告とさせていただきます。

それでは、本題に入らせていただきます。まずはじめに、愛荘町総合計画の基本計画の見直しに際し、質問をいたします。

平成19年12月議会において、愛荘町総合計画を議決しました。総合計画は、基本構想および基本計画、そして実施計画で構成されています。基本構想は、10年間の基本的な理念や目標と、その実現のために基本方針を示し、行政運営の指針となるものです。基本計画は、平成24年度までの5年間の施策方針に基づく目標指数の達成度を点検し、見直す時期に来ております。基本計画に示された6項目のまちづくりにおける目標指数の達成度をどのように分析されているのか。特に重点プロジェクトの施策についての達成度と分析、そして今後5年間の基本的な考え方をお尋ねします。

加えて、総合計画についてお尋ねしているのですが、特別に個別事項についても見解を伺っておきます。

「地域安全」や「交通体系の整備」の項では、ともに「歩行者や自転車が安心して利用できる道路環境をめざす」もしくは「整備」とうたっています。どちらにも該当する目標指針として取り上げているのは、町道の歩道整備の延長であります。今年度には延長は13kmの指標であります。今年度までの目標指数は13km2であります。全体の達成度の答弁で答えていただくと思いますが、施策推進の中心は、通学路の安心・安全の確保となりますが、中山道は難しい区間であります。長野新田や亀原地区の子どもたちの通学路の安心・安全の確保について見解を求めておきます。

「交通体系の整備」の施策方針には、踏切の安全対策に積極的に取り組むと結んでいますが、豊満踏切は高校生や中学生が多く利用し、車の利用も増えてきています。 そこで、歩行者専用の踏切スペースの確保を行うよ、近江鉄道と協議を持たれることを提案いたします。加えてもう1点、通学路の安心・安全という観点から、中山道を一定の交通量を少なくする、そうした手立て、もしくは時間規制が行える、こうした方向を見出すためにも、中山道と並行して近江鉄道の側道を延長していくということの計画を提案いたします。

また、「歴史文化の継承と活用」では、「今後の街道交流館の整備や旧愛知郡役所の 保存活用を含め、まちじゅうミュージアム構想の進め方を住民参加のもとに検討しま す」と、十分プロジェクトに方針化されていますが、現状はどのようになっているの か、答弁を求めておきます。

もう1つの一般質問として提出しています。一時帰国子女の学校の受け入れについ

て質問します。

愛荘町は、先にも取り上げましたが、基本計画の第5章は「ともに育ち学びと文化のまちづくり」をうたい、本町としてはこの教育改革の動向を見ながら、新しい時代に羽ばたく子どもを育成するため、地域性や社会性・国際性の観点から教育内容を充実する必要があります。道徳性や社会性も含めた総合的な学習能力を高める足教育をめざさなければなりませんと、現状と課題を示しています。

国際化が進む今日、愛荘町のウエストベンド市への中学生派遣を行い、国際性を育む教育を取り入れています。と同時に、我が町でも保護者が外国に勤務することが生まれてきています。これに伴い、一家が外国で居住する家庭も生まれてきているわけです。日本と外国と教育制度が異なり、このような家庭では一時帰国して子どもの義務教育への受け入れを申請されます。愛荘町の教育理念と文科省の方針は一致するわけですから、今一度、一時帰国子女が短期であったとしても、小・中学校で受け入れることの大切さをすべての教職員にはもちろん、町職員にも周知することを求めて、一般質問とします。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) それでは、辰己議員さんのご質問に対して、総合計画の一般的なところと近江鉄道の踏切にかかるところ、まちじゅうミュージアムについてお答えをさせていただきます。

愛荘町総合計画につきましては、合併後の13年11月に総合計画審議会を設置させていただき、丸1年の審議を経て、19年12月議会において10カ年の基本構想の議決をいただきました。また、基本計画につきましては、早や中間年を迎えておりますが、来年25年度からの工期計画のスタートとなりまして、その計画の見直しを行うため今月下旬に総合計画審議会の初会合をお願いすることになっております。

この見直しにつきましては、目標指標の達成度を点検し、社会経済情勢の変化や計画の評価などを踏まえて、改めて見直すことになっています。

まちづくりの基本方針は6つの分野に分かれ、その分野ごとの主要なまちづくりの 目標を指標化し、全部で 50 項目の目標指標を設けております。現在、指標の集計中 でありまして、審議会でご意見をいただくことを考えておりますが、約半分強の達成 状況でございます。 また、まちづくりの重点プロジェクトにつきましては、7項目を3つの重点プロジェクトにまとめまして取り組むこととなっております。その内容は、子育て支援、環境保全、地域防災・防犯、地域交通、一体型の産業振興、まちじゅうミュージアム構想、住民主体のまちづくりの7項目でありまして、基本的には後期計画に継承すべき重点施策であると考えています。

近江鉄道の踏切につきましてですが、平成17年・20年・22年において4か所の遮断機の設置など整備を行いました。遮断機の前後の道路幅員や踏切の幅員を広げることは、現状では非常に困難な状況でありますので、歩行者の専用道などのご提案について検討してまいりたいと考えております。

まちじゅうミュージアムは、愛荘町の地域全体を屋根のない博物館に見立て、多様な人材と地域資源を掘り起こし、まち全体が学びと交流の場となるまちづくりをめざすものであります。愛荘町は、東部の金剛輪寺と歴史文化博物館などをコア施設とする古代・中世の歴史遺産のゾーンと、西部の旧中山道の旧近江銀行や旧愛知郡役所などの近代の遺産を中心とするゾーンに大別し、二眼レフで線的・面的につなごうとするものであります。

昨年度、滋賀大学が取り組んでおります「地域活性化プランナーの学び直し塾」におきまして、これは職員も参加いたしておりますが、愛荘町をケースにして「地域資源を活かしたまちづくり」というテーマを取り上げ、地場産業を活用することによって、愛知川地域に残る貴重な金大過遺産に新しい命を付与できないかと提言をいただいたところであります。

また、同じく昨年度、愛荘町の地域資源についてまちづくりや地域経済の活性化という視点で、どのような可能性があるのかを検討するための座談会「愛荘町地域遺産セッション」を年8回開催し、毎回熱心な討議が実施されたところであります。

さらには、民間団体によっても愛荘町等の歴史的建造物を活かしたまちづくり等に関するシンポジウムなども開催されております。街道交流館に関しては、過去の愛知川宿街道交流館整備検討委員会における審議、あるいは昨年12月に町商工会によってまとめられました「中山道拠点整備計画」の提言などを尊重しながら、これら地域住民からの新たな提案を有効に活用し、まちじゅうミュージアム構想の具現化を図っていきたいと考えているところです。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君) 愛荘町総合計画「地域安全」「交通体系の整備」における 通学路の安心・安全の確保についてでありますが、通学路は道路事情、交通事情、防 犯環境等を確認し、最も安全・安心な道路を保護者との協議によって学校が指定し、 教育委員会で承認をしています。毎年、保護者や学校、関係機関とともに通学路点検 を実施し、より安全目安心な通学路にしたいと考えておりますので、よろしくお願い します。

続きまして2点目、帰国児童・生徒の受け入れについてでありますが、教職員に周 知徹底ということ、町職員にも徹底ということでお尋ねをいただきました。

本町は県下においても外国人の方の在住率が高いまちであり、国際性を育む教育の 推進において大変恵まれております。互いの郷土や自国文化の良さを理解するととも に、異文化理解やコミュニケーション能力の育成に大変有効であると考えております。

また、外国人児童・生徒が言葉や文化の違いを超え、安心して学校の生活が送れるように、外国人児童生徒の多い愛知川小学校や愛知川東小学校、さらに愛知中学校に置いては、外国人児童生徒支援員を配置しておりますし、県からのコミュニケーション支援事業も受けております。そんなことで積極的に国際理解教育の推進を図っているところでございます。

議員の言われる帰国児童生徒においても同様でありまして、国際性を育む貴重な場や機会でありますし、帰国児童生徒が地域の子どもとして同年齢の子どもと触れあえる機会でもあります。学校では、生の外国の文化に触れる貴重な機会ととらえております。本町においては以前から夏休みなどで短期買い、海外から一時帰国される児童生徒の受け入れを結局的に行っております。各校の受け入れについて、今月の各校園管理職会で再確認をし、町職員も含めて周知徹底をさせていただきますので、ご理解いただきますようにお願いいたします。

〇議長(本田秀樹君) 15番、辰己 保君。

〇15番(辰己 保君) 15番、辰己 保。再質問を行います。

総合計画に対する見直しに関して、約50%の到達点と。重点プロジェクトについても説明をいただきました。それを1つずつ言うわけではないです。ただ、こうした見直し時期と合わせて、国の方で基礎的自治体に対して権限移譲と言いますか、二次の地方改革推進一括法ですか、提示されて、その中において地方自治体の役割が非常に

多くなってきている。特に字の区域、もしくは新しく字名をつくる場合、もしくは統合して名前を変える場合、そうした場合においても市町長の権限で済ませられるようになった。今日まで知事との協議を経るということになっていたのですが、それも廃止をされる。そうした一括法で非常に変わってきている。

図書館法や博物館法、また公民館法においての運営のおいても、そうしたものが義務化が、そういう義務化ではなくて努力化されてきているというふうに、どんどんと すみ分けをされたというふうに聞いております。

そういう点で、本当に議会の役割もそれに呼応して非常に高まってくる。そうした 時代に呼応したかのように、今、町議会ではそうした政治(まつりごと)に対して応 えるべく議会改革に取り組んでいるというところであります。

まさにそうした時代の変革に合わせて、町長に1つだけ聞いておきたいのは、町長の決断力と言いますか、愛荘町を引っぱる、そうした指導力、これがまた大きく求められてくるという時代に入っています。その点で、今言いましたように、前段の質問で言いましたように、道路整備ひとつも、旧の秦荘地域は道路整備が十分されているのだけれども、比較論だけで言っているだけですが、愛知川地域は非常に幹線道路と言い切れる道路がない、貫通道路と言いますか、本当に大胆なビジョンを示していかなければならない時代に入ったのではないか。だから1つの一例として、中山道に並行した道路の整備、そうしたものを本当に見直しの時期に来ていると。ただ、到達点の検討と言いますか、精査ではなくて、新たなビジョンを示していかざるを得ないのではないか。それが今の一括法によってできる時代に入ったのだということになります。ただ、県に対する道路財源、そうしたものが非常に制約を受けているので、県下の市町長が道路財源を確保するようにという提言まで、また申請までされています。

そうした事情の中で、愛荘町のまちづくりにとっての道路整備というのは、非常に私はウエイトが高いと思う。その点で、今の国の法律の変化とあわせて町長の決意を、まちづくりにとって歴史も大事です。でも、生活道路をどう確保していくかというのは非常に、まちの環境をつくっていくうえでも大事です。だから、都市軸とかいろいろな軸は示されているわけです。でも、それをサポートする生活道路網、それをどうするかもあわせて、やはりしっかりと協議をする、協議の場を提案する、提起すると言いますか、こうしたことが必要だと思います。ですから、そのことを私はあえて総合計画を取り上げて町長から、時代に呼応して新しい愛荘町をつくっていく、1つの

まちにしていく、旧村意識をなくしていくためにも、やはり生活道路の整備していく、 そうした観点で申し上げたところであります。その決意をお願いしたいと思います。

教育長については、今答弁いただきまして非常に、別に異論を唱える必要もないわけです。しかし、残念ながら異論を唱えなければならない事案がなぜそんなに賢明な方針を持ち、また愛荘町としての姿勢であったにもかかわらず残念な結果が、あまりに掘り下げることはちょっと差し控えたいと思いますが、なぜ起こったのか。今の答弁からすると、全く違った現実が起こってきました。その点について、その対応をされたのが國領主監であるならば、そこに何らかの隙間があったとするなら、そうしたところでの現場だけに責任を負わせていいのかどうかという点で、あえて問題ない程度で答弁をいただいておきたい。あまりにも理想がよい答弁だけに、現実と違いすぎたので、再度答弁をいただきたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〇町長(村西俊雄君) それでは、再質問に私の考えを述べさせていただきます。

国の権限移譲、今、関西広域連合で取り組んでおられる「丸ごと権限移譲」というようなテーマがございまして、5番までできているところでございますが、いろいろまだ議論がいっぱいあるところでございますけれども、先般も予算、大きなカットをされて今後どうするのかといったことも大きな今テーマになっております。先般のこの管内の県の事業説明会が彦根でございまして、私のあの道路予算のカットがこの地域の道路事情にどれぐらい影響を及ぼすのか、こんなことを問い続けたところでございますが、どうも影響が大きく、神郷彦根線の架橋の問題、橋を架けるのはどうも1年遅れるということを述べました。何としても今まで単独でやっていた部分はいいのだけれども、いよいよ国費も入れてやるという段階に来たところでああいうようになったので、ちょうど1年間送れると、こんなことが早速出てきておりまして、私どもも大変重視しております。権限移譲が本当に、やはりお金がなかったらいくら権限をもらってもだめなので、そういう道路財源の確保といったところがどうなるのかというふうに思った次第でございます。

それから道路計画、非常に大事な話でして、もう数年前から新しい愛荘町の道路計画をつくらないといけないなと言っているばっかりでございましたけれども、それでもいけないので、つい3日、昨日一昨日ぐらいでしたか、インターチェンジアクセス道路の関係で動きが今出てきていまして、県がいくつかの案を示してきたということ

で、我々も議論をしておりました。そのことについても、やはり愛荘町の道路計画を しっかり持っていなかったらいけないということを再度確認をしておりまして、毎年 のように話だけは出ているのですが、一向に手についておりません。もっと私の決断 力も要りますし、はっぱをかけないといけないのですけれども、これはもう喫緊の大 事な計画をつくっていくということは非常に大事であると思っています。

生活道路網、それから東西、新しいまちになりましたから東西の連結する重要道路整備についても、しっかりとやっていかないといけない。愛荘間の道路アクションプログラム、県は持っていますけれども、県は25年改定であります。だからそれにどう反映させるかというふうに今いろいろ議論しているのですが、町としてもそういうものを持っていかないといけないなというふうに思っている次第です。

生活道路も、それから自転車道、これも今の時代、定住自立圏でも取り組んでおりますが、もう少し見える形で自転車道路をもっと整備していかないといけないし、どこをどういうふうに通すのかという具体案を持たないといけないなというふうに思っています。

それから、今議会でも議論いただいている子どもたちの歩道、安全、これをどう守るのか。京都の大事故以来、改めて今見直されてきているのですけれども、これも非常に大事な計画でして、どこに危ないところがあるかをきっちりと検証したうえで、それを計画にいつ直していくというものまでやっていかないといけないと思っています。まず大きな道路計画、そして自転車道、歩道、テーマは一杯ありますから、もっと積極的に取り組んでいきたいと思っている次第です。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

○教育長(藤野智誠君) 先ほどの再質問のことでお答えをさせていただきます。帰国児童生徒が短期でありましても、地元の小中学校へ帰ってきて、子どもたちと学ぶということについては非常に効果が大きくて、私どもが掲げている教育理念にぴったりとするという、そういったことはあるということで先ほど答弁をさせていただきましたが、ご指摘のように教育委員会事務局、学校との連携、学校の中での徹底という部分のところで、隙間が確かに生じまして、帰国されて一時、短期で中学校で学びたいとおっしゃった本人・保護者、またご家族の皆さんにも随分ご迷惑をかけたということがありました。今後は、隅々までこの思いを伝達をして、はっきりとした行動に移せるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◇ 德田文治君

〇議長(本田秀樹君) 6番、徳田文治君。

[6番 德田文治君登壇]

○6番(徳田文治君) 6番、徳田文治。議長のお許しのもと、ただいまより大きく 2つの事柄について一般質問をさせていただきます。

1番目は、町内の防災・減災向上への取り組みについて、2点目は、幼保行った以下に向けた取り組みについての2つの事柄についてでございます。

1点目の、町内の防災・減災向上への取り組みについて。最近、西日本の太平洋沖に延びる海溝「南海トラフ」で東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合、超高層ビルを大きく揺らす長周期地震動(2階建ての家屋等低い建物を揺らすカタカタという普通の揺れと違い、ゆっさゆっさと大きく揺れるのが特徴)の強さが、大阪で東日本大震災の5倍、東京では2~3倍になるとの予測を、東京大学の研究チームが軽傷を鳴らしております。5月21日の千葉市で開催の日本地球惑星科学連合大会での発表の新聞記事を読みました。「備えあれば憂いなし」で、日頃から危機管理意識の高揚が大切であると認識を次第であります。

一方、当字においては「災害時一人も見逃さない運動」の継続を、地域民生児童委員さんと字防災会が連携をし、要支援者の申請を随時受付をしております。また、災害発生時の心強い味方として、自警団員が勤務等で不在や員数不足時における活動の補助や連携をするため、3月26日、「ボランティア組織東円堂防災・減災支援隊」が立ち上げられました。25名程度です。そして5月13日、連絡系統図による連絡訓練と消火栓を使っての訓練を実施し、自治会の防災強化がさらに図られました。具体的に以下の事柄についてお伺いをいたします。

1点目、消火栓を使った訓練状況は。2点目、消火栓や必要器具一式の点検は。3 点目、防火水槽の設置基準は。4点目、既設の防火水槽の耐震強度は。5点目、緊急 用飲料水備蓄タンクに転用できる防火水槽設置費用と維持管理費と補助金は。最後6 点目、ボランティア組織設立の啓発はいかにされるのか。

2点目の幼保一体化に向けての取り組みについて。子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。子どもの健やかな育ちは、子どもの親のみならず今の社会を構成するすべての大人にとって願いであり、また喜びである。そして、子ども・子育て

を支援することは、未来への投資でもある。子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければならない。親が子育ての充実感を得られるなど、親としての成長を支援していく必要がある。さらに、ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により待機児童を解消し、男女が子育て・仕事が両立できる社会を実現しなければならない。そのためには、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提に、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築しなければならない。

広報あいしょう6月号の町長への手紙の中に、「町立つくし保育園も老朽化しています。立て直しを検討していただきたい」とのご意見が寄せられています。町長は、この保育園は児童福祉施設として設置認可を受け 30 年が経過し、園舎が老朽化し、また、園児数の増加により園庭や駐車場が狭く、整備は急務であると認識し、今年度には「幼児保育・教育検討委員会」を設置し、国の打ち出している「子ども・子育て新システム」の動向を見据えながら、保育園・幼稚園のあり方を検討しつつ、つくし保育園の改築についても検討していきたいと答えておられます。具体的に次の点についてお伺いをいたします。

1点目、なぜ旧愛知川・旧秦荘両保育園では、受け入れ年齢が異なっているのか。 また、秦荘保育園の方に統一をできないのか。2点目、受け入れ年齢が異なるのは、 待機児童数や潜在的な保育ニーズと関連があるのか。3点目、旧湖東町では、来年9 月ごろに幼保一体化に向けてこども園が開園されますが、当町では幼児保育・教育検 討委員会をいつ立ち上げをされるのか。4点目、幼児保育・教育検討委員会のメンバ 一構成はどうなっているのか。最後5点目、つくし保育園をモデル的な子ども園とし ての構想計画はあるのかどうか。ご答弁をお願いいたします。

〇議長(本田秀樹君) 総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○総務課長(小杉善範君) それでは、徳田議員のご質問のうち、町内の防災・減災 向上への取り組みについてお答えをいたします。

現在、町内では 28 集落で自主防災組織が結成されており、それぞれの組織において資機材の整備や災害を想定した避難訓練や講習会の実施に取り組んでいただいているところであります。

まず1点目の「消火栓を使用した訓練」でありますが、町消防団では秋と春の火災 予防運動の啓発を展開する中で、自治会や自警団の協力を得ながら防災訓練を開催し、 住民による消火栓訓練を実施いたしております。平成22年度実績では、自治会や女 性防火クラブからの要請により、愛知郡消防署員による消防訓練、防火訓練、救急講 習の指導を受けられた状況は70団体でありました。

2点目の「消火栓や器具の点検」でありますが、消防団による点検指導を行い、毎月7日・20日を中心に各自警団において点検をお願いをしております。また、近年、消火栓ボックスや消防車庫・詰所などからの盗難事件が発生していることから、広報紙をはじめ区長総代会・消防班長会など機会あるごとに点検を呼び掛けているところであります。

3点目の「某回水槽の設置基準」でありますが、愛知郡開発行為に係る消防施設・整備に関する指導要綱により、40㎡の防火水槽の設置により 140mを包含するよう定めております。

また、宅地開発に関する防火水槽の設置基準につきましては、面積 5,000 ㎡以上の宅地開発を行う場合、半径 100m以内ごとに1 基以上、開発地を包含するよう設置することとされ、また、開発面積が 5,000 ㎡未満の場合であっても、当該地域内に不特定多数の者が出入りする建築物を建築する場合、または付近の消防水利状況等により消防長または消防署長が必要と認める場合は、5,000 ㎡以上の宅地開発を準用し設置地することとなっております。

4点目の「耐震強度」につきましては、消防法では防火水槽の設置に関してJIS 規格に基づき耐震性能を保持する構造・素材で構成されており、現在は工場において 精算された部材を使用して建設される二次製品の防火水槽が主流となっております。 耐震強度は、震度6の揺れに耐え得る構造となっているものであります。

5 点目の「緊急用飲料水備蓄タンクに転用できる防火水槽設置費用と維持管理費と補助金について」でありますが、緊急用飲料水備蓄タンクは、水を清潔に保持したまま貯水し、非常時に飲料水・生活用水として供給できるもので、町内には現在設置はいたしておりません。既設の防火水槽に改良を加えることは可能ですが、まず鉄の蓋を改良し外部からのごみの進入などを防ぐとともに本体内部にステンレス鋼などを使用し、紫外線殺菌灯による殺菌装置を装備するなど、また飲用時には塩素剤・膜濾過で水道水波の水質を確保する必要があり、維持コストが高額になります。現在のとこ

る耐震性防火水槽についは火災時等の水利を確保することを目的としており、飲料水としての必要がある場合は可搬式浄水装置などを使用することが最も有効と考えられていることから、現状の防火水槽の設置と原稿の補助制度で対応してまいりたいと考えております。

次に6点目の「ボランティア組織設立の啓発」でありますが、町ではまず町内全自 治会に自主防災組織の設立や災害ボランティアなどの確保を区長総代会においてお願 いをしているところであります。先駆的なお取り組みをいただいております東円堂地 区の活動内容を紹介するなど、引き続き防災意識高揚の啓発ならびに組織体制の整備 に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(本田秀樹君) 子ども支援課長。

〔子ども支援課長 河村節子君登壇〕

〇子ども支援課長(河村節子君) 徳田議員から幼保一体化に向けた取り組み 5 点の ご質問について、順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目および2点目のご質問でございますが、保育所における子どもの受け入れ時期が産休開けの園と離乳食終了後の園があることについてのご質問でございますが、保育所では多様化する保育需要に対応できるよう、保護者の方の就労形態や児童の状況に応じて長時間保育・障がい児保育・一時保育など様々なサービスを提供しております。産休開け保育につきましても、児童福祉法による強制力はなく、民間保育所の経営努力により対応していただいているところでございます。

今年度の $0 \cdot 1$ 歳児の入所状況を見てみますと、育児・介護休業法により、子が1歳に達するまでの間、育児休業を取得できるようになったことから、満1歳以降に保育所に入所する児童が78.7%、11か児での入所が11.2%、6 カ月から10 カ月児の入所が6.5%、6 カ月未満児での入所はわずか3.3%となっております。

約8割弱の方が1年間の産休を取得され、年度当初の4月に職場復帰を希望される 保護者が1歳までに入所されている現状をかんがみますと、ワークライフバランスや 男女共同参画の推進により保育ニーズが変化している状況にあります。

こうしたことから、町では育児休暇中や在宅で子育てをされている保護者に対して、 健康推進課と連携して子育て支援センターでタッチケア教室、赤ちゃんひろば、ほっ とタイム、きらきらバースディ等を開催し、乳児期に親子でかかわりが持てる場、保 護者間の交流機会を提供し、子育て家庭を応援していますが、保育所についても多様 なニーズに対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に待機児童についてでございますが、保護者の就労状況等入所要件を審査し、短時間就労の保護者に一部保育所の入所を待っていただいている状況です。平成21年度に秦川愛児園、平成23年度にはゆたか保育園、八木荘保育園の施設整備とあわせて定数を増員していますが、保育所のニーズが急激に高まっておりますことから、保育所入所児童数は年々増加傾向にあり、定員数を大幅に上回って入所している状況です。つくし保育園の再整備において今後の人口推移や保育ニーズを考慮しながら規模を決めていかなければならないと考えています。

次に、愛荘町幼児保育・幼児教育検討協議会についてでございますが、7月下旬を 目途に設置できるよう、現在準備を進めております。構成については委員 20 名以内で 組織し、公募委員、専門知識を有する者、諸団体の代表者、その他町長が適当と認め る者で、現在人選をしているところでございます。

内容については、(仮称)総合こども園に関することや就学前の子どもの教育・保育等の今後のあり方に関することについて、ご協議いただくことになっております。

事務局は幼保一体化を視野に入れ、子ども支援課と教育振興課で担っていきたいと考えております。

最後に、つくし保育園をモデル的な子ども園として構想計画はあるのかとのご質問でございますが、子ども・子育て新システムを視野に入れながら、町の現状と課題を把握し、保育ニーズを的確にとらえながら、愛荘町にとって最もふさわしい総合こども園が整備できるよう、この検討協議会でご意見をいただきながら基本計画を策定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〇議長(本田秀樹君) 6番、徳田文治君。

〇6番(徳田文治君) 6番、徳田文治。再質問を行います。

幼保一体改革について、東近江市の方で今現在、幼保一体改革に向けて、旧湖東町は進めておられます。そのことについて質問をさせていただきます。湖東第1・第2・第3幼稚園と旧湖東町平松にあります湖東ひばり保育園が幼保一体化に向けての取り組みを、国の財源のこともありますが、積極的に進めておられます。そこの幼児指導課の藤原さんのところに聞きに行ってまいりました。

既に東近江市は聖徳保育園と沖野幼稚園でも、平成20年度に実施をされております。そして今申し上げました旧の湖東町平松に土地を確保して、そこにも来年の9月

に開園される運びとなっております。そのことについて、やはりこの近隣の市町いろいろなところを、町のいろいろな実態も実情もございますが、そういうことも視察に行かれて検討を重ねていただいて、町長がおっしゃっておられます町長への手紙のことも述べさせてもらいました。

それと、平成24年度の当初予算の概要に書かれていますが、「町立つくし保育園の整備にあたり、子ども園構想を視野に入れた検討が必要」となっています。就学前の子どもに対する町の課題を踏まえ、町幼児教育・教育検討委員会を設置し、幼児保育・教育のあり方、施設整備の方向性を検討したい、このように概要にも示されております。どうかひとつよい方向で検討をいただきますよう、町長に答弁を求めておきます。

それと、備蓄用の防火水槽でございますが、東近江市の生活安全対策課へも行ってまいりました。皆さんもご承知かと思いますが、JR能登川駅前のロータリーのところに、高さ8mのタワー型1基、セーフティタワーというものを設置されています。工事費別で約960万円とも聞いております。業者は北陸の平和工業さんがやられたとのことですが、それについても今後どうされるのか、答弁をお願いをいたします。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 今、幼保一体型のつくり保育園の整備につきまして、今年は協議会を早々に立ち上げて、具体的に検討を進めていきたいと思います。もう今、委員さんの人選に入っている段階でして、7月下旬にはこの協議会を設置して具体的に協議いただけるように取り組みを進めていきたいと思っています。

〇議長(本田秀樹君) 総務主監。

〇総務主監(福田俊男君) ご質問にお答えしたいと思います。

2点目の耐震型の防火水槽の考え方ということでございますが、現在、防火水槽の 設置に関しましては、地元からの要望を受けまして、それに伴って負担金、現行6分 の1でございますが、徴収をお願いしながら設置をさせていただいております。

地元からの要望の中で、今のところは、先ほどご答弁申し上げておりますように、 二次製品の防火水槽、一般型でございますが、最低 40 t クラスを設置いただくという ことで協議をさせていただいておりまして、今後要望がありましたら、そういうよう な面についても協議はさせていただきますが、設置に伴いましては地下水の問題もご ざいますので、工法によっては矢板等の必要な工事費もかさんでまいりますので、そ の辺は地元との協議の中で考えさせていただきたいと思っております。

◇ 伊谷正昭君

〇議長(本田秀樹君) 1番、伊谷正昭君。

[1番 伊谷正昭君登壇]

○1番(伊谷正昭君) 1番、伊谷正昭です。私の方から「食と農のまちづくり推進について」ということで、このことは昨年にも質問をさせていただきましたけれども、もう一度改めて質問をさせていただきたいというふうに思っております。

愛荘に暮らす私たちは、先人が守り育ててきたすぐれた自然と文化に感謝をし、さらに磨きをかけ、未来につなげていくことが必要であります。古き良きこの近江の文化と食を支え、その歴史と伝統を今も脈々と受け継がれており、町においては食に豊かな地として発展をしてきています。まちづくりを推進するうえで活用すべき資源は、歴史と伝統を誇る「食」であるわけです。持続可能な「食のまちづくり」を創造し展開していくことが、町の将来にとってもっとも価値の高いものとなるわけです。

食は、地域の伝統・文化・生活と密接な関係を持っており、食に光を当てることによって地域の総合的な施策も大きく方向づけることができます。歴史と伝統ある食文化に着目することは、地域のアイデンティティーの形成に寄与することになることと思います。安全な食をたゆみなく供給するためには、農林産業をはじめとする産業の振興は欠かせません。また、食を大切にすることは、それを育む自然環境を保全することにつながります。食を通じて人と人との交流も生まれるわけです。そもそも、人が生きていくうえに欠くことのできない「食」をとらえることで、教育の大切さも見えてきます。

平成22年3月の農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」が見直され、日本の食料自給率を、平成20年度の41%から平成32年度には50%まで引き上げるという目標とされました。これを受けまして、愛荘町におきましては地産地消対策としてパイプハウスの設置補助金を受け、野菜等の栽培農家の促進を図る計画をされました。

そこで、今回の質問事項は、今日まで一般質問をさせていただいた中で、答弁の中で「考えます」「思います」とか「検討中であります」といったお答えばかりでありました。その後どのようにそれが進展をし、実践をされたのかにつきまして、改めて質問をし、明確な答弁を求めるところでございます。

1つは地産地消についてですが、1つのまちの単位の狭いエリアで対応することは 限界があるもので、湖東定住自立圏で策定を進めていくという地産地消行動方針に基 づいて、具体的な取り組みを展開していくことは「検討中であります」という答えで ございました。

2つ目は食育についてでございますが、平成22年3月に策定をされました「健康 あいしょう21」に盛り込んでいる食育基本計画によって、その推進を真剣に取り組 んでいきたいと「思います」というお答えでもありました。

3つ目は有機農業について、県の環境こだわり農業推進により、農薬とか化学肥料、また抗生物質や家畜医薬品の使用量を 50%以下に抑え、さらに農産物についても有機質による土づくりを基本とした生産技術の普及を図り、安全な食料の安定生産をする。これらに基づいて啓発・普及をしていきたいと「考えています」というお答えでございました。

4つ目は、食料の安全性と安定供給を確立する。実効性を担保するために、愛荘町の食と農のまちづくりを推進する目標として条例化について、町長は、広大な優良農地と経験豊かな農業従事者を抱えている当町にとっては、大変有意義な1つの方策と考えますので、先進地等を研究していきたいと「考えております」というお答えでもありました。

これらのことは昨年3月、何回も繰り返すようですが、一般質問の答弁でありました。

さらに12月の一般質問の中でも、地産地消につきましては、湖東定住自立圏の地産地消部会での取り組みの方針とか目標数値の設定をした地産地消の行動方針の策定、生産および消費状況の調査、管内の農林部局と学校給食部局、さらには学校栄養士を交えた地元農産物の量の拡大における会議等を開催し、一方、町では今年度からJA東びわこの愛知中部野菜部会が中心となりまして、県単独事業の学校給食野菜拡大事業学校給食のおける地産地消拡大を広域的な連携を柱に、まず町内、次には隣接市町、さらには県内と、優先順位を定め取り組んでいきたいと「考えています」と。さらに生産拡大については、生産者とJAの連携を図っていただきますというふうな農林部局のお答えでもありました。

また、町民全体の食育につきましても、「健康あいしょう21」に食育推進計画が策 定をされており、関係各課連携をして推進をしている。学校では子どもたちの成長に 必要な栄養バランスを考え給食の提供を行っており、また、食に関する理解や関心を 高め、食生活を改善し、豊かな人間形成に寄与する生きた教材として給食時間や教科 等を指導し、食育の位置づけをすることが必要であると考えている。給食センターに おける食育は、家庭向けに、学校での給食内容とか食を通じた話題を提供し、親子が 興味や関心を持って健全な食生活を実践することだと考えている。

食育の実践の場として、給食センターや学校での食育計画として、1つ目に地場産物を使用した給食の提供および調理の開発・工夫、2つ目はメニュー選び給食の実施、3つ目はオール電化施設による調理体験、4つ目として展示スペースにおける食に関する情報発信・啓発などを「考えている」という、教育委員会部局の答えでございました。

以上のように答弁をされております。それから6か月~1年以上経過をしてきております。また、給食センターの開業をされて5か月が過ぎ、もう既に稼働をしておるわけでございます。今日において具体的な計画実施ができていると思われますので、明確な答弁を求めるところであります。以上、質問を終わります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) 伊谷議員さんのご質問にお答えいたします。

ただいまいろいろとご質問いただきまして、印象として、答弁でいろいろな答弁をさせていただきながら、1つひとつお聞きいたしますと、なかなか実績できていないなというのを本当に実感をいたした次第でございます。まずは、食と農のまちづくり条例につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

23年3月議会でご提案いただき、先進例等研究してまいると、確かに答えをさせていただいております。その後、先進的自治体として取り組んでおられます愛媛県今治市の資料を取り寄せ、勉強をいたしました。今治市は、合併前に「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を決議され、合併後、この宣言の実行をめざし、「今治市食と農のまちづくり条例」を平成18年に制定されています。条例の目的は、食と農林水産業を基軸にしたまちづくりに向け、市の責務、市民、農林水産業者、さらには食品関連事業者等の役割を明らかにし、市民が主体に参加し、協働して取り組むまちづくりの推進を図り、環境の保全に配慮し田持続可能な地域社会の実現をするとうたっております。

当町は、以前にも申し述べましたが、歴史に育まれた優良な農地、経験豊富な脳の業者に恵まれておりますとともに、体験型交流も芽生えてきた昨今でございます。食と農業は重要な地域的課題として、この地域にはふさわしい対応が必要かなと思うのですけれども、条例を持ってこの施策の展開を図るということも、大変有効な方策かと考えております。

しかし、そのためには目的・基本理念・施策をしっかりと議論し、みんなの盛り上がりが必要でありますことから、まず愛荘町のめざす明日の農業・農村の夢をみんなで語り合うといったようなことから、この目的・基本理念・施策といったものが見えてくるのではなかろうかというふうに思っているところでございまして、まずはそうったような対応と言いますか、みんなの意識づくり、こういったものから取り組みをしてまいろうかと考えているところでございます。

〇議長(本田秀樹君) 農林振興課長。

〔農林振興課長 北川元洋君登壇〕

〇農林振興課長(北川元洋君) それでは、昨年3月の定例会一般の答弁におけるその後の取り組みおよび進捗状況について、ご説明させていただきます。

昨年度より実施しました町単独事業のパイプハウスモデルについては、平成23年度にて総額70万円の助成を行い、今年度は3件、150万円を予算計上しております。

湖東定住自立圏で策定を進めておりました「湖東圏域地産地消行動方針」については、その案が示されましたが、具体的な内容に欠けておる部分があることから、再度 修正を事務局に申し出ている状況です。

今年度の町内における環境こだわり認証制度につきましては、5月末現在で水稲95件、約139haが申し出をされています。また、本認証制度は国が昨年創設し、今年度から本格実施となった化学合成農薬および化学肥料の使用量を、慣行の5割以下に削減し、さらに地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支援対策」の取り組み条件でもあることから、本対策の説明と同時に啓発・推進を行ってきました。

食育推進計画の推進については、JAを核として安全・安心な農産物の生産においては、生産履歴記帳および一定量以上の農薬等の残留する食品の販売等を禁止するポジティブリスト制度の遵守を進めていきます。

最後に、県単独事業として実施しております「しがの水田野菜生産拡大事業」の昨

年度の実績は659 a で、今年度は200 a の拡大を計画しております。

また、学校給食野菜供給拡大事業では、ダイコン・タマネギ等を 8,555 kg、面積換算しまして 37.8 a を拡大供給し、今年度は 16 a の拡大を見込んでおります。以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(本田秀樹君) 教育次長。

〔教育次長 村西作雄君登壇〕

○教育次長(村西作雄君) 私からは、給食センターにおける地産地消、とりわけ地消の取り組みについてお答えをしたいと思います。

地場産野菜の購入につきましては、特に現在でも地域での栽培実績から、タマネギをはじめ冬野菜のキャベツ・ダイコン・ハクサイが中心となり、1月~3月に集中しております。本年1月の地場産野菜の使用割合は、1月は33%、2月は37%、3月は38%でありました。

去る2月には、東びわこ農協野菜部会の皆さんと地場産野菜の納入会議を開催し、 給食センター作成による今年4月から来年3月までの各種野菜の使用計画を示しなが ら、冬野菜だけでなく1年を通しての各種野菜栽培についても意見交換をしてきたと ころであります。給食センターとしましても、安心・安全な野菜を安定的に納入でき る契約栽培をぜひ取り入れていきたいと思っております。

町内では、冬野菜のほかにナス・葉ネギ・ジャガイモ・キュウリ・コマツナ・チンゲンサイ・ホウレンソウ・ミズナなど、たくさんの野菜が個々の農家で栽培されておりますが、センターとして個々の農家から直接購入することは難しく、そのためにはJAを核とした生産組織が必要であり、その組織と直接契約栽培を結ぶ方法も可能となります。

こうした組織ができ、契約栽培となれば、年間を通して安定的に地場産野菜を給食センターへ納入いただけることになりますが、児童・生徒からの給食費でもって野菜等の賄い材料費に充てていることから、購入価格については市場価格とどうリンクさせていくかといった問題が今後の課題となります。

また、主食であるコメにつきましては、日本型食生活の良さを知らせるため、昨年 度に続き愛荘産の環境こだわり米コシヒカリを購入しており、この米は無洗米の形で 納入され、環境にも配慮しています。

給食センターといたしましては、「地消」推進の意味からも、今後もできる限り安全・

安心な地場産物を使用するよう努めたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお 願い申し上げます。

次に、給食センターをはじめとする教育委員会としての食育推進計画の実践でありますが、家庭向きには毎月の献立内容を示した「給食だより」や食育だよりの「ぱくぱく」を発行し、また学校の児童・生徒には毎月「ランチメッセージ」を届けています。

一方、各学校では給食時間に児童・生徒が毎日、給食だよりやランチメッセージを活用し、献立内容に沿った食育の話や栄養バランス、食生活の改善に関する話を校内放送し、食に関する理解を深めています。

また、昨年度は町内生産者グループの皆さんが町内の4小学校へ出向いていただいて、給食を通して、給食を一緒に食べることによって、児童との交流をしていただきました。食物を精算する苦労や喜びの話もしていただき、子どもたちからも質問も出て、児童への食育にも寄与いただいているところであります。

今後、給食センターでは先月開催しました給食センター運営委員会で決定されました「学校給食実施計画」に基づき、食育の個別指導や幼稚園・小学校における校外活動、親子クッキング教室および食育教室の開催、一般町民および各種団体への解放ならびに試食会、この試食会についてはこの6月中にも実施をしたいと考えております。 生産者および食材納入業者との意見交換会等を開催し、センターとしての食育推進を図っていく所存でありますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(本田秀樹君) 1番、伊谷正昭君。

○1番(伊谷正昭君) 1番、伊谷です。再質問をさせていただきたいと思います。 今ほどは地産地消ならびに食育について、さらにまた給食センターの今日までの推 進を図っていただいているということが少しわかってきたわけでございますが、地産 地消の推進ということで、繰り返すようですが、昨年3月の議会で食の安全の問題で、 地産地消の推進を求めてきたわけでございますが、学校給食の地産地消につきまして、 具体的にその時は見えてきませんでしたから、今ほどの答弁で少しわかってきたとい うのが私の現状であります。

本町の農業の特徴で、地産地消を学級食の中に導入するには、様々な課題をクリア する必要があると思いますが、地場産物をどう確保するか、また、生産者と給食セン ターの間に流通とか、加工業者があるかわからないのですけれども、そういう連携が ないと、子どもたちに地元でとれた食材を提供していくためには、いくつかクリアを していかなければならない課題が見えてくるわけです。

しかし、これを逆に考えますと、学校給食が地産地消で賄えるようになるということは、それに応える農業の振興が必要であるというふうに思います。また、地元の業者とか流通の中の地域経済の活性化につながることになるかと思いますし、地域経済にも大きなプラスになると期待をするわけです。これに対して町当局の見解と、実現に向けた愛荘町の役割が何であるかということを明らかに示していただきたいというところであります。

2点目は、「健康あいしょう21」の計画の中で、食育推進計画がございます。支援者を取り組みの中で、例えば幼稚園では野菜の自家栽培を行い、給食への利用をしますとか、小学校では給食を中心に食育を図り、年に1回「給食週間」において児童が楽しながら体験学習によって食育の意義などを学べる機会を設けますとか、さらに中学校における「食に関心を持ち、進んで良い食習慣を実践させる」、こういうことを月に1回の「食育の日」を設け、学校行事へ行って指導とか体験学習を進めますといったような取り組み計画を、この「健康あいしょう21」では計画をされていますが、それともう1つは、数値目標を出しておられます。24年度、ちょうど中間年度でございますので、例えば1日3回規則正しく食べるという指数は、当年度では69.4%とか、次には最終目標の26年度の目標を見ますと、すべて項目は初年度の現状よりアップすると。そういう表現しか書かれておりませんか。そういうことから、中間年度の数値はいかがなものかということを提示願いたいと思います。この数値があることによって目標が明らかになるというふうに思いますので、ぜひ、わかっている範囲でこの数値を示していただきたいと思います。

それと、有機農業の件でございますけれども、環境こだわりの農業推進ということで、有機質による土づくりの普及の実践活動のお答えが聞きとりにくかったのですけれど、なかったように思いますので、もう一度答弁を求めるところであります。

それと、有機農業と食育のまちづくり、すなわち「食と農のまちづくり」、これは条例化ということで、地産地消の推進とか食育の推進、有機農業の推進、地域農林産業の振興等々がございます。これについては、さらには町民の参画とかいうことがございますし、先ほど町長がおっしゃいましたように、目的・基本理念をはっきり示して、町民の方々の討論を得ながら、この条例化を進めていかなければならないというふう

に思います。

そのためには、先ほど来から地産地消とか食育、有機農業の推進というのがございますので、そういうことがある程度進行しなければできないと私は思っておりますけれども、そういうことから町長が今後どのように思っておられるか、答弁を求めるところであります。以上です。

- **〇議長(本田秀樹君)** 町長。
- ○町長(村西俊雄君) 条例化に向けての取り組みの2つ目だと思うのですけけれども、先ほども申し上げましたとおり、単に条例化だけをしても実効性がなかったら、やはり意味がありませんし、皆さんの意欲というのが非常に大事でもございます。

そういった意味で、これからのこの地域の農業、そして、こういったものがどういう目標をもって臨んでいくのかということを十分議論をする必要があるとおもいます し、そういう場づくりがまずは必要かなというふうに考えているところです。

- **〇議長(本田秀樹君)** 農林振興課長。
- **〇農林振興課長(北川元洋君)** 今ほどの伊谷議員の再質問に答えさせていただきます。

3点あったかと思います。農業振興の必要性という部分で、私どもも考えておりますのは、大規模農家への、担い手への農地の集約ということも1つの大きな柱ではございますけども、生産物の見える、消費者の顔が見えるところで、その消費者の喜びの顔が生産者に映るというところの中で、地産地消ということは大変重要かと思って、そういう役割を持っておるということで認識しております。

ですから、今後も身近なところで消費していく、そして生産者は消費者の喜ぶ顔を 量として生産を続けていくと。そうした接点が必要ではないかというふうに考えてお ります。

そして、次に有機農業の件でございますけども、これにつきましては先ほど答弁を させていただきました環境保全型農業直接支援対策の中に、有機農業の施策が入って おります。メニューの1つとなっております。これらの部分をさらに推進・啓発して いく中で取り組んでいってもらうというような考えをしております。

それと、町民方々への理解でございます。農業の理解につきましては、農業生産者だけじゃなく、やはり町民皆さんに農業というものの理解をしていただく。多面的機能を有する農地の保全、そうしたもののご理解をさらにいただけるように、様々な施

策を取ってまいりたいというふう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(本田秀樹君) 住民福祉主監。

〇住民福祉主監(杉本幸雄君) 食育の部分でご答弁申し上げたいと思います。

先ほど幼稚園・学校での食育についてのあたりの、将来的な目標はあっても、中間的な目標がということでお尋ねでしたが、24年度今年度、健康づくり協議会におきまして中間見直しを実施いたしますので、その中で具体的な数値等についても協議をしていきたいという予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(本田秀樹君)** 1番、伊谷正昭君。
- **〇1番(伊谷正昭君)** 再々質問をさせていただきます。

ちょっと私も認識不足かもわかりませんけど、先ほど質問で申し上げました湖東定住圏とJAとの関係ですね。食材の流通のことなんですけれど、定住圏の資料を読んでみますと、JA等の関係機関と連携し、農産物を安定的に生産できる体制整備を図るとか、学校給食をはじめ直売所や社員食堂などにおける地元農産物の安定的な利用拡大を図る。さらに、先ほど農林振興課長がおっしゃいましたように、圏域内の生産者と消費者が顔が見える、話ができる関係づくりを地産地消で推進すると。こういうことが書かれていまして、22年から26年度まで、彦愛犬圏と申しますか、この地域で取り組みを予算化されてますけど、愛荘町の役割分担ということで、全体の12.5%を負担するという形に予算上なっておりますけれど、もうひとつ見えないと言いますのは、食材の搬入とか流通、JAに任せてあるということなんですけど、当町の農林部局なり教育委員会部局でどういう関わりをされていくかというのがもう少し見えてこないという面がございますので、これについてひとつ答弁を求めるところであります。

- **〇議長(本田秀樹君)** 農林振興課長。
- ○農林振興課長(北川元洋君) 定住自立圏におけるJAの関わり方ということだと思うのですけども、やはり大手の集荷業者という形で、JAの位置づけがやはり重要かと思いますので、定住自立圏の中の構想、共生ビジョンという形の中で、次、先ほど説明させていただきました行動方針というものを今検討中ということで、再修正をかけておる段階でございますけども、その中におきましてもJAというかかわりの中でJAがどうした発想をもって地産地消の部分に取り組んでくれるか。その辺の部分をもう少し明確にしていきたいということで修正を依頼しているというところでござ

いまして、大きくは集荷業者のJAを中心として、また個々の農家の方々の生産物の地産地消として、給食センターへ納品できる形を取っていきたいというふうに考えます。ただ、大きなポイントはやはり「安全」という部分でございます。生産履歴の記帳、やはりその辺の指導がしっかりできるというのは、それだけの大手の農業生産者か、もしくはJAが個別にそこの農家に対して指導をする。その位置づけがやはり「安全」という部分の大事な鍵かと思いますので、どうしてもJAという部分をないがしろにしてこの部分は進まないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(本田秀樹君) 暫時休憩します。再開は、2時50分からの再開とさせていただきます。

休憩 午後2時30分 再開 午後2時50分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河村善一君

〇議長(本田秀樹君) 8番、河村善一君。

[8番 河村善一君登壇]

〇8番(河村善一君) 8番、河村善一。2つの点について一般質問を行います。

1つは「庁舎一本化について」と、第2点は「東二歩震災地を視察して思う」ということについて質問させていただきます。

第1点目の庁舎一本化のことでございますけれども、旧愛知川警部交番の跡地は、 1月の臨時議会で愛荘町が取得することが決まり、3月30日に滋賀県から愛荘町に 土地所得登記が完了しました。早速5月から旧愛知川警部交番の建屋の裏の駐車場を 町職員の駐車場として40台余りの車がとまり、大いに役立っていると思います。

今まで庁舎内いっぱいに職員の車がとまり、庁舎を訪れる人にとって庁舎前の一部分だけしかとめられなかったことを考えれば、住民・来訪者・議員にとって大変便利になったと思います。このまま旧愛知川警部交番跡地を職員の駐車場としてのみの活用でいいわけがありません。今後どのように旧愛知川警部交番の跡地を活用していかけるのか、お尋ねいたします。

以前から庁舎は一本化がいいと考えていましたが、愛知川庁舎の敷地の狭さなどからあきらめていましたが、今回、愛知川庁舎の戸なりである旧愛知川警部交番跡地を愛荘町が購入することができたことから、ここで庁舎を一本化すべきだと考えています。

それに至った考えは、①必要な担当課が両庁舎に分かれています。農業のことになると秦荘庁舎、福祉の手続きも秦荘庁舎、教育も秦荘庁舎となります。総務課、政策調整室、議会事務局になると愛知川庁舎、事を済ませようとすると、どうしても愛知川庁舎・秦荘庁舎と、一日に何往復もすることもあります。もう面倒だと考えれば翌日となり、仕事が一日遅れることになるわけであります。

これが一本化されれば、すぐに片付くことばかりであります。 町職員でも、多くの 人が両庁舎を行き来していることを見かけます。

- ②会議が愛知川庁舎で開かれるのか、秦荘庁舎であるのか、わかりにくく、会合参加者の1人か2人は間違って遅れて参加されることがちょくちょく見受けられます。
- ③両庁舎を行き来するコストも大変なものだと考えます。ガソリン代、移動時間の 無駄が多い、移動時間も職員の給与計算すると大変な者だと思います。
- ④現在、大した事故は起こっていませんが、庁舎間移動の時に交通事故を起こして も大変なことになります。
- ⑤愛知川庁舎と秦荘庁舎のインターネット接続費用は年間 1,200 万円、この 1,200 万円は間違っているようで、150 万円程度でございますけれども、かかっています。この経費もだいぶん削減できるのではないか。
- ⑥他市町では庁舎の一本化が進められています。東近江市がよい例ではありませんか。ほかでもそのような庁舎一本化が進められていることがあります。

以上の理由で庁舎の一本化を進めることを考えていますが、町長に考えを尋ねます。 第2点目、「東日本震災地を視察して、災害対応の基金の積み立ての必要性を痛感し ましたが、町長の考えは」ということについて尋ねます。

4月の下旬、議員有志数名で東日本震災地の視察研修を行いました。視察先は宮城県の南三陸町・気仙沼市・岩手県の陸前高田市、福島原子力発電の5号機・6号機があった福島県双葉町の避難先、埼玉県加須市にある旧騎西高校でありました。

1つ目の南三陸町は、町全体の6~8割が津波の被害を受けたところであります。 町の中心部の公立志津川病院の前でガソリンスタンドを営まれていた方に、当時の様

子を聞くことができました。その方は、「当日は営業していたが、立っていられない揺れで、電気も停電した。ラジオでは大きな津波が来ると言っていた。すぐに逃げたのでスタンドの全員が助かった。少しでも遅れていたら、このスタンドの再開はなかったでしょう」と。以前から、津波が来たら逃げる訓練をされていたし、実際に地震が起きた時にすぐに判断され、高台に逃げられた。すぐに逃げていれば、逃げる時間はあったようで、逃げる時間が少しでも遅れられた方が被害に遭われたことになります。

公立志津川病院は、3・4階に入院患者がおられて、津波が4階まで来たため多数 の被害者が出ました。屋上に逃げた人のみが助かったそうです。

病院の前の総合結婚式場「高野会館」では、当日3階で老人クラブによる高齢者芸能発表会があり、閉会式の最中に強烈な横揺れで大勢の客はパニック状態になったが、従業員の屋上への誘導により330名が助かったとのことでありました。

防災対策庁舎では、町職員の遠藤未希さん(24歳)が「高台に避難してください」と、最後まで防災無線の呼びかけを行っていました。上司の指示で避難しましたが、間に合わず、4月23日、志津川湾で遺体で発見されたとのことでございます。

訪問した2つ目の気仙沼市は、遠洋漁業の港として盛んでありましたが、津波で漁港が使えないものとなっており、それに関連する産業も壊滅的な被害を被っていました。被害の大きさ、復興はできるのだろうか、ただ唖然と周りを見渡すだけでありました。

気仙沼港の奥に「宮城県気仙沼合同庁舎」の建物がぽつんと立ち残っていましたが、 周りに建物はなく、分別された廃材がうず高く積まれてありました。

また、気仙沼の被災地の中心部に「第十八共徳丸」の大きな船が残ってありました。 これは今、報道でも被災地で残っている大きな船でございます。内陸の奥深いところ にあり、津波のエネルギーのすごさを感じ、こんなものが流れてきたらひとたまりも ないなと感じました。

第三番目に視察した岩手県の陸前高田市へ伺いました。事前に愛荘町有志の議員で訪問することを連絡してあったので、伊藤明彦議長より震災当時の概要説明を受けることができました。市役所が被害に遭い、最終日を迎えずに延会とした。臨時議会を3月中に学校の一室を借りて開会して対応した。今年度を復興元年として取り組む。皆様の心の応援をお願いしたいと話されていました。震災直後の議会の対応、ご苦労がひしひしと伝わってくるものでありました。愛荘町、愛知郡行政組合と、多くの皆

様のご支援をいただいて、ありがたい旨のお礼もおっしゃっておられました。

説明後、被災された市役所に行き、ガレキ処理現場、奇跡の一本松を見て回りました。一本松は、陸前高田市の高田松原という地区に2キロに渡って7万本の松が植えられていましたが、今回の大津波で1本だけになってしまったものであります。その1本も塩害で枯れかけている状態であります。

最後に福島原子力発電の5号機・6号機があった双葉町の避難先、埼玉県加須市に ある旧騎西高校を伺いました。そこは役場機能を移転されており、住民270名が住ま れているところでありました。

双葉町長の井戸川克隆町長より、懇切丁寧に震災当日の様子、原子力発電所の建屋の爆発の様子と住民への対応をお聞きいたしました。また、現在、福島原発の年間被ばく線量マップなどをつくられ、被災地としての取り組み、苦しみをお聞きすることができました。

これらの東日本の震災被災地の視察研修を行って、何を学ぶべきかを考え、次の2 点について町長にお尋ねいたします。

第1は、双葉町の井戸川町長は、「絶対の安心・安全神話にことごとく裏切られてきた」と話し、東電をはじめ政府が原子力発電は絶対安心で安全だと言ってきたが、そうではなかった。 津波には絶対大丈夫と言ってきたが、これもだめであった。

また、菅総理の3か月の空白によって、何もできなかった。何も進まなかったこと が問題であるとも話されました。

愛荘町でも地震が起こるか、原発事故での原子力灰の被害を受けるかも知れません。 大雨・竜巻などの災害被害を受けるかも知れません。これが万全といったものはない こともはっきりしています。政府や県が何かしてくれる前に、愛荘町としてすぐに町 民に対応できるように、災害対応の基金の積み立てを勧めます。政府の補助金が出る ことが決まってからの対応では遅いことが多くあります。書記災害対応のための費用 として基金を積み立てるべきであります。緊急の災害対応をするためのものである。 このことについて町長はどう考えるか、お尋ねいたします。

第2点は、陸前高田市の伊藤議長が「皆様の心の応援をお願いしたい」と話されま した。被災地を忘れないでほしい、心の支援を送ってほしいと言われたことで、町と して何かできることはないか、そのことについて町長にお尋ねいたします。

以上、一般質問といたします。よろしくお願いします。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) 河村議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、旧交番の活用、跡地等についてのお尋ねでございますが、建物付きでこの土地を購入したものでありますので、これの有効な活用を図るべく、5月に職員による東近江警察署旧愛知川警部交番利活用検討委員会を設置いたしまして、現在検討を始めているところであります。

先日、公共的な活動をされているある団体の方から、我々が集まって相談する場所がなく、指定管理の町施設を借りると使用料がかかるし、わずかな会計で運営している団体なので困っていますと。また、これまた別の団体活動の方ですが、団体活動で使う備品や道具がかなりあって、現在置かせていただいている場所から、これは指定管理を受けているところのようですけれども、早急に撤去してほしいと言われ、この置場に困っている。何とかしていただけないかと、役場に来て訴えられました。

スポーツ団体等、既に一部町施設を利用いただいているところもありますが、不自由されている団体も結構多いと思われます。

私は、これからのまちづくりは、まさに自助・共助・公助で、住民の皆さんの力で築くことが最も大事で、地域の活力の源泉は住民力だと思っています。行政は、医療・福祉・介護・教育に特化しつつあります。地域を支えているのは、行政は1割程度で9割は地域住民の力だと言われているところであります。

こんな中で、地域住民や団体活動の拠点を整備し、自主的に利用してもらえるような場所づくりが必要と考えております。

本町には、住民の皆さんのサークル活動も非常に活発で、広きにわたって学び、楽 しんでいただいておりますが、旧交番がこのような活動にも一助になれないか、検討 をしたいと思っているところであります。

次に、庁舎の一本化についてであります。合併して7年目、これまで合併に伴う施設整備はそこそこ進んでまいりました。しかしながら、住民意識の中には、未だ根強い旧町意識を感じることも多く、真に1つのまちになるためには、ハードの整備もさることながら、町民の皆さんのハートが1つになることが大事であると思っています。町民の皆さんも町職員も議会の皆さん方も長年親しんできたそれぞれのまちの愛着はあって当然であり、そう簡単に消えるものではありません。庁舎が2つありホールも

大中小と使い分け、図書館も2館あって、休みなくどちらかが利用できる。スポーツ 施設や福祉施設も、それぞれに特色あるものが旧町に存在いたします。住民の皆さん がこれらの施設を自分たちの施設として距離感を感じないで自由に利用し、交流され ることによって、一体感が醸成されてくるものと思います。

町職員におきましても、愛荘町になって6年間、早や55人を採用いたしております。その後退職した者もいますが、全体の3分の1近くがこの新しいまちの採用者になっております。また合併前からの職員も、ほとんどの職員は両庁舎を経験し、コンパクトな町域の中で移動時間による負担感も小さくなったのではないかと思われます。

合併協議の中では、新町は愛知川役場を本庁舎、秦荘役場は分庁舎として、合併の 効果と住民サービスの向上に配慮し、行政サービスが両庁舎において展開できるよう 有効活用を図るとされたところであります。庁舎を一本化することは、現行の分庁方 式から本庁方式へと移行することとなり、支所や出張所となった場合、その地域の利 便性や行政サービスの低下が懸念されるところであります。

庁舎問題は町民にとって非常に大きな課題であり、関心事であります。1つのまちに1つの庁舎が理想だと思いますが、地域住民の愛着心や利便性、位置などの多くの課題がありますので、合併による一体感が醸成され、ある程度時期が熟することが必要であると考えているところであります。住民の思いや地域の声、みんなの意見も十分把握し、慎重に対応すべきものと考えているところでございます。

次に、2点目の「災害対応基金および心の支援について」のご質問にお答えいたします。

先般、議員有志が震災地へ視察に赴かれ、被災地の状況と被災者の苦しみをじかに 見聞きされ、今後の対応など研修してこられましたことに敬意を表する次第であります。

私たちも昨年4月に福島県原発の真下に存します双葉町村会8町村を、滋賀県町村会6町で連携し支援物資のお届けにまいりました。本愛荘町は3町を担当することとなり、4月20日の夕刻に立ち、21日の早朝、双葉町住民が避難されている埼玉県の高校にお届けをしました。議員各位も行かれたところであります。

当時、井戸川町長をはじめ、当時はまだ 1,200 人の避難者が教室で生活され、町長 自らおっしゃっていましたが、夏までに帰れそうにない。ここの暑いところで夏を過 ごせるか心配です」とおっしゃっていました。 その日の昼には富岡町・川内村、これも原発の真下にある町と村ですけれども、避難されている郡山へ支援品を届けました。当日は全国から炊き出しなどのボランティアでいっぱいの避難所に、ちょうど菅総理、藤原全国町村会長も来ていました。

郡山では、道行人たちが放射能除けのためか、みんなマスクをされているのが印象 的でした。郡山の待機放射能が非常に高かったことは、あとで知りました。

その日の夜遅く、岩手県陸前高田市の近くへ着きました。翌朝、給水班とともに現地に着き、あの惨状に茫然といたしました。鳥羽市長さんにもお会いできまして、その時、職員 68 人、臨時・嘱託の方を入れて 100 人を超える犠牲者を出した。自分の妻も失ったと言われました。そして、皆さんからあげていただいた米 100 俵を受け取っていただきました。「これで避難者 2 日分がしのげるお米ありがたい」と喜んでいただいたところであります。数万人が避難されていますので、100 俵が 2 日でなくなると、こんな状況だったそうでございます。後に市長から丁重なお礼状をいただきました。

そして、つい先日ですが、双葉町の井戸川町長が本県にも来られて講演されたようでございます。新聞によりますと、町長は「今回の事故は地球規模の人類の問題だ。すべてを置いてこなければならなかったことを分かってほしい。住民の生命財産を守るのは私たちの責務で、不安・不信に思ったら絶対に譲ってはいけない。大飯原発を再稼働する事件ではない。妥協は禁物だ」と、新聞記事に江戸川町長さんの言葉が載っておりました。

さて、陸前高田の議長が話された「心の応援」についてのご質問ですが、私の記憶の中に被災直後、天皇陛下が国民に向け「心を寄せよう」と語られたお言葉が強く印象に残っていました。改めて新聞を探しました。陛下は3月16日に、「国民一人ひとりが被災した地域の上にこれからも長く心を寄せ、被災者と共にそれぞれの地域の復興の道のりを見守り続けていくことを心より願っています」とおっしゃられました。 異例の十数分のテレビの会見でおっしゃっている言葉でありますが、このお言葉は、国民に大きな共感を呼びました。

日本中の人々から多くの声が寄せられ、動けない人でも「私は動けないし、何もできない。それでも心は皆さんのところにあります」と言われた人の言葉も新聞に載っておりました。

7月に講演をいただく予定の堤清二さんの本を、紹介しなければならないので、最

近家内と本を読んでみました。その中に「がんばろう、ニッポン」とか「がんばれ、 東北」といった言葉は、観客席から演劇を鑑賞するような言葉だと言われています。 主体性が埋没しているのではないかと言っておられます。

町として心の支援、何ができるか、今答えは持ち合わせていませんが、被災地では 今なおすべてを置き去りにして故郷を追われ、帰る目途もなく、家族は離散し希望も 失っている人たちのいることを忘れることなく心を寄せ、みんなが悲しみも喜びも共 有し、単なる観客でなく一人ひとりが何ができるか、行動できることがないか考える ことが大事かと思っている次第であります。

次に、災害対応の基金積み立てについてでありますが、現在、町では一般会計において 12 の基金があります。その中に既に防災基金を設置いたしておりまして、災害に強いまちづくりを実現するため、防災施設の整備と災害発生時の緊急物資等を円滑に調達する財源に充てることを目的として、基金条例に規定をしておりまして、現在約8,000万円を積み立てているところです。

しかし、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合には、この規模で対応するのは困難であります。今後、財政状況等を勘案しながら、防災基金の積み増しを検 討してまいりたいと考えているところでございます。

〇議長(本田秀樹君) 8番、河村善一君。

〇8番(河村善一君) 再質問を行います。

実際に業務の内容で聞いてみたいと思うのですけれども、住民福祉主監においては、結局、福祉主監管轄は子ども支援課、人権政策課、環境対策課、住民課が愛知川庁舎にございます。秦荘庁舎は秦荘サービス室、福祉課があって、主監は秦荘庁舎におられる。農林建設主監の管轄の中で愛知川庁舎の方に建設下水道課があり、秦荘庁舎に農林振興課と商工観光課がある。2人の主監にも聞いてみたいと思うのですけれども、実際に課の中で2つに分かれておって、本当に管轄できているのか。個々の号令ができて仕事が進んでいるのか。2人の主監に1つは尋ねてみたいと思います。

それから第2点、庁舎はやはり、具体例を言うと、東近江市は強引にと言うことではないかもわかりませんけれども、八日市のところに持って行かれて、湖東・愛東、それから能登川・五個荘も全部分庁方式でされている。それがまた非常に長のスリム化にもなっている部分があると思うのです。コストの面でも、秦荘庁舎の駐車場の問題、非常な費用を払っている。そういう問題も一気に解決していくのではないだろう

かという考え。だから、コスト問題も1つあります。

それから、いろいろあげれば教育委員会の問題も、教育委員会のことで教育長が話をしたいということであると、やはり向こうへ行くか、こちらで、議会の先日の教育委員会の話になるとこちらへ来てもらって、教育長・教育次長・担当課の人が来てやる。非常に人の移動ばかりしている。ここであれば簡単に済むではないかと。その活用方法等は重々検討してもらいたいと思いますし、それは私一人が言っているのではなくて、結構その話をすると町民も理解していただけるのではないかと私は思っています。それこそが一本化していった方が、愛荘町秦荘地区・愛知川地区というよりも、愛荘一本化になるきっかけではないかと私は思いますので、そこが非常に町長も考えていただきたいと思いますし、職員だけの検討ではいかんと私は思います。もっとそういうような議論を働きかける、持ちかける、そういう必要があると思いますので、そこについてもう一度お尋ねしておきたいと思います。

第2点目の防災基金と心の応援のことについて、先ほど町長は防災基金についてお話しなさいまして、24年度では8,051万円。これ、減っているのですよね。22年を見たら8,174万8,000円、23年が8,198万5,000円、今年は減って8,051万円ということになっております。もっと増やすべきです。2億円か、井戸川町長としゃべった時に、本当に困った時は町長の専決事項でやっていかなかったらできませんよと。国の支援を待っていたらできませんと言われた。

だから、本当に目の前で倒れている人を助ける、あるいは手を差し延べるときに、 あとから国・県のそういう支援が受けられるか知れませんけれども、その判断できる 材料というのは必要だろうと私は思いますので、そこの積み立ては絶対に必要ではな いかというのが第1点です。

第2点、私は11日を心の応援の日として、11日を震災の日として、毎月の11日を震災あるいは東日本に心を送る、思う日と。我々が震災を考える日にしたらどうかと思うのです。そういうふうに決めていって、愛荘町の中で11日はそういうふうに、それで何かの応援ができることを、少しずつの貯金の積立、1年でもいいし、何かできることをするというようなことを町としても検討されてやるべきだし、そういうことがあると、今回の不祥事の事件もそういう気持ちがなかったから、こんなことになってしまったのだろうと思うので、そういう意味の心の交流、何かそういうものが必要ではないかなというように考えています。そこの点についてお尋ねしたいと思

います。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

○町長(村西俊雄君) ただいま再質問いただきました。庁舎問題は、これは少し時間をかける必要があるかと思いますけれども、駐車場等も、向こうの車が一気にここへ来ますと、また一杯になってしまう可能性もありますし、距離感からしましても、職員も最初のうち、こちらにいた職員は距離が遠いなと思ったかも知れませんが、走れば10分までで行き来ができる。私自身も一日に行ったり来たりしていることも結構ありますけれども、慣れた道ということもあって、そんなに距離感を感じませんが、米原などはひどいものでして、4町合併して4つとも分庁ですから、それぞれに部は分かれている。あれは大変異常な形だと思いますが、いずれは1つというのはやはり望ましいけれども、そうなってきますと位置問題も、ここはこんな立派なものがありますが、ここでいいのかということも議論になる可能性もあります。

私もこれは大事な問題で、 $1\sim2$ 、住民の皆さんの声も聞いてみましたが、役場はまちの真ん中にあるべきと違うのかといったことも聞きましたし、役場まで自転車で行ける距離というのが、お互い小さいまちでは非常に大事なんだと。それもなるほどなと思いましたが、自転車で行ける距離ということも言われた人もいました。やはり利便性が失われるとか、まだ時期尚早、今こんな問題を出したらかなり反発が出てくるのと違うかと。いろいろな意見が出てくるかのうせいがあるといった声もお聞きしました。

こういうご質問は決して無駄でもないし、これからやっていかんならん道のりだと 思いますので、こういう提起をしていただいたのは、そういうことを議論する1つの きっかけにはなったかなというふうに思います。

それから、防災基金について昨年より少し減ったのかと、これは何が減ったのか、 私もいますぐわかりませんが、あの大災害というのを想定した基金でなかった。それ が 8,000 万円でありまして、これからはもっとしっかり、あんな大災害が起こること もあり得るのだということをみんなが意識して、積み増しはぜひ考えていきたいと思 っています。

心の応援、私も心の応援、福島に心を寄せるということはわかりますが、忘れないようにして、そういうことは口で言えるのですが、いざそれを行動に移した時には非常に、何ができるのかと正直思った次第ですけれども、今、議員が言われた1つの例

を、なるほどというふうに思いましたが、やはり行動で表さないと、我々は動ける身でありますので、行動で表さないとそれがつながっていかないというか、こんなことで職員の有志を集めてボランティアに行くとか、そんなことも考えるべきかなというようなことも思いますが、これはやはりみんなで一度そういうことも話しあってみないといけないのかなと。

住民の皆さんにも、心を寄せてどういったことができるのか、これは小学生や中学生の子どもたち、あるいは小さい子どもたちにもそういうことを忘れさせないための1つの行動もないものかなというようなことを感じている次第でございます。

〇議長(本田秀樹君) 農林建設主監。

○農林建設主監(山田清孝君) この庁舎が分庁方式のことについてのご質問だったと思うのですけれども、この問題については、今、町長が答弁されたとおりだと思うのですけれども、既にこの問題については合併の時の合併協議の問題として、河村議員ご指摘の部分もわかるわけでございますけれども、この問題については当分の間こういった形でやっていきましょうということで合併がされたわけでございますので、一主監が、所管の自分たちの仕事の段取りだけのことの感想を述べるべきではないというふうに思いますので、その点についてはご容赦願いたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君) 今、農林建設主監が答弁したとおりでございます。 確かに多少不都合な面はございますが、合併協議で決まった大前提というものがあ りますので、当分の間、当然、今の現状を続けなければならないと思いますし、住民 感情を逆なでするような結果にはしたくないという思いを持っておりますので、先ほ ど町長が答弁申し上げたとおりでございます。

〇議長(本田秀樹君) 河村善一君。

〇8番(河村善一君) 再々質問しておきます。

私は、やはり秦荘庁舎の人たちが町長あるいは副町長、行かれていると思いますけど、やはり目が行き届いてないと思うから、余計にそういうことを言いたいのだけど、やはりもっと目が行き届いて、庁内を歩いておられたりいろいろするかもわかりませんが、結構目が行き届いてないなと私は思うのです。

この不祥事の事件も目が行き届いてないからかも知れないと私は思うから、向こう へ行く機会も多いのですよ。秦荘庁舎にものすごく行く機会があって、こちらの3階

の議会事務局にいることもあるけど、なぜ簡単に済まないのかと、書類を持って行ったり来たりしていることが多いので、これは無駄だなということを率直に思った。

今まで私はあまり苦痛に感じなかったのですけど、ここに庁舎を持ってきたらいい じゃないかと。愛知川警部交番を改造したりして、内装をものすごく塗り替えたり、 内装を変えたらそれだけで済むじゃないかというふうな提案もありまして、何も新し い庁舎を建てよということは言っていません。そのことの改造とかいろいろ、ここの 庁舎をどう活用するかという問題は、庁舎一本化も含めて検討し、十二分に愛荘町の 発展のために考えてもらいたいと思いますし、新しい、自転車で行けるというと、ど こに建てるかということになりますけど、やはり本庁舎はここになるだろうと思うし、 ここをどのように活用していくかというところが今後の議論としてやっていくべきで ないのかなと。住民の多くの方に聞いても、私はそう思うし、若干不便性はあるにし ても、向こうへ書類を持って行ったら、「これはあっちですよ」と必ず言われることが 現実に今まで住民の人でもあるわけで、これは向こうへ行ってください、向こうへ行 ったらこっちへ行ってくださいというようなことが、持って行って、このことについ てはというようなことがあったりしますので、そういう点については意見を十分聞い ていただいて、早急に、今度するのだったら一本化する、検討時期がありますけれど も、今後そういう意味での議論は一杯していきたいなと思います。そのことについて、 町長の再度の答弁を求めて、終わりたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

○町長(村西俊雄君) この問題は、非常に大きなテーマでもあって、行政の都合だけではなかなか議論が進まない問題でもございます。住民主体で考えていく大きなテーマでありますので、これからはそういった議論も徐々に始まってくるのかなという感じはいたしますが、十分にこれは慎重に丁寧に議論をするべきだというふうに思っています。

◇ 外川善正君

〇議長(本田秀樹君) 5番、外川善正君。

[5番 外川善正君登壇]

〇5番(外川善正君) 5番、外川善正。「一般業務における行政サービスの基準について」の質問を行います。

平成18年2月の合併により新しい町が誕生し、本町のまちづくりを推し進めていく「愛荘町総合計画」をもとに、様々な課題や県案事項に取り組み、今日、一定の成果を上げてこられましたことに対して敬意と評価を申し上げます。

このまちづくりの基本方針に基づき、福祉や環境、また産業等々については、その時々の行政の運営ベースにさらなる充実したまちづくりをめざし推進してこられ、それらは形として目に映るものが大部分を占めていると考えます。ちかいところでは、給食センターの整備や生涯スポーツの振興として中央運動公園におけるアーチェリー場やテニスコートの整備が図られております。

こうした新しい施策の展開を図る一方、行政サービスのベースとなる一般事業と言うか、いわゆるルーチン業務と言った方が適切かもわかりませんが、これらの充実も必要であり、日々のいろいろな事務手続きや問い合わせで窓口に見えられる住民の方々、また道路の改修に伴う工事の事前説明と工事完了後における整備状況の把握、そして納税にかかわるもの、健康に関することなど、広範囲にわたっております。

このような日々の作業がスムーズに運営できているかどうか、また、こうした行政 対応が住民の方々にとって満足のいくものであるか、不満が多いのか、町として現在 の行政サービスをどのような基準でとらまえているのか、その点について質問します。 以上、よろしくお願いします。

法がた〇議長(本田秀樹君) 総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

〇総務主監(福田俊男君) 外川議員のご質問にお答えします。

少子高齢化、人口減少社会の到来と、構造改革や権限移譲による地方分権の推進など、行政を取り巻く環境は転換期を迎え、地方自治体はこれまで以上に効果的・効率的な行政運営が求められております。

町では、住民の皆さんに信頼され、住んでよかったと実感していただける町政の実現をめざして、真に町民満足の視点などに立って、年度ごとに各組織単位の組織目標を設定し、施策の進行管理や職務の使命・責務を認識して、業務の達成を図ることとしております。

町民の期待する役割を果たしていくために、組織体としての力がより一層発揮されるよう、職員一人ひとりの意識を目的志向・成果重視へ変革することが重要でございます。着実な目標達成を図るため、進捗状況の確認と評価等達成に向けた取り組みに

ついて、組織のコミュニケーションや状況に応じた必要な指示を行うとともに、ミー ティングでの周知や報告・連絡・相談の徹底を図っているところでございます。

行政事務は、地域における最大のサービス業であることを職員が自覚をし、来庁者の要件をワンストップによる窓口対応をするように心がけるとともに、グループ制による業務の共有や、現場・現地・現象を基本とした業務遂行に努めております。

また、事務事業等について町長への手紙やメールによるご意見をいただいており、 町工法紙などで回答するとともに、職員の接遇など住民サービスの向上をめざして、 さわやか行政サービスに努めてまいりたいと考えております。

- **〇議長(本田秀樹君)** 5番、外川善正君。
- **〇5番(外川善正君)** 5番、外川善正。再質問を行います。

総合計画とか重点項目の会議については、進捗状況の管理、そして1年前でしたか、PDCAというのか、あれでもって管理はしておられます。そこで私が感じたのは、日常の作業はどのような形で管理しているのかということで、一般的な業務運営がすべて、総合計画を推進していくことや重点項目いろいろな課題を推進していくベストなことと考えております。一般業務が疎かになれば何もできない。そこがベースであって、この一般業務を100%実施していくのが本来ですが、やはり人間がやることなので、ミスも発生します。だからといって、そのミスをなくして、100に近い努力を、そこに携わっている方々はやっていっていただきたい。それが使命だと思います。

そうした中において、自治体としてやはりいくつか苦情が来ております。それは、 1つの課にではなくいろいろな課にまたがっております。それは、どうも担当者任せ になっているというふうに私の眼には映りましたし、私から見たところも、そのよう に確信するところもありました。

その担当者任せになっているというところが1つ問題点であって、その管理体制をいつもきちんとやっていくというような話をされますが、私はその管理体制1つひとつをかみ砕いた時に、やはり主査には主査の責務を持って管理していく項目もあれば、主監としての項目、見ていかないといけないところ、そして全体を見ていくというふうに、同じ管理体制の中でも見ていくところは1つひとつ違うと思います。だから、それらが1つになった時に初めて100%に近い業務が運営できるのではないかというふうに感じるところであり、再質問の1点目については、この管理体制についてどのように感じておられるか、そしてまた現在どのようになっているかということをお聞

きします。

そしてもう1つは、1つの担当課においても業務を推進していく中で、この業務には何人必要かというのが基準になっています。この必要人員数とか数については、本県から少しはずれますので、また後日議論しますが、適正人員の配置、この中にはやはり正職員の方がやらないといけない仕事もあり、臨時の方でもできる仕事がある。そこの頭数だけを揃えてやっていますというのではなくて、先ほどの管理体制と同じように、やはり住民の方に直接影響保及ぼすところは責任の取れる町の職員が当たるべきというふうに私は感じております。そして、多くてもだめですし、足りなくてもできない、だめだと。

だから、先ほどの実態としていくつかの苦情が来ているのというのは、足りない中で業務をして、それが原因として起こっているのか。管理体制の不備でやってしまっているのか、担当者任せになっているのか。そして、それらのことがすべてきちんとできていたら問題ないかと思いますで、2つ目には適正配置の構成ができていているかということをお尋ねします。

そして3つ目には、要は人材の育成ですね。このことについてどのような形でとらまえているかということをお聞きします。この3点について答弁をいただいて、本件の一般質問を終わります。以上です。

〇議長(本田秀樹君) 副町長。

〇副町長(宇野一雄君) それでは、外川議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の「管理体制はうまくできているのか」というようなご質問であったかと思うのですが、合併後、職員には自己申告制度をとりまして、それぞれ各個人からの自己申告をさせております。それでもって、基本的には一般職員には係長、係長は課長に、課長は主監に、主監が私がというような形での聞き取り制度をやっております。それがうまく機能しているかどうかというと、今、議員がご指摘のように、苦情が入っているということはうまくいってないのかなというような気もしますけれども、それらをより一層強固にしまして、やはり日頃職員が思っていることをそれぞれ上司に言えるような、いわゆる風通しのいい職場づくりをしていく必要があるのかなというように思っておりますので、より一層、管理というか、締め付けだけの管理ではだめだと思いますので、自分の思っていることが十分に直接の上司に言えるような体制をつくっていきたいと思っております。

それと、次に正職員あるいは臨時職員の配置でございますけども、基本的には人事の前に執行体制のヒアリングをします。特に問題がないところはやっておりませんが、何か問題がある、あるいは組織を変えないといけないという時につきましては、執行体制のヒアリングあるいは考え方をいろいろと聞いて、一定の枠の中しか聞けませんけれども、正職員の配置あるいは臨時職員の配置を決めさせていただいております。したがいまして、当然正職員がしないといけないところへ臨時職員を配置しているということはないというように認識はいたしております。

それと、最後の人材育成でございますが、基本的に市町村アカデミー等いろいろな 集合研修あるいは派遣研修がございます。ですから、我々のイントラの中でいろいろ と研修の情報を各職員に流しまして、流していても「私が行きます」というような申 告というのはなかなかありませんので、公務研修とか接遇研修とか、どうしても重要な ものについては総務課の方からリストアップしまして、その人を充てて、この研修に は行ってほしいというようなことで研修の強化をやっておりますので、ご理解のほど お願い申し上げたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 竹中秀夫君

〇議長(本田秀樹君) 14番、竹中秀夫君。

[14番 竹中秀夫君登壇]

〇14番(竹中秀夫君) 14番、竹中秀夫です。一般質問を行います。何点かは先の議員さんが質問しておりますけれども、私なりに角度を変えたところも聞きたいなと思いますので、質問をさせていただきます。

今国会に、内閣府・文部科学省・厚生労働省の3省で共同提出された「子ども・子育て支援法案」・「総合子ども園法案」・「関係法律の関係整備法案」の子ども・子育て新システム関連3法案について、昨年9月議会でも質問をしているが、再度質問をいたしたいと思います。

当法案は、社会保障と税の一体改革の柱である消費税増税関連法案と合わせて現国会で審議中であります。だが、会期末の6月21日が迫っているのが、今国会での成立には不確定要素が多くあり、成立の見込みは何とも申し上げられないが、行政とし

ても明確な答弁はできないことは承知しております。

この3法案の趣旨は、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て 家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源 を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育 の量的拡充、家庭における教育支援の充実を図るものとされている。

そこでお尋ねいたしますが、同法案が成立しないと実質的なアクションは起こせないと思うが、このことを踏まえ今後どのような考えをされ、どのような計画をされていかれる予定なのか、具体的な内容を明らかにし、町長の答弁を求めます。

さらに昨年9月議会で、つくし保育園は開園時の計画と比較しても園児・職員が大幅に増え、狭隘・老朽化は解消されてなく、園舎の狭隘・老朽化もさることながら、運動場が非常に狭隘で、のびのびとした保育が受けられず、運動場の拡張も強く求められている。さらに、職員が大幅に増えたことから、駐車場の確保にも自元川原公民館の駐車場の一部を借りている状態で、朝の登園時あるいは夕刻の退園時に、保護者の送迎と一般車の通行で混雑して非常に危険で、いつ事故が発生しても不思議でない現状であり、町内私立保育園に先駆けて対応しなければならないのに、取り残された感がある。

一方、西部地域の大勢の方々からは、災害時の防災拠点の1つとして活用できる避難施設等の建設を強く要望されているので、あわせて西部地域の要望等を見据えたつくし保育園の新築・大規模改修等をどのように考えておられるのか町長に尋ねたが、町長は、地元住民につくし保育園のとなりの用地を確保したいと話されたこの話が広がり、今のところ地権者の多くは当該土地の買収に拒絶反応を示されていると聞くが、いかがか。

このようなことから、子ども・子育ての支援と防災拠点を合わせた新しい建設用地 の確保をめざすことも考えられるが、町長はどのように思うか、答弁を求める。

次に、幼稚園送迎バスの有料化についてお尋ねいたします。平成24年度から幼稚園送迎バスの有料化を予定されていたが、諸般の事情からいまだに実施に踏み切れていない。また、現在行われている送迎バス乗車の状況には、秦荘地区と愛知川地区には大きな温度差があり、有料化への困難さを感じるが、保護者の理解を得るために教育委員会はどのような取り組みをし、現状をどのようにとらえているのかを、教育長に答弁を求める。

さらに、愛荘町では幼稚園は教育委員会が、保育園は子ども支援課が担当し、統括している。そこで町長と教育長に尋ねるが、先の質問で述べたように、近い将来、幼・保を一体化して子ども・子育て支援を行おうと国はしている。愛荘町では幼稚園児は有料であるが、バスで送迎し、一方の保育園児は保護者が送迎しろとは、あまりにも子ども・子育て支援が疎かで、不公平性があるように思えてならない。町長・教育長はこの不公平さをどのようにとらえているのか、あるいはどのように考えているのか、答弁を求める。

次に、改めて、現在無料である幼稚園送迎バスの有料化を考えるに至った経過を、 教育長に答弁を求める。

続いて、旧愛知川警部交番跡地の活用についてお尋ねいたします。現在、旧愛知川警察交番跡地は、職員の駐車場として活用されており、来庁者への駐車場が庁舎周辺に確保できるようになったことは、住民の方々からも以前に比べ来庁時の駐車が楽になったとの声を聞いております。

駐車場のスペースは確保できたものの、要件によっては愛知川庁舎と秦荘庁舎を行き来しなければならず、非常に手間と時間がかかって困るとの声も多く出ております。

もとより町行財政が厳しい今日におい、愛荘町庁舎が二分化されていることにより 財政支出にも大幅な負担がかかっている現状を考えると、旧交番跡地に庁舎を一本化 することが、財政のスリム化を考えるうえにおいても不可欠となってきます。

そこで、旧警部交番の建屋を有効利用し、経費削減を図ると同時に、秦荘庁舎については町民のコミュニティ構築の拠点として、また、住民福祉の拠点として活用していくことが、住民サービスの向上にもつながると考えるが、町長に考えをお尋ねいたします。以上で一般質問を終わります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) 竹中議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に子ども・子育て新システムについてでありますが、子ども子育て3法案は、社会保障と税の一体改革の中に「子ども子育て政策」が位置づけられ、従来の予算に加え、新たに7,000億円の財源確保が予定されているところであります。

子ども・子育て新システムは、恒久財源を得て実施されることから、消費税法案と 連動しており、国会成立を待たないと明確な方向性を打ち出すことはできませんが、 関係職員でのワーキングチームによる制度の勉強会や情報収集を行いながら、子ども・子育でに関する町の現状と課題をしっかりと把握し、今後の子ども・子育で支援について、国の動向を見極めながら迅速に稼働できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

いずれにしましても、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育でにかかる経済的負担の軽減や安心して子育でができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育で支援を推進していきたいと考えているところであります。

次に、つくし保育園の整備についてでありますが、昨年、議会でご提案があり、法人立の保育園は整備がひととおり進みましたが、唯一、公立のつくし保育園は園舎の老朽化、駐車場・園庭の狭隘等で、保護者の皆さんにはご不便をおかけしている現状からして、整備の時期が来ていると私も考えております。その際、国の総合子ども園構想の具体化を見据えながら、そのあり方を検討していくことを述べたところであります。

その後、現保育園周辺の用地の状況を早速何回か見に行き、拡張ができるか、私なりに認識してまいりました。私はすぐ動くたちがありますから、まだ何も決まってないのに見に行ったと、こんなことでございますけれども、現保育園の南側の畑は形状もよく、協力がいただけるなら、地理的にもみんなに親しまれてきた同一の場所であり、ここならいいのではないかと思いまして、早速、当時の区長さんに協力がいただけるか字の役員さんに打診してもらえないだろうかとお願いもいたしました。その結果について、当時の区長さんから返答はいただいておりませんが、新年度になりまして新しい区長さんに代わりましたので、できるだけ早く新区長さんに地元の意見を聞かなければならないと思っていたところでございます。

当時、この畑は多くの方が管理に困っている状態で、言わば草の管理もなかなか思わしくできないと、そういう状態でございますので、用地の協力はいただけるのではないかということは2~3から聞いておりました。地権者の多くが拒絶反応をされているというお話でございますが、直接的に私はそういう話は今のところ聞いておりません。一度、新区長さんに状況を聞いて、今後、利便性・安全性、必要面積、開発法令等総合的に検討しながら、今の用地にこだわることなく、用地選定をしたいと考えております。

つくし保育園の整備方針については、今年度設置します「愛荘町幼児保育・幼児教育検討協議会」のご意見をいただきながら、基本計画を策定したいと考えています。 単に老朽化した園舎の建て替えではなく、子ども・子育て新システムを視野に入れながら、町の現状と課題を把握し、保育ニーズを的確にとらえながら、愛荘町にとって最もふさわしい総合子ども園を計画したいと考えており、施設の規模・定員数・職員配置・保育サービスの内容や機能、また防災の拠点施設の役割、あるいは用地についても具体的な方向性をこの協議会で種々検討していただきたいと考えています。

防災拠点については、防災計画の中で災害時要援護者施設に既にこのつくし保育園は位置づけられておりまして、保育所の機能を持ちながら防災拠点の施設の役割も担っておりますので、施設の整備にあたっては、こうした面にも十分考慮し、また、こういう要援護者施設のみならず防災の住民の避難ができるようなことも考慮に入れながら検討してまいりたいと考えております。

なお、保育所の送迎についてのご質問でございますが、以前は秦荘地域の民間保育所で送迎バスを運行されておりました。現在ではどの保育所も送迎バスの運行はいたしておりません。どこでも、全県的にも保育所の場合は保護者送迎というのが原則になっているところであります。保護者の就労形態が多様化し、決められた時間に集合場所に子どもとともに待つというよりは、保護者の就労時間に合わせて送迎される方が増加してきた、送迎バスのニーズが減少されたために運行を止められたといったところも聞いております。

保育所の保育時間は、延長保育を含めますと午前7時30分~午後7時までと長く、子どもたちの登園時間や降園時間にもばらつきがあることや、家事と子育てと仕事の両立で多忙な保護者の方が多い中で、子育ての悩みや相談に対応し、子育て支援の役割を担っている保育所においては、送迎時に保護者と保育士のコミュニケーションをとることが子どもにとってもメリットがあると考えております。保育主体のつくし保育園が総合子ども園になったとしても、運営上、送迎バスは課題が多く、今後、検討協議会で議論をいただきたいと考えております。

次に、旧交番跡地に総合庁舎をというご提案につきましては、先の河村議員のお答えしたとおりでありまして、財政のスリム化も大事でありますけれども、庁舎一本化は住民にとって重要な政策課題であり、民意の確認が必要かと考えます。秦荘庁舎を町民のコミュニティ拠点や福祉拠点として活用してはとのご提案は、大変有効な一方

法かと存じます。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

〇教育長(藤野智誠君) 最初に、幼稚園送迎バスの有料化に至った経緯について述べさせていただきます。

両幼稚園の送迎バスは、旧町時代に幼稚園の統合や新園舎新築移転等により、安全 面や防犯対策も含め運行してきた経緯があり、特に愛知川地区にあっては、国道8号 や近江鉄道の横断に対する安全対策を重要視してきたものと認識しております。

ご承知のとおり、幼稚園は家庭で保育できる幼児の就学前教育を行う場でありまして、基本的には保育園児を持つ保護者と比べて時間的な余裕があると理解しています。町立保育園ではバス送迎を実施していない現状から、教育委員会でも送迎バス継続の可否について論議を重ねてまいりましたが、安全面や防犯対策上、当面継続することとし、また、この運行経費については、年間千数百万円の経費がかかり、加えて在園児の全員が利用していないことにかんがみ、両園の送迎バスの更新を契機として公平・公正な負担の原則により、利用者から応分の使用料をお願いするものとしたことであります。

次に、有料化に対する保護者理解でありますが、昨年来より昨日6月7日にまで、 役員会・保護者会合わせて両園で9回の説明会を実施させていただき、今月12日に は愛知川幼稚園年長保護者対象に説明させていただく予定であります。

これらの説明会では、当初は急な有料化に対する反対の声を多くいただきましたが、 町で年間多額の送迎経費をかけて運行し、今後もこの送迎を継続するには利用者負担 は避けて通れない課題であることや、利用者が全員でないのにすべて町税で賄ってい ることなどを説明し、理解を求めましたところ、4月以降の説明会では、ご質問いた だいた内容からして、有料化への一定の理解をいただけたものと考えております。

なお、保育園でのバス送迎でありますが、今ほど町長が答弁したとおりであります ので、よろしくお願いたします。以上です。

- **〇議長(本田秀樹君)** 14番、竹中秀夫君。
- $\mathbf{O14}$ 番(竹中秀夫君) 14番、竹中です。再質問をさせていただきます。

旧の警部交番署跡地でございますけれども、先ほど河村議員さんの質問で、中身に ついてはもう同じような答弁だろうと私は思っておりますけれども、ちょっと若干、 私なりに考え方を町長にお尋ねをしたいと思います。

先ほどは両主監の考え方を求められたと思いますけれども、なかなか主監の立場としては、町長が先に答弁しているのに、「こうです」というようなことは言えるものでもありませんので、実際に合併協議会の時にも分庁方式を、当分の間こう言うような分庁の方式でというようなことも、私も当時から聞いておるというか、当時も議員をさせてもらっておりましたので、十分に承知をいたしております。

こういった中で、先ほど申し上げましたように、町長が一も言われている住民のサービスはどこにあるのかと。これは、角度を変えればいろいろな言い方があろうかと思いますけれども、1つは、今の住民福祉主監の担当の課、私がそう思っているのですけれども、子ども支援課はこちらにあると。また向こうには福祉課、いろいろ行ったり来たりしなければならない面が住民課には非常に多い。そういう中でスリム化を十分に図ることについて、住民のサービスをモットーに考えていくことによって、近い将来とか、なかなか交換というのは難しいというふうには私も十分承知はしております。しかしながら、どこの市町村に行っても何とか一本化に向けていかなくては、財政の厳しいこのさなか、また住民のサービスはどのようにして持っていったらいいのだろうと、こういうような考えは、行政はもちろんプロでありますので、実際に経費が年間どのくらいかかって、どういうような一本化に持っていったら、どれだけの削減また縮小になるのだと。それの跳ね返りは住民のサービスにつながるのだと。これはもうプロである町長以下、皆さん方が承知しておる基本ではないかなと、こういうように思っておるわけでございます。

こういった中で、長い目で見る中で、警部交番跡地もやはり官庁街の一角として、 たぶん町長の夢は、多少は違ったかもわかりませんけれども、住民の夢は現在の町長 と同じ考えではなかろうかなと、こういうように思っておるわけでございます。

そういった中で、今後、町長の先ほど述べられた答弁でもされておりましたけれども、町長の考え方は、いろいろな考え方を持つ方でございますので、これが実現につながることも大であると私は確信を持っておりますので、そういう点もあわせて再度町長に答弁を求めておきたい。

それから、教育長に幼稚園の送迎バスの有料化についてをお尋ねいたしたいと思います。町の財政は非常に厳しいということは、送迎のバス運行経費が非常に大きいことや、園児全員が利用していないことは既に承知をしております。今回の送迎バス有

料化への一定の理解は、私はさせてもらっております。子育て世代にかかる経費の負担増を考えると、現在の教育委員会が提起している月額は、各家庭にとっては非常に厳しいものであるというふうに私は思っております。

そこで、先ほど町長の答弁もあったように、子ども・子育て支援の推進により、子育てるかかる経済的な負担の軽減を図ろうとするならば、月額についても再考すべき考えが教育長にあるのか、ないのか、再度答弁を求めます。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〇町長(村西俊雄君) 再質問に私の考えを述べさせていただきます。

庁舎問題は、住民サービスにどういう影響が出てくるのかというお話だと思いますが、経費の面でどうなのかといった面、あるいは人員の問題、組織人員の問題は、1回検討したことは、早い段階でございました。ところが、そうしても少しも人は減らないなということがございまして、あと、経費の問題については、交通費等は確かに行ったり来たりする分はかかっているわけですけれども、これはまた住民にとりましても、秦荘庁舎に行く経費、あるいは逆にデメリットも、統合することによるデメリット、秦荘の住民さんは一足遠くなる。それはデメリットの分でもあります。いずれもメリット・デメリットがありますので、プラスマイナスどうなるかということは計算することも必要かなというふうにも思いますが、通信面では、先ほど河村議員の話もありましたように、今はもう通信スピードというのは、地球を一回りするのもあっという間ですから、どこにセンターがあっても一瞬ですから、10キロもないですが、10キロ分縮めたところでほとんど時間差もないし、経費も先ほど150万円という話があったのですが、その150万円は何が要るのか私はわかりませんが、ほとんど通信経費は変わりはないと思うのです。こちらにあったとしても、それぞれ課とはオンラインで皆つながっていてやっているわけですから、そういうもの。

もう1つは、先ほど心の問題がテーマに被災者の関係で出ていましたが、これが大事かなと。やはり地域に住む人たちの心・意識というのか、そういったものは大切にしないと、なかなか1つの一体化した良いまちにならない。不満なり不公平感なりが残ったままでやったとすれば、これはまた大きな計算できないマイナスが出てくる。そういったことを十分勘案して、みんながそういう合意の気持ちを持たないと難しいかなというふうに思っているところでございます。

そういう時期を十分見極めて、本日の提案は1つのきっかけになったと思いますの

で、そういう意味で議論は深まっていくのではなかろうかと思います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 教育長。
- ○教育長(藤野智誠君) それでは、先ほどの竹中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のように町の財政も厳しい、また一面それぞれの子育て世代の保護者の家庭の経済状況も非常に厳しい状況であるという中で、有料化の方へ向かっての提案をさせいただいたということでありまして、その点につきましては有料化に一定のご理解をいただけているということは大変ありがたく思っております。

負担等に関することにつきましては、実は仕様書の中で4台の幼稚園バス、2台・2台あるわけですが、月に1回そのバスを通じて園外活動に行ける時はそれを利用するということにしております。30人の子どもさんが1台のマイクロバスに乗ってどこかへ移動しますと、ほぼ3万円ぐらいの料金を取られるわけでして、そうすると子ども1人1,000円という負担をしなければならないということになります。現在の幼稚園の園外活動、そういった保護者負担を考慮して極力避けているわけでありますが、例えば湖東にあるひばり公園へ行ってみようかとか、どこどこの川で水遊びをさせようとかいうことで園外活動をしていただけること。また、つくし保育園さんとの交流にそのバスを使うとか、例えば小学校入学前に現状の子どもたちが小学校へ行って、一日体験をさせてもらうとか、そういった時にはそのバスが年に11回、月1回で合計11回、44台分のバスが動かせるということになります。そのことは保護者負担にならず無料で動いてもらうということになりますので、ご負担を願うということでありながら、保護者の負担の減も考慮しているいろな仕組みをつくらせてもらっているというところをご理解いただけるとありがたいと思います。

また、先ほど負担増について減額の方向もどうかということでご質問いただきましたが、実は昨年11月に提示させていただきましたのは、月額2,000円ということで提示をさせていただきました。保護者に説明をするということを繰り返します中で、多少なりとも減額をせよという方向で保護者の意見を頂戴しましたので、5月21日の全員協議会の時には1,500円という方向で提案をさせていただきました。減額をさせていただいたところです。

現時点でさらにまた減額ということを私の方から出すということになりますと、保護者の方の混乱もさらに増してくるということになりますので、現時点での1,500円

の提案はそのままやらせていただきたいと思っておるところでございます。以上でご ざいます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 14番、竹中秀夫君。
- **〇14番(竹中秀夫君)** 14番、竹中です。再々質問を行います。

バスの有料化、これについては昨年の11月には2,000円、保護者等とも話し合い しながらと、議員の全協でも減らさせてもらいながら、今年度5月21日でしたか、 全員協議会で1,500円でというような提案をされておりました。

私は金額的にそうこだわりを持って、さらに安いのに越したことはないというようなことは誰しも考えることでありますけれども、先ほどの質問でもいろいろ出ておりましたけれども、住民のサービス、どこまでがサービスなのかというようなことは言われますけれども、これからの愛荘町を担っていく子どもさんを、まだまだ子どもさんが増えてくる時期は何年か先のこと、こういう意見も出ております。そういう中で今日まで無料でありましたけれども、いろいろ財政厳しい中、他の市町村を見ながら有料化にしていかなければならない過程があったのは理解はしております。

そういう中でもうズバリ私は考え方を申し上げますと、2,000 円が1,500 円、1,500 えんがいくらというような、私は先ほど軽減を考えてはどうかなということは、今後、教育民生常任委員会の方がたもおり、また、全協でもあり、また保護者とのいろいろな、何日と何日は、この前全協の時かに言っておられましたね、また話し合いがあろうかと思いますけれども、できるだけ議会の皆さんにもご理解が得られるような提言・提起をしていただきたいなと、こういうふうに思っておりますけれども、1,500円に教育長があくまでもこだわるということをここでもし言われるならば、それも結構でございますけれども、軽減にも前進を待ちたいなと、こういうことでの答えをひとつ、子どもさんのため、また愛荘町のためにひとつ、教育長の強い答弁を求めたいと思います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 教育長。
- ○教育長(藤野智誠君) 今日までの全員協議会、過日の教育民生常任委員会の会議の席でも、2,000 円から 1,500 円までということで提案をさせていただきました。現時点、この日にこの場所で「少しでも下げる方向で」ということは申し上げにくいとうことがあるというのは現実であります。

ただ、この後、教育民生常任委員会・全員協議会等々で議論をしていただけるとい

うことを聞いておりますので、皆さんの意見をしっかりと聞かせていただいて検討してまいりたいと思っています。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を4時40分からとさせていただきます。

休憩 午後4時18分 再開 午後4時40分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第8号の上程、報告

○議長(本田秀樹君) 日程第4、報告第8号 平成23年度滋賀県市町土地開発公 社決算報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君) 報告第8号を説明させていただきます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について、地方自治法第234条の3第2項の規定により、平成23年度滋賀県市町土地開発公社決算について別冊の通報告させていただくものでございます。

この土地開発公社につきましては、公共用地、公共地等の取得・管理・処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として、5市6町で構成しているものでございます。

それでは、別冊の白い冊子でございますが、平成23年度事業報告および財務諸表 についてご説明申し上げたいと思います。

別冊の2ページの庶務関係につきましては、役員の異動状況で、任期満了に伴う改 選の年でございましたが、全員賛成のうえ承認されております。

4ページにつきましては、理事会・監査会などの会議関係が記載されてございます。

5ページの事業関係でありますが、まず、土地保有状況につきましては、償還が完了いたしました事業用地 6 万 1,178 ㎡を当該申出団体に譲渡が完了いたしました結果、年度末の保有面積は 1 万 1,005 ㎡で、新規の借入はなく、金利を合わせました簿価格は 1 億 6,669 万 7,125 円となってございます。

次に、7ページは年度別土地保有状況、8ページにつきましては事業別土地保有状

況、9 ページにつきましては事業資金の借入状況、あるいは事業用途別に区分して出 しておりまして、年度末の借入金残高は3.548 万5.940 円となってございます。

次に、10ページの財務概要につきましてでございますが、事業収益といたしまして 6億3,478万7,551円、事業費用は6億3,782万6,064円で、当期の事業収支は303万8,513円の損失でございます。一方、事業外収支では4,470円の収益となり、当年 度は303万4,043円の純損失の計上となってございます。

続きまして、11 ページの財務諸表の貸借対照表につきましては、資産の部でありますが、流動資産は1,475 万8,063 円、事業勘定は1 億6,669 万7,125 円で、資産合計は1 億8,145 万5,188 円となってございます。

12 ページの負債の部でございますが、借受金1億3,121 万1,185 円、長期借入金3,548 万5,940 円、資本の部につきましては基本財産620 万円、剰余金855 万8,063 円、負債資本の合計は資産額合計と同じく1億8.145 万5,188 円となってございます。

以上、主なものをご説明させていただきましたが、そのほか 13 ページには損益計算書、14 ページには平成23年度欠損金処分計算書、15 ページにはキャッシュフロー計算書、16ページには財産目録、17ページには申出事業費用明細書、18ページ以降につきましては付属資料が記載されておりますので、お目通しいただきますようお願いいたしまして、ご報告とさせていただきます。

〇議長(本田秀樹君) これで報告第8号を終わります。

ここで、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長を行います。

◎報告第9号の上程、報告

○議長(本田秀樹君) 日程第5、報告第9号 平成23年度愛荘町繰越明許費繰越 計算書の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

〇総務主監(福田俊男君) 報告第9号 平成23年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり繰越明 許費繰越計算書を報告するものでございます。

次に、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。報告第4号、平成22年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

3ページでございますが、平成22年度に繰り越しをいたします事業につきましては、3月議会までにおきまして繰越明許費をご説明いたしておりますが、愛荘町財務規則の規定に基づき、財源内訳を明記のうえ、本6月議会に繰越計算書として報告することになっているものでございます。

まず、一般会計につきましては、総務費の財産管理事業については、工期遅延によりまして町道長野南中央線ほか東部改良工事964万7,000円、民生費の子育で支援環境緊急整備事業につきましては、9円園舎の解体ならびに園庭整備など、工期延長によります八木荘保育園園舎全面改築事業補助金1億1,535万4,000円、消防費の防災対策事業につきましては、納入期間によります放射線測定装置整備102万1,000円、教育費の小学校空調改修事業につきましては、愛知川東・愛知川小学校の空調整備につきまして、国の平成23年度補正予算におきまして前倒しして採択の内示を受けましたことにより、設計業務・工事費など合わせまして1億1,275万円、4件を合わせまして2億3,877万2,000円でございます。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、総務費の運営協議会費につきまして、計画策定委員会の審議日程から計画書等印刷業務 50 万円、また下水道事業特別会計につきましても、下水道事業費の公共下水道事業費については、国との協議によりまして愛知川南面整備工事等 2,410 万円をそれぞれ平成 2 4 年度へ繰り越しすることになってございます。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) これで報告第9号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第6、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〇収納管理主監(辻 善嗣君) それでは、承認第1号についてご説明を申し上げます。議案書の4ページ、別冊説明資料は1ページでございます。

この条例につきましては、平成24年3月31日付けで専決処分をさせていただい たものでございます。

それでは、説明資料の1ページで説明をさせていただきます。

今回の改正の理由でございますが、地方税法に関しまして、税制の公平性の確保お

よび課税の適正化の観点から、土地にかかります固定資産税等について住宅用地にかかります据え置き特例を経過措置を講じたうえで廃止しつつ、平成24年度の評価替えに伴います税負担の調整や税負担軽減措置等の整備・合理化等を行う地方税法および国有資産等所在地市町村交付金法の一部を改正する法律が、第180国会常会におきまして本年3月30日に成立いたしまして、3月31日に公布、4月1日に施行されることに伴いまして、本町税条例の一部を改正する必要が生じましたことから、地方税法第179条第2項の規定によりまして専決処分させていただいたものでございます。改正の内容でございますが、3月31日で特例措置の期限を迎えるものを延長するなど、すべて付則の改正でございます。

附則第10条の2第11条におきましては、地方税法施行規則等の改正に伴いまして、 対象年度や引用条項のずれによります改正でございます。

付則第11条の2、次のページの第12条および第13条・第15条におきましては、 条文の見出しおよび条文について、評価替えに伴います対象年度や特例措置の延長に よる改正と項の削除、引用条項のずれの改正を行ったものでございます。

付則第23条の2は新たな条文の追加でございまして、東日本大震災で居住用家屋が滅失した場合、その敷地にかかる所得割の納税義務者の譲渡期限の特例期限につきまして、現行「3年」を「7年」に延長することと、申告規定を定めたものでございます。

付則第24条におきましては、東日本大震災によりまして滅失等をし、住宅を所有する被災者が住宅の再取得等をした場合に、所得税の特例を受けたときには、個人住民税についても控除の対象とするものでございます。

改正付則関係につきましては、第1条から第3条まで、それぞれの施行期日と経過 措置を定めたものでございます。ただいまご説明申し上げました改正につきましては、 いずれも関係する法律と地方税法施行規則の一部が改正されましたことによりまして、 緊急に本町税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたことから、専決 処分をさせていただいたものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 [「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。15番 辰己 保君。

○15番(辰己 保君) 15番 辰己 保。愛荘町税の一部改正に対して、承認しないことを表明します。

付則第 11 条・12 条について、住宅用地にかかる据え置き特例の廃止が行われるわけですが、そのことによって課税の据え置きが行われていた土地が急激に引き上がるという事態が起こってきます。結局は庶民に対して、しかもささやかな自分の住宅用地に対してそうした負担が強いられる一方で、次の議案になるわけですが、次の議案についても逆に、承認第 2 号では固定資産の不均一課税、これは条文にもありますように、大企業でしか特例的に受けられないような不均一課税の条例が専決処分として承認事項というあがっているわけです。

まさに今、経済事情の悪化で庶民の方が苦しんでいるのに、庶民に負担を求め、承 認第2号ではそうした事態のもとで大企業だけは税制を優遇するという事態を明らか にさせているというところで、不承認を表明いたしておきます。

- ○議長(本田秀樹君) ほかに討論はありませんか。9番 西澤久仁雄君。
- **〇9番(西澤久仁雄君)** 9番 西澤久仁雄です。承認第1号、愛荘町税条例の一部 を改正する条例の建設処分につき承認を求めることについて、賛成討論を行います。

今回の改正は、固定資産税の評価替えに伴い、対象年度や特別措置の延長、東日本 大震災の被災者に対する負担の軽減措置等を行うための地方税法等の一部を改正する 法律が成立し、本年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、本町 税条例を一部改正されたもので、専決処分の承認を求めることについて賛成するもの です。議員各位におかれましても賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長(本田秀樹君) これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙 手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員多数です。よって、日程第6、承認第1号 愛荘町税条 例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、これを承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第7、承認第2号 愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〇収納管理主監(辻 善嗣君) それでは、承認第2号についてご説明を申し上げます。議案書の9ページ、別冊説明資料は15ページからでございます。

この条例は、平成24年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、別冊説明資料の15ページでご説明をさせていただきます。

この改正につきましては、近畿圏の近郊整備区域より都市開発区域の整備および開発に関する法律施行令および中部圏の都市開発区域および保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されたことによるものでございます。

本町におきましては、企業が進出しやすい条件整備といたしまして、一定条件のもとに固定資産税の税率を課税初年度から3年間、段階的に変えて一定課税をする不均一課税を実施することとしておりますが、これはその減収につきまして、地方交付税で補てんが行われる場合を定める政令に規定をされております適用期限に合わせまして、期間限定で実施しているものでございます。

この期限につきまして、平成24年3月31日までとされていたものを、平成26年3月31日までの2年間延長がなされましたので、本町条例第2条、「定員の規定」をこれに合わせまして2年間延長し、本年4月1日から施行したものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、承認第2号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙 手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(本田秀樹君) 賛成多数です。よって、日程第7、承認第2号 愛荘町固定 資産税の不均一課題に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求め ることについて、これを承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第8、承認第3号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〇総務主監(福田俊男君) 承認第3号をご説明させていただきます。議案書の 11 ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

次の12ページでございます。平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)は、 次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億480万5,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億6,812万円とするものでございます。

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるということで、17ページでございます。第2表 地方債の補正でございますが、事業費の確定などによりまして、起債限度額を合併特例事業債1,630万円減の1億9,570万円に変更いたしております。起債の方法、利率、償還の方法には変更ございません。

事項別明細書により、各科目の補正額および主な内容をご説明させていただきたい と思いますので、20ページをお開きいただきたいと思います。

この補正予算につきましては、歳入面につきましては決算見込額ならびに国・県の 交付金・補助金などの交付決定額によるもののほか、基金繰入金につきましては歳出 事業費との調整、また町債につきましても事業費および基金の取崩額との調整を行い、 借入額の抑制に努めさせていただいたところでございます。

歳出につきましては、各事業におけます実績見込み、および入札差額や精算額など

決算見込みによります精査を行ったものでございまして、歳入歳出の調整に伴います 各基金への積立金の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、地方揮発油譲与税 250 万 4,000 円の追加、自動車重量 譲与税 703 万 9,000 円の追加、利子割交付金 4033 万 3,000 円の追加、配当割交付金 80 万円の追加、株式等譲渡所得割交付金 63 万円の減額、地方消費税交付金 613 万 2,000 円の追加。

次のページで、自動車取得税交付金 265 万 2,000 円の追加、地方交付税につきましては、特別交付税 2 億 5,550 万 5,000 円の追加、これらにつきましてはいずれも収納 実績によるものでございます。

使用料および手数料につきましては、申請件数の増加によります屋外広告物許可申請審査手数料 22 万 4,000 円の追加、民生費国庫負担金障害者自立支援給付費負担金937 万 9,000 円の減額、民生費国庫補助金地域生活支援事業補助金 163 万 6,000 円の減額、土木費国庫補助金地域住宅交付金 97 万 4,000 円の追加、これもいずれも交付決定によるものでございます。

耐震診断員派遣事業補助金につきましては、件数の確定により 4 万 5,000 円の減額、 社会資本整備総合交付金につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に伴います 168 橋の 橋梁点検業務精査によりまして 198 万円の減額でございます。

民生費負担金につきましては、実績精査によります障害者自立支援給付費負担金 434万4,000円の減額でございます。

24 ページでございまして、民生費の県補助金につきましては、高額療養費返還交付決定に伴い、重度心身障害者老人等助成費補助金 66 万 3,000 円の減額、福祉医療費補助金 62 万 4,000 円の減額、障害者自立支援臨時特例事業費補助金 45 万円の減額、児童虐待防止対策緊急強化事業補助金 83 万 1,000 円の減額、地域総合センター運営費等補助金 212 万 5,000 円の追加、衛生費県補助金につきましては、妊婦健康診査事業費補助金 135 万 4,000 円の減額、労働費県補助金につきましては、緊急雇用創出特別推進事業補助金 267 万 8,000 円の減額、土木費県補助金につきましては、河川愛護作業補助金 83 万 8,000 円の追加、これらはいずれも交付決定によるもの、もしくは実績精査によるものでございます。

住宅耐震診断員派遣事業補助金につきましては、件数の確定によります2万 3,000 円の減額、木造住宅耐震・バリアフリー改修事業費補助金につきましては、実績がご ざいませんでしたので、50万円の減額でございます。

総務費委託金につきましては、県議会議員一般選挙市町村交付金交付決定に伴いまして 194 万円の減額、財産収入不動産売払収入につきましては、里道・水路 3 件の普通財産売払収入 154 万 8,000 円の追加、寄付金総務費寄付金につきましては、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金 4 件分でございまして、91 万円の追加でございます。

26 ページに移っていただきまして、基金繰入金につきましては、実績によります各基金取崩額の確定に伴いまして、電算システム開発業務委託料等にかかります地域基盤づくり推進基金繰入金1億2,090万円、子育て支援環境緊急整備事業等にかかります福祉・保健基金繰入金6,930万円をそれぞれ減額をするものでございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金1億4,428万7,000円の追加、諸収入民生費受託事業収入につきましては、2人分の9カ月分でございますが、町立保育園の受託児保育料140万円の追加、雑入につきましては、福祉医療費高額療養費返還金710万7,000円の追加、町債につきましては、小学校空調改修事業、給食センターならびに多目的グラウンド整備事業、秦荘東小学校大規模改造事業等の実績により、繰越額の確定によります合併特例債1,630万円の減額でございます。

次に、28ページの歳出でございますが、人件費につきましては、特別職給与の減額 ならびに給与改正、人事異動、あるいはまた育児休業等によるものでございます。

総務費一般管理費につきましては、特別職給料100万円の減額、一般職の人件費800万円の減額、雇用日数の減によります賃金300万円の減額、財産管理費につきましては、旧町営住宅長野団地の電柱移転補償費100万円の減額、企画費につきましては入札差額により賑わいのまちづくり計画策定業務委託料等合わせまして168万3,000円の減額、電子計算費につきましては、ホームページ更新業務の回数減によります電算システム開発業務委託料88万2,000円の減額、固定資産地図システム保守業務の入札差額によりまして、電算システム保守業務委託利用46万4,000円の減額、地域安全対策費につきましては、東部改良工事に伴います防犯灯設置工事の不執行によりまして220万5,000円の減額でございます。

戸籍住民基本台帳費につきましては、時間外勤務手当 100 万円の減額、選挙費につきましては、県議会議員選挙執行経費の精算によりまして、職員手当・需用費・委託料合わせまして 194 万円の減額でございます。

30ページでございますが、民生費社会福祉費社会福祉費総務費につきましては、期

末手当 100 万円の減額、国保連合会福祉医療取扱件数の減などによりまして、役務費合わせまして 99 万 8,000 円の減額、社会福祉施設費につきましては地域総合センター運営費等補助金の増に伴います財源更正でございます。

老人福祉費につきましても、実績に基づく基金の財源更正、国民健康保険費につきましては、育児休業によります給料 100 万円の減額、後期高齢者交付金の精算によります特別会計繰出金 1,000 万円の減額、障害福祉費につきましては、利用者の人数あるいは日数の減によりまして、通所サービス利用促進事業費 60 万円の減額、扶助費につきましては事業実績の精査により介護給付・訓練等給付事業費 1,261 万 1,000 円の減額、児童福祉費児童福祉総務費につきましては、家庭指導相談システムならびに家庭訪問用の車輌入札残によります備品購入費 83 万 1,000 円の減額、保育園費につきましては、育児休業によります給料 100 万円の減額でございます。

衛生費保健衛生費につきましては、妊婦一般健康診査の基本単価の減によりまして 200 万円の減額、環境衛生費につきましては、粗大ごみの等の収量の減収によりまして 607 万円の減額、湖東広域衛生管理組合のし尿処理等、あるいは清掃関係費、事業 費の精査に伴いまして負担金合わせまして 1,545 万 2,000 円の減額でございます。

32ページに移っていただきまして、労働費失業対策費につきましては、緊急雇用創出特別事業推進事業におきます雇用日数の減によりまして、臨時職員賃金267万8,000円の減額、農林水産業費農地費につきましては時間外勤務手当100万円の減額、山川原地区ほ場整備畦畔ブロック設置工事の執行残によりまして、工事請負費223万7,000円の減額、負補交につきましては秦荘土地乖離要く事業償還助成金の精査合わせまして、秦荘・愛知川両土地改良区の補助事業がございませんでしたので、補助金131万1,000円の減額、土木費土木総務費につきましては、時間外勤務手当100万円の減額、木造住宅耐震診断員派遣事業につきましては、実績により委託料9万円の減額、耐震・バリアフリー改修補助金につきましては、該当件数がございませんでしたので135万円の減額、道路橋梁総務費につきましては、橋梁点検業務の精査に伴います財源更正でございます。

道路新設改良費の役務費につきましては、登記手数料の精査によりまして 100 万円の減額、委託料につきましては測量設計業務の請負差額で 400 万円の減額、公有財産購入費につきましては、町道目加田・八町線道路改良工事に伴います相続登記の問題から用地取得を先送りしたことによりまして 1,400 万円の減額、補償補填及び賠償金

につきましては、町道長野・長野南線道路改良工事にかかります建物補償費 300 万円 の減額でございます。

次のページに移っていただきまして、道路維持費につきましては町道除雪作業の予定回数の減により 110 万円、あわせまして測量設計委託料につきましては入札差額で 200 万円の減額、工事請負費につきましてはも入札差額により 800 万円の減額、補償 補填及び賠償金につきましては上水道移転補償費の精査により 100 万円の減額、河川費の河川総務費につきましては、おいでら川設計業務につきまして地元調整に時間を要しましたことによりまして 400 万円の減額、都市計画費の都市計画総務費につきましては、11 自治会に対します生活環境整備対策事業補助金の実績精査によりまして 500 万円の減額、下水道費につきましては、流域下水道維持管理負担金の減によります特別会計繰出金 2,600 万円の減額、住宅費の住宅管理費につきましては、起債償還元金・利子不足分といたしまして、特別会計繰出金 102 万 6,000 円の追加、小集落地区改良事業費につきましては、測量設計業務ならびに除草等の委託料の執行残によりまして 113 万 9,000 円の減額、工事請負費につきましては、地元調整によります町有地の造成工事の不執行、道路執行費の執行残によりまして、合わせて 834 万 4,000 円の減額でございます。

36ページてございます。消防費防災対策費につきましては、防災行政無線の個別受信機修繕等の執行残によりまして142万7,000円の減額でございます。

教育費小学校費につきましては秦荘東小学校大規模改造事業、小学校空調改修事業 に伴います合併特例債の減額によります財源更正、幼稚園費につきましては、秦荘幼 稚園児の送迎業務の委託料につきまして、運行時間・距離の減によりまして 190 万円 の減額、社会教育費人権教育推進事業費につきましては、地域総合センター運営費等 の補助金の増に伴います財源更正でございます。

図書館費につきましては、人事異動により給料100万円の減額、保健体育費の体育施設費につきましては、入札差額によりまして豊国運動公園等の進入路改修工事200万円の減額、中央スポーツ公園備品購入費130万6,000円の減額、学校給食費につきましては、給食センターの消耗品の入札差額によりまして110万円の減額と、賄材利用費の執行残によりまして130万円の減額でございます。

次のページの公債費元金につきましては、地域住宅交付金の交付によります財源更 正、利子につきましては一時借入金の償還利子の精査によりまして 116 万円の減額、 諸支出金基金につきましては、地方交付税ならびに基金利子の増に伴います各基金に積み立てをするものでございまして、財政調整基金積立金1億1,284万2,000円、減債基金積立金1億36万8,000円、地域基盤づくり推進基金積立金95万3,000円、福祉・保健基金積立金825万8,000円、シンボルリバー基金積立金2万4,000円、教育振興基金積立金1億5,360万円、がんばる愛荘町まちづくり基金積立金91万円をそれぞれ追加させていただいたものでございます。

次の 40 ページにつきましては、特別職の補正予算給与費明細書でございまして、給料の減につきましては長等の給料の減額によるものでございます。

41 ページにつきましては一般職の補正予算給与費明細書を記載させていただいて おります。上段につきましては給与費等の総括、中段には職員手当の内訳、下段には 給料および職員手当の増減額の明細でございます。

給料につきましては、給与改定および育児休業、派遣職員の戻入によります減額、職員手当につきましては派遣職員の戻し入れ、あるいは実績に伴います減額でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、辰己 保君。
- **〇15番(辰己 保君)** 15番、辰己 保。1点は財源内訳について、もう1点は 関連質疑として行います。

30ページですけども、他も当然精査ですので、財源内訳は一般財源で補てんしたりとかいう財源の更正化を図るわけですが、障害福祉費については国・県の支出金が1,580万円減額、その他財源、利用料か何らかだと思っているのですが、150万円の減額。利用者の減ということで説明等がある中で、一般財源だけが409万円増額になっているわけです。その財源更正の説明を求めます。

もう1つは関連質問です。35ページ、住宅管理費ですけども、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金として102万6,000円、利子分という説明を受けています。行政は、この件については資金の貸付金の返還がされていないという事案があるわけです。ということは、今まで行政は税金が納まっていなければ、何らかの法的なものが納まっていなければという時に、扶助費なり補助制度の適用とか、そういうものがされないということになっているわけです。じゃあ、この利子分の、要するに新築資金の返還がされていない人に対して、こうした厳しい事情の中でどういう対応をしているの

か、答弁をいただいておきます。誰が答弁するかはわかりません。

- **〇議長(本田秀樹君)** 総務主監。
- ○総務主監(福田俊男君) 今ご質問いただきました、先に財源更正の関係をお答え したいと思います。

30ページの障害福祉費の関係で、先にその他財源から申し上げますと、150万円につきましては福祉費の県基金の繰入をやめますことによってのその他財源でございます。それと、国・県諸支出金の1,580万9,000円につきましては、障害福祉の事業がいくつかございまして、地域生活支援事業補助金あるいは日常生活用具給付金、これらの国庫補助金等の減に伴うものでございまして、国庫補助金の減に伴っての減額になります。したがって、整理をさせていただいて一般財源で補てん、あるいは実額等調整させていただいて財源更正を行っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 住民福祉主監。
- **○住民福祉主監(杉本幸雄君)** 35 ページの関連というようなことでございますが、特別会計の方の新築資金のことが出てまいるわけでございますが、新築資金の滞納者に対する措置というようなことでご質問をいただいたと思いますが、この対象者の課方々についてでありますが、現在、病気入院中あるいは失業中というような方が多数いらっしゃいまして、何度か分割で納めていただくように納付誓約を取ってつないでいくようにしていきたいということで、さらに努力をさせていただきたいと思います。
- **〇議長(本田秀樹君)** 暫時休憩します。

休憩 午後5時20分 再開 午後5時20分

- **〇議長(本田秀樹君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。
- **〇総務主監(福田俊男君)** ご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの30ページの財源内訳の関係につきまして、一般会計の増額のことについての部分をご質問いただいている部分でございまして、特定財源等の関係につきましては、先ほど申し上げたところでございますが、事業との関連がございますので、担当課の方から詳細にご説明いただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 住民福祉主監。
- **〇住民福祉主監(杉本幸雄君)** 30 ページの障害福祉費についての財源内訳のご質問

でございますが、この右の方の説明欄にあがっております通所サービスの利用促進、これは利用者数の減で減っております。そして、その下の方ですが、扶助費のところで 1,260 万円ほどあるのですが、これにつきましては過誤調整により県の方で毎年審査をされているわけでありますけれども、事業者の請求誤りが出てまいりまして、この減額をするわけでございます。

ただ、この財源となる国庫なり県費の方について、既に交付決定をされておりまして、本来の部分が入っていない、翌年度交付される部分がございますので、その分が結果的に一般財源に振り替えられて、一般財源が増えてくるような形になってございます。以上でございます。

○議長(本田秀樹君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、承認第3号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙 手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、承認第3号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第14号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第9、承認第4号 平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〇住民福祉主監(杉本幸雄君) それでは、承認認第4号をご説明申し上げます。議

 案書の 42 ページでございます。

平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処

分につき承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 2 4 年 3 月 3 1 日付けで次のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

次の43ページをご覧ください。平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102 万 6,000 円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ 309 万 6,000 円とするものでございます。

事項別明細書 46 ページをご覧ください。事業費の精算に伴います歳入歳出調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、起債償還元金利子に充てるため繰入金他会計繰入金一般会計繰入金 102 万 6,000 円を追加、歳出では、総務費総務管理費一般管理費の補償補填及び賠償金として元利収入不足 102 万 6,000 円を追加するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、承認第4号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙 手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、承認第4号、平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第10、承認第5号 平成23年度愛荘町国民健康保険 事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題 にします。 本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〇住民福祉主監(杉本幸雄君) 47ページをお開きいただきたいと存じます。承認第5号でございます。平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付けで次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。48ページでございます。平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,264万9,000円とするものでございます。

事項別明細書、51ページをご覧ください。ここも事業費の精算に伴います調整をさせていただいたものでございます。

52ページの歳入でございますが、国庫支出金国庫補助金財政調整交付金は特別調整交付金の経営努力による交付金800万円を追加、前期高齢者交付金は前々年度交付金精算により1,000万円の追加。繰入金他会計繰入金一般会計繰入金は前期高齢者交付金の前々年度交付分が追加交付されましたことにより、財源不足に対する支援分を減額するものでございます。

52 ページの歳出でございます。保険給付費の療養諸費ならびに高額療養費は、財源 更正でございます。諸支出金の基金積立金は、特別調整交付金の特別事情分800万円 を基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、承認第5号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙 手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、承認第5号、平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第11、承認第6号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〇農林建設主監(山田清孝君) それでは、承認第6号、平成23年度愛荘町下水道 事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについて、説明 をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月31日付けで専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

54ページをお願いたします。平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,000 万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億7,880 万5,000 円とするものでございます。

地方債の補正の関係でございます。56ページをお願いたします。これは事業の精算によるものでございます。公共下水道事業ならびに流域下水道事業、資本費平準化債、当初の補正前が3億2,230万円、補正後が2億5,880万円ということで、5,350万円を減額するものでございます。

事項別明細書の58ページ、歳入からお願いをいたします。

まず、繰入金一般会計繰入金につきましては 2,600 万円の減、これはトータルの精算金でございます。諸収入貸付金元利収入につきましては、下水道排水設備資金融資斡旋制度預託金の元利収入でございます。利用がございませんでしたので、50 万円の減額でございます。

町債土木歳につきましては、今ほど申し上げました各起債の減額でございます。 5,350万円の減額でございます。

次に歳出に移らせていただきます。総務費の維持管理費でございます。まず委託料

につきましては、マンホールポンプの点検あるいは公共下水道管渠の調査設計の関係でございます。事業の精算によりまして 390 万円の減額、それから負担金補助及び交付金の関係でございますが、流域の下水道の維持管理負担金でございますが、これは先に説明させてもらいましたとおり、東北部下り道公社にかかる維持管理費の基金の精算によりまして、5,060 万円の減額でございます。それから行政区域外流出負担金の減につきましては、要綱改正によりまして 220 万円の減額でございます。貸付金につきましては、先ほど申し上げました預託金の利用がございませんでしたので、50 万円の減額、公課費の消費税及び地方消費税につきましては、精算で 510 万円の減額でございます。

次に、下水道事業費の公共下水道事業費の関係でございます。事業の精算によりまして委託料 180 万円の減額、工事請負費 1,200 万円の減額、補償補填及び賠償金にっきましては 150 万円の減額でございます。

次に 60 ページの下水道事業費の流域下水道事業費でございます。負担金補助及び交付金で流域下水道建設事業市町負担金として 50 万円の減額でございます。

公債費の元金でございますが、これにつきましては資本費平準債の財源を振り替え ました関係で、財源内訳を触っているところでございます。

利子につきましては、下水道事業費の償還利子が170万円の減、一時借入金利子につきましては、使っておりませんので20万円の減、合計190万円の減額でございます。 以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、承認第6号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙 手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、承認第6号、平成23年度愛荘町下 水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについては、

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第12、議案第42号 愛荘町行政組織条例等の一部を 改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民課長。

〇住民課長(中村浩史君) それでは、議案第42号 愛荘町行政組織条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。議案書につきましては 61ページ てございます。説明資料につきましては 17ページでございます。説明資料 17ページ の方で説明を申し上げます。

愛荘町行政組織条例等の一部を改正する理由でございます。外国人住民の方々の利便性の向上や市町村等の行政の合理化を図ることを目的とした住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)および外国人の正しい在住管理制度を柱とする出入国管理および難民認定法および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)が、平成24年7月9日から施行される。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の主な内容につきましては、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とするものでございます。

出入国管理および難民認定法および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の主な内容につきましては、外国人住民の新しい在留管理制度が創設されるものであります。

具体的には、①在留カードの交付、②在留期間が最高5年、③再入国許可制度の改正、④外国人登録法の廃止による外国人登録制度の廃止でございます。住民基本台帳法の一部改正および外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳に記録される外国人住民に関する規定の整備を図るため、関係する5本の条例の一部を改正する必要があるため所用の改正を置こうなものでございます。

次に、愛荘町行政組織条例等の一部を改正する条例の要旨につきまして説明します。 第1条につきましては、愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例でございます。 愛荘町行政組織条例第2条、住民課の項第1号中「外国人登録」を「在留管理」に改 め、「国民健康保険」の次に「、医療給付」を追加するものでございます。 第2条につきましては、愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を 改正する条例でございます。住民基本台帳法の一部を改正する法律による法律条文の 項ずれに伴い、第1条および第2条における条文の項番号を修正するものでございま す。さらに、外国人登録法の廃止に伴う外国人住民の定義を修正するものでございま す。

第3条につきましては、愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。外国人登録法の廃止に伴い、印鑑登録の登録資格および登録印鑑の修正を行うものでございます。外国人住民のカタカナ表記の印鑑登録規定の追加をするものでございます。外国人登録法の廃止に伴い、本人確認の際の証明書について、「外国人登録証明書」を削るものであります。印鑑登録の抹消規定の修正とのすり替えを行うものでございます。

次の 18 ページでございます。特記におきまして、経過措置として改正条例施行日前日における印鑑登録の職権抹消手続き規定等を定めるものでございます。

続きまして、第4条につきましては愛荘町犯罪被害者支援条例の一部を改正する条例でございます。町民の定義中、「外国人登録」を削るものであります。

第5条 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例でございます。外国人登録に関する証明手数料と自動交付機による「外国人登録台帳記載事項証明書」を削るものでございます。

付則といたしまして、条例の施行期日は、平成24年7月9日から施行するもので ございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第42 愛荘町行政組織条例等 の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第13、議案第43号 愛荘町文化財保護条例の一部を 改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(村西作雄君) 議案書 64 ページ、議案第43号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。説明資料の29 ページをお開きください。

まず、一部改正の理由でありますが、町内在住の文化財所有者から、指定有形文化 財の指定申請を受け、町教育委員会が町の文化財保護審議会に諮問を行ったところ、 同審議会から申請8件はいずれも町指定文化財として妥当であるとの答申を受けたと ころであります。その後、本年2月20日に開催されました教育委員会において8件 の新指定文化財の告示が議決され、同3月9日にその旨告示したところであります。

議案書64ページにお戻りください。議案第43号 愛荘町文化財保護条例の一部を 改正する条例。愛荘町文化財保護条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。としまして、愛荘町文化財保護条例第4条第1項の規定により、次表に掲げる文化財を愛荘町指定有形文化財に指定するものであります。

新たな指定いたしますのは、議案書65ページの上から3段目からでございまして、 木造不動明王立像1躯、木造聖観音立像1躯、木造毘沙門天立像1躯、木造地蔵菩薩 坐像1躯、木造十二神将像12躯。

工芸の部でございますが、これは1件ございまして、下段の漆塗太鼓形酒筒1口。 少しおりていただきまして、古文書の部2件が新たにお願いするものでございまして、 金剛輪寺下倉米銭下用帳111紙、壬申地券地引絵図40舗。

以上の8件を新たに指定文化財としてお願いするものでございます。よろしくご審議いただき、議決いただきますようお願いいたします。

〇議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 [「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。本案は原案どおり決定することに賛成の諸 君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第43号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第14、議案第44号 町道の路線の認定につき議決を 求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〇農林建設主監(山田清孝君) 議案第44号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて。次の路線を町道の路線に認定することにつき、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

路線番号E 203、路線名は山川原東線、起点につきましては山川原字出口 26-3、終点につきましては同じく 11-10 でございます。よろしくご審議の方お願いいたします。

- ○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、辰己 保君。
- **〇15番(辰己 保君)** 道路認定について質疑をしておきたいと思います。

この道路認定ですけども、当該地について道路認定をすべき事業での事業道路、それがあるのかないのか。あるならばなぜ今回同じように出さなかったのかどうかということがまず1つ。45号にあがっている路線認定は、非常に長年懸案事項と言いますか、なかなかできない。そうなると、狭隘な、要するに幅員がない部分を含めて道路認定をしてしまうのかどうか、もしくは法線で認定をしてしまうのかどうか、計画図で認定するのかどうかということ。そうした問題を考えれば、かといって事業が我々自身はずっと何号線で説明を受けてきたので、結果として道路認定をしていくいうことは、事業間まではいわないけれども、要するにそうした認識を持つことになっていいのかどうか。そうした数々の問題をこの際に答弁をいただいておきます。

〇議長(本田秀樹君) 暫時休憩します。

休憩 午後5時52分

再開 午後5時53分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉主監。

- ○住民福祉主監(杉本幸雄君) ご質問2点ございまして、ほかにもあるのかということと、法線で認定するのかということでございますが、これは事業を推進していくために、以前に落ちていたメイン道路であったということで認定を今回お願いするものでございますし、それともう1つの、法線で、町道認定と言いますのは、起点・終点を決めるだけで区域決定ということは、幅員とかいうのは別個になりますので、それは告示行為ですので、今回の場合は単に起点・終点を決めるだけの話でございます。それと路線名ということでございます。今のところはございません。
- **〇15番(辰己 保君)** ほかにもあるのかということは、認定すべき。
- **○住民福祉主監(杉本幸雄君)** 今のところはございません。
- **〇議長(本田秀樹君)** 暫時休憩します。

休憩 午後5時54分

再開 午後5時56分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

残りの答弁、住民福祉主監、お願いいたします。

- **〇住民福祉主監(杉本幸雄君)** ちょっと待ってください。
- 〇議長(本田秀樹君) 暫時休憩します。

休憩 午後5時57分

再開 午後5時57分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉主監。

- **〇住民福祉主監(杉本幸雄君)** 今後についてですが、今後、町の事業としてまた出てこようかと思います。
- **○議長(本田秀樹君)** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第44号 町道の路線の認定に つき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎護案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第15、議案第45号
 平成24年度愛荘町一般会計補

 正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君) 議案第45号をご説明させていたします。議案書の68
ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万7,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,427万7,000円とするものでございます。

事項別明細書で各科目ごとの補正額および主な内容をご説明させていただきますので、73ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金総務費委託金につきましては、中長期在留者住居地届出等事務委託金交付決定によりまして32万7,000円の追加、県支出金民生費県負担金につきましては、後期高齢者医療保険料改定に伴います低所得者保険料軽減分といたしまして、保険基盤安定負担金97万9,000円の減額、民生費県補助金につきましては、特別対策事業が1年間延長されましたことにより、新体系定着支援事業といたしまして障害者自立支援臨時特例事業費補助金247万5,000円および障害者日中活動の場支援事業費補助金19万4,000円の追加、農林水産業費県補助金につきましては、戸別所得補償補償推進事業補助金90万円の追加でございます。

74ページをお願いします。教育費委託金につきましては、県予算の追加によりまして昨年度に引き続きまして実施されるため、子ども輝き人権教育推進実践活動費委託

金 11 万 5,000 円の追加、繰入金財政調整基金繰入金につきましては、財源調整によりまして 636 万 2,000 円の減額、諸収入雑入につきましては 4 月 3 日に発生いたしました異常気象によります被害にかかります損害額の 50%を超えました町有建物災害共済保険金 360 万 7,000 円の追加でございます。

次に歳出でございますが、人件費につきましては当初予算におきまして教育長を含めまして一般職 164名を見込んでございましたが、退職などによりまして 2名の減の 162名分、および組織機構の改正あるいは人事異動に伴います関係科目の人件費の補正、それと本年4月3日に雷強風注意報が発令をされている中での異常気象によりまして、各町有施設の被害を受けたものにかかります修繕料が主なものでございます。

議会費につきましては、人事異動により職員人件費 175 万 2,000 円の減額、総務費一般管理費につきましては、今回 5 月 2 9 日に逮捕されました職員不祥事にかかります職員懲戒審査委員会の開催にかかります委員報酬 4 万 2,000 円の追加、人件費につきましては、組織機構の改正等によりまして一般職員 3 名増によります人件費 1,777 万 2,000 円の追加、次のページの賃金につきましては、人権政策課の参事の配置によります嘱託職員の賃金 225 万 5,000 円の追加、委託料につきましては、乳がん検診の対象者年齢が「40 歳以上」から「20 歳以上」に引き上げられましたことによります職員健康診断委託料 10 万円、それとあわせまして職員今回の不祥事にかかります告訴手続きにかかります着手金といたしまして顧問弁護士の委託料 10 万 5,000 円の追加、電子計算費につきましては、住民税ならびに児童手当制度の改正に伴いまして国民年金あるいは福祉医療、住基システム等の改修にかかります電算システム開発業務委託料 137 万 6,000 円の追加でございます。

税務総務費につきましては、一般職員1名減によりまして人件費786万7,000円の減額、戸籍住民基本台帳費につきましても、一般職員1名減によりまして人件費616万6,000円の減額、備品購入費につきましては、経年劣化によりまして愛知川庁舎の戸籍用自動機械購入費といたしまして18万9,000円の追加でございます。

統計調査総務費につきましては、人事異動によりまして人件費190万円の追加、78ページに移っていただきまして、民生費社会福祉総務費につきましても、人事異動によりまして人件費102万6,000円の減額、社会福祉施設費につきましても、人事異動によりまして人件費109万6,000円の追加とあわせまして、4月3日の異常気象によりまして強風によって山川原老人憩の家のBSアンテナの修繕料5万1,000円の追加、

国民健康保険費につきましても、人事異動によりまして人件費371万9,000円の追加、 障害福祉費につきましては、特別対策事業が1年間延長されましたことによって、重 度心身障害者生活介護事業所に対します複数看護師等の配置加算、あるいは入浴サー ビスの加算といたしまして障害者日中活動の場支援事業費補助金66万円の追加、さら に新体系定着支援事業といたしまして、4事業所に対します介護給付・訓練等給付事 業費330万円の追加でございます。

福祉センター費につきましては、異常気象によります強風によりまして、あいの郷の屋根の棟つつみといきいきセンターの自転車庫の屋根の修繕料でございまして、6万8,000円の追加、介護保険費につきましては、一般職員1名減によりまして人件費313万4,000円の減額と地域包括支援センターの人事異動によりまして介護保険事業特別会計繰出金360万円の追加でございます。

80ページに移りまして、後期高齢者医療費につきましても、人事異動によりまして人件費 257万円の減額と、後期高齢者医療保険料の改定に伴います低所得者等の保険料軽減分といたしまして、特別会計の繰出金 130万6,000円の減額、児童福祉総務費につきましては、湖東定住自立圏の推進協議会の事業といたしまして、本年9月から実施予定の病児・病後児保育事業施設にかかります施設整備費あるいは運営費等の負担金 41万7,000円の追加と、この事業にかかります町民税非課税世帯の利用助成補助金 1万4,000円の追加、保育園費につきましては、保育士1名増によりまして人件費450万8,000円の追加とあわせまして、現在つくし保育園につきましては2台の防犯カメラを設置いたしておりますが、死角になる部分・箇所が多くございまして、また夜間につきましては無人となることから、園児の安全と園舎の防犯対策を講ずるために、今回警備保障委託利用12万8,000円と防犯カメラ3台を追加設置するに伴います工事請負費129万7,000円の追加、児童福祉施設費につきましては、一般職員1名減によります人件費964万円の減額でございます。

衛生費保健衛生総務費につきましても、人事異動に伴いまして人件費 531 万円の追加、保健衛生諸費につきましても、人事異動によりまして人件費 54 万円の追加、保健センター管理費につきましては、経年経過によります愛知川保健センターの操舵室の空調設備の取り換えに伴います修繕料 48 万 7,000 円の追加でございます。

農林水産業費の農業総務費につきましては、人事異動によりまして人件費 199 万 8,000 円の追加、農業振興費につきましては、本年度から国におきまして人と農地の

問題解決に向けた新しい施策が展開されることに伴いまして、「人・農地プラン」として地域農業マスタープランの作成などにかかります臨時職員の賃金あるいは需用費・通信運搬費、それと 12 地域を取り組み予定といたしまして、マスタープランの図面作成の委託料、これら合わせまして 90 万円の追加、農地費につきましては一般職員 2 名減によります人件費 1,458 万 6,000 円の減額でございます。

84ページでございますが、商工費商工総務費につきましては、一般職員2名増によりまして人件費1,949万円追加、観光費につきましては、やまびこ湧水の便所の電気が断線しておりますのと、給水槽の清掃にかかります修繕料4万8,000円でございます。

土木費土木総務費につきましては、人事異動によります人件費 296 万 5,000 円の減額、下水道費につきましても、一般職員 1 名減によりまして人件費の減に伴います特別会計繰出金 900 万円の減額でございます。

86ページの教育費事務局費につきましては、一般職員3名の減とあわせまして人事 異動等によりまして人件費2,209万3,000円の減額、教育振興費につきましては、県 の子ども輝き人権教育推進実践活動事業が昨年に引き続き委託事業とされましたこと によって、愛知中学校区人権教育推進実践活動事業といたしまして、講師謝礼3万円、 費用弁償1万3,000円、消耗品7万2,000円の追加でございます。

小学校費学校管理費につきましては、チームティーチング講師の2名分にかかります通勤手当13万2,000円の追加、学校建設費につきましては、異常気象によりまして強風によります愛知川東小学校の体育館の屋根のケバラの修繕料が30万5,000円、秦荘西小学校の体育館のガラリの修繕料が2万4,000円の追加、幼稚園費につきましても、人事異動によりまして人件費183万7,000円の減額と、異常気象によります強風によりまして愛知川幼稚園の渡り廊下の蛇腹テントシートが3か所破損いたしました修繕料11万6,000円、秦荘幼稚園の棟屋の天井と瓦の修繕料11万4,000円の追加でございます。

社会教育総務費につきましては、一般職員1名増によりまして人件費680万8,000円の追加、図書館費につきましては、図書館司書1名の減と人事異動によりまして人件費875万4,000円の減額、給食費につきましては、一般職員1名増によります人件費736万円の追加と、あわせまして公用車の配置によります燃料費5万円の追加と、4月3日の異常気象によりまして給食センターの屋上の空調室外機のアルミフィンが、

電によりまして 38 台設置中 16 台が損傷を受けたために、熱交換器の交換工事といた しまして 653 万 8,000 円の追加でございます。

90ページにつきましては特別職の補正予算給与費明細書でございまして、比較欄のその他の特別職の職員数ならびに報酬の増につきましては、職員懲戒審査委員会委員の報酬によるものでございます。

91ページにつきましては、一般職の補正予算給与費明細書を付けさせていただいております。上段につきましては給与費等の総括でございまして、職員数は2名減によるものでございます。中段には職員手当の内訳、下段には給料及び職員手当の増減額の明細でございまして、退職ならびに人事異動によります増減額でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 8番 河村 善一君。
- **○8番(河村善一君)** 89 ページのエアコン室外機熱交換器が、これもできたところでありながら災害における 653 万 8,000 円という、非常に大きな金額が請求されています。ここは 雹とか、あるいは異常気象の関係で、このことが起こる得ることもあろかと思うのですけれども、それに対する対策あるいは、毎年これがかかってきたら大変ですし、そういう対策を考えられている場合は、それについての考えはあるのかどうか、聞きたいと思います。
- **〇議長(本田秀樹君)** 教育次長。
- ○教育次長(村西作雄君) 河村議員ご指摘いただきましたエアコンの修理の関係でございます。懸念いただきますように、このような異常気象が毎年あって、毎年このような大きな修理というのも大変なことでございまして、今現在考えておりますのは、まだ業者選定もできていませんし、十分なことは言えませんけれども、例えば交換機の周りを、このような軒を出してちょっと斜めにしたようなカバーみたいなような鉄板のものでできないかとか、要するに雹が降る、そういったものも想定して、何とかそれをよけるようなものもその工事の中で一緒にやって、このようなことが、毎回そういった大きな修理がないような形で対処していければというようなことを考えていますので、よろしくお願いをいたします。
- **〇議長(本田秀樹君)** 3番 城貝増夫議員。
- **○3番(城貝増夫君)** 3番、城貝です。今の質問に関連しまして 74 ページ、町有

建物災害共済保険金というところで、収入として 360 万 7,000 円というふうな形状を されておりますが、これは確か半額の補助ですか、そういうことをちらっと聞いたのですけど、このエアコンの修繕 653 万 8,000 円の半額は、この保険金で補てんがあるのかどうか、その辺確認しておきます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 総務主監。
- ○総務主監(福田俊男君) お答えしたいと思います。74ページの雑入の関係でございますが、先ほどもご説明いたしましたように、今回の強風等によります異常気象によります損害の保険金でございまして、それぞれ受けた損害に対して見積もりを徴収いたしておりまして、一旦それの50%で計上はさせていただいております。ただ、保険会社等との協議をしている中で、電につきましては基本的には100%というふうな対象は書かせてはもらっておりますが、雹によって受けた損害の度合い等の状況等もこれから査定をされてまいりますので、とりあえずは今回の4月3日に起こりました修繕については、すべて合わせて2分の1の部分で一応は歳入として見込ませてもらっております。今後査定額によって、この辺については変動が生じるかもわかりませんので、よろしくお願いしたいと思います。
- **〇議長(本田秀樹君)** ほかに質疑はありませんか。14番 竹中秀夫議員。
- ○14番(竹中秀夫君) 14番 竹中です。1点確認をしておきたいと思います。 75ページです。総務管理費の報酬のところで、職員懲戒審査委員会委員報酬4万 2,000円。これは先だっての議会運営委員会の時に、私の聞き間違いかもわかりませんけれども、2名分のというふうに聞いております。2名分であれば、金額は何回分か、どういうような計算でこの予算が、確かそういうふうに聞いていますけど、2名なら出し過ぎと違うかなと、そこらのところをお聞きしたいと思います。
- **〇議長(本田秀樹君)** 総務主監。
- ○総務主監(福田俊男君) お答えします。6月1日の議会運営委員会もしくは6月5日の全員協議会でも触れたかもわかりませんけれども、懲戒審査委員会委員につきましては、条例で「3名で構成をする」となっております。その委員の方々につきましては弁護士あるいは大学教授、それから職員代表ということで構成をいたしております。予算計上につきましては、非常勤の特別職の報酬条例に基づきまして日額7,000円で、積算上は3名の2回分を計算をさせていただいております。そのうちの職員代表につきましては本来の受けるべき給料等がございますので、支出はいたしておりま

せんれけども、結果的には2名分の額になると思いますが、今回の事案につきましては、回数がたちまち本人にかかる分も、あるいはそれ以降の業務にかかわった者等との懲戒審査委員会での審議をいただくことを考えておりますので、少なくとも2回の開催は当初から考えておりますが、2回で3名分と一応積算上は計算いたしましたので、したがって3名7,000円×2回分という計算で合計4万2,000円という、積算上はそういう計算をいたしましたが、支出につきましては職員代表分につきましては支出をしないということを考えておりますので、付け加えて答弁とさせていただきます。

〇議長(本田秀樹君) 14番 竹中秀夫君。

○14番(竹中秀夫君) 14番 竹中です。わかったような、わからんような、だいたい理解はさせてもらいました。そこで、これは町長に質問をすればいいのかな、普通はこの審査委員会の設置をするまでに、3月の2日に発覚していますね。その時点、発覚して事情等々を聞いた中で、本人が「間違いありません」というような結果が出たと、こういうことを聞いております。そういった中で、もう少し町長の判断で早く、懲戒とは言いませんけれども、迅速な対応をしておれば、この審査委員会は組まなくてもよかったのではないかなと、こういうふうに今思っております。その点も答弁を願いたい。

それから、関係管理職以下諸々、今後いろいろな審査委員会の中で出てこようかなと思っておりますけれども、先だっても私は会合の中で申し上げたとおり、町長・副町長、特別職ですね。その配置の最高責任者は町長であるにもかかわらず、そういう事案が、領収書にしても通し番号で 50 番ですか、それが1冊が3冊も置いてあったと。それすらシュレッダーにかけたとか、いろいろなことを聞いておりますけれども、その時点のグループ的なものの対応も然りだと、こういうように思っております。

いずれにしても、今後この6月中に町長ならびに副町長なりの考え方を示されるのか、その点もあわせて答弁を願います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 町長。
- **〇町長(村西俊雄君)** 調査の経過等は、副町長が大変詳しくこの経過を追ってくれましたので、副町長の方から説明をさせていただきます。処分問題については、6月中に私どもの責任も含めてきちんとやっていきたいと思っています。
- **〇議長(本田秀樹君)** 副町長。
- **〇副町長(宇野一雄君)** それでは、ご質問の3月2日に発覚したのに、もっと早く

こういったものが対応できなかったのかというようなご質問であったかと思います。

今まで縷々、この経過は説明申し上げてきましたけれども、3月2日にたまたま確定申告の時期に発覚したということで、それ以降、内部的な調査をずっとやってまいりました。事実が確認できんままに懲戒をするとかいったことは非常に難しいわけでございまして、過日申し上げましたとおり、その内部調査が4月12日までかかっております。それで、4月12日に一定の方向性というか、やった事実が町として確定できましたので、すぐ警察へ相談したという経過があります。したがいまして、これが初犯と言いますか、1回目であれば懲戒処分をすぐに科していたかもわかりませんが、2回目であって一定の罪は重いというような事実もございましたので、慎重にやってきたということも事実です。

したがいまして、本来ならばこういった逮捕されているという状況になりましたら、 必ずしも懲戒審査委員会を開く事実はございません。法律上あるいは条例上、懲戒審 査委員会を開かないといけないというような規定はありません。ただ、常設委員とし て懲戒審査委員会は設置するということで地方自治法施行規定第 17 条の規定で懲戒 審査委員会は設けております。それに対する詳細は規則でということになっておりま す。

今回あえて懲戒審査委員会を開かせていただきましたというのは、その当時の昨年の4月以降の義援金処理は福祉課全体でやってきた。特に地域福祉グループという担当がございまして、そこら辺のライン職の問題もございます。したがって、前回にも説明申し上げましたけども、そのライン職の問題につきまして懲戒と分限と両面で専門家の意見を聞いて判断していきたいということで、安直に「これは懲戒だ」あるいは「これが分限だ」という判断は非常に厳しい。先ほど申されましたように、組織チェック上のミス、あるいはもう少し配慮ができていればこういうような問題は起こらなかったのではないのかなというようなものが、事案が出て初めてわかったわけですので、そういったことを愛荘町懲戒審査委員会にご説明させていただいて、そして意見を聞いて、処分を決定していくということで、愛荘町懲戒審査委員会の報酬をお願いしたということでございます。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) 14番 竹中秀夫君。

〇14番(竹中秀夫君) 14番 竹中です。今ほど副町長は、懲戒審査委員会を開かなくてもいいと、こういうような答弁がございました。私は、なぜそれを申し上げ

るかと言いますのは、本人が、発覚してから内部の調査をする中で、素直に認めたと。 流用したというようなことを本人がその時点で、違うという言い方はいいのか、その 時点で認めておるのだと。それから何月ですか、これ、発覚というより出てきたのは。 その間の対応が、本人は認めておるのですよ。その対応すら内部事情、内部事情なん て、グループなりラインなり、この方も使い込んでいるのですか。本人が素直に認め たのでしょう。 3月2日に。領収書を求めた方から発覚したわけでしょう。私が言う のは、その対応が迅速にできなかったことについて、町長に、なぜそれだけの判断が できなかったのか、そこのところを答弁願います。

- 〇議長(本田秀樹君) 町長。
- **〇町長(村西俊雄君)** 私のところへ報告があったのは4月に入ってからじゃなかったかなと思うのですけど、ちょっとはっきりわかりません。
- 〇議長(本田秀樹君) 副町長。
- ○副町長(宇野一雄君) 関連して。先ほども言いましたように、3月2日に確かに一発にと言うか、税の関係で情報が入ったのが、税務からから福祉課へ入ったのは3月2日です。その後、私のところへ来たのが3月8日前後だったかな、それでもう1回きちんと調べろと。その時にはまだ本当に着服したかどうかということは、はっきりはしていません。

それで、それぞれに調べさせまして、3件がはっきりしたのが4月11日でございます。4月11日に3件、9万533円なんです。おかしいと。それ以外にまだ3件の領収証の欠番があったということで、それについてはかなり苦労したのですけども、シュレッダーにかけたとか、そういったことで全然聞き出せなかったのです。

もともとこの問題につきましては、義援金というような浄財を着服したということで、もう頭から警察へ告訴するという前提でおりましたので、警察へ先に行っています。うちが調査で明らかになった段階で行っていますので、この前も申し上げましたけども、警察が、公表はするなと、絶対するなときつく止められました関係で、5月25日に告訴しましたので、それがどういう経緯かわかりませんが、NHKへ漏れたということで、こういうような形になってしまったということでございます。

決して、我々はもともと4月21日の全協で説明させていただきたいということで 進めていたのも事実でございます。それも相談させてもらいましたけれども、議長や 副議長さんに、そしてそれでいこうということになっていたのですけども、今言いま したように警察に止められました関係で、やむなく今日になったということでございます。以上でございます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 14番 竹中秀夫君。
- ○14番(竹中秀夫君) 再々になります。14番 竹中です。今ほど町長は、4月に入ってから聞いたと。日にちはよろしい、4月入ってからだと。3月には聞いてないと。私の言わんとするところは、普段から理事にしろコンプライアンス、コンプライアンスと、いろいろ、議員も口が酸っぱくなるほど聞いてきました。発覚がしたことが内輪の中でも連携が取れてないということ。そういう点を私は指摘を先ほどからしているのですよ。そして、このような予算をあげてくるのですよ。そういうところを私は町長にお尋ねをしているのですよ。このままずっと放ったらかしておいてもだめで、4月にわかって、私は、警察が告訴を止めるとかそんなことは聞くこともありませんし、けど、内部の今日までいろいろな件にしても、連携が取れてますのかということを聞く中で、もう既に3月2日から4月に入ってからと言ったら1か月以上ではないか。そういうプレイができてないということに不信感を持っているのですよ、住民が。副町長、町長、どちらでも結構です。そこらの答弁をもう一度聞いておきます。

〇議長(本田秀樹君) 副町長。

○副町長(宇野一雄君) お答えいたしますが、連携が取れてないという趣旨は、先ほども申しましたように、1つの事件相当でございますので、我々は我々なりにきちんと調べないといけない。そして本人は、先ほども言いましたように、一番最初の2万円につきましては、1週間後ぐらいに自分が飲食に使ったということは言っていますけども、あとの2件は全然、3月中には出てこなかったという点があります。ですからそれを、とにかく一連の事務処理ですので、こんなことはおかしいということでとことん総務主監なりに調査をさせましたので、それが明らかになったのが先ほども言いました4月11日ですので、その間、我々が包み隠してたとか、そういうようなものでは一切ございませんので、それにつきましては何回も言いますが、明らかになった段階で全員協議会に報告させていただこうという考えは持っていましたので、それで進めていたことは事実でございますので、ご理解いただきたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第45号、平成24年度愛荘町 一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第16、議案第46号 平成24年度愛荘町後期高齢者 医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 699 万 6,000 円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,400 万 4,000 円とするものでございます。

事項別明細書で説明を申し上げますので、95ページをご覧ください。

この補正予算は、保険料率の決定に伴います歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

歳入でございますが、保険料後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の所得割が当初予算で8.53%であったものが確定で8.12%で、均等割が4万3,365円から4万1,704円へと、それぞれ変更されましたことから、特別徴収保険料489万3,000円、普通徴収保険料79万7,000円をそれぞれ減額、合わせまして569万円の減でございます。

繰入金一般会計繰入金につきましても、保険料率改定に伴いまして、保険料軽減分であります保険基盤安定繰入金を130万6,000円減額するものでございます。

歳出の広域連合納付金につきましても、保険料率改定に伴いまして保険料の基盤安 定繰入金を減額するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第46号、平成24年度愛荘町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第17、議案第47号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君) 議案第47号をご説明申し上げます。議案書94ページをお開きいただきたいと存じます。

平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億260万円とするものでございます。

第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正によるということで、99 ページをご覧ください。地方債の補正ですが、保険料の改定により財政安定化基金貸付金の貸付限度額5,464万6,000円を全額減額するものでございます。

事項別明細書 101 ページをご覧いただきたいと思います。今回の補正は、第5期介 護保険事業計画による平成24年度~26年度までの保険料確定によります歳入歳出 の調整と、人事異動に伴います地域包括支援センター人件費の追加でございます。

まず、101 ページ歳入でございますが、保険料改定によりまして、介護保険料は特別徴収分が6,418万4,000円、普通徴収分が347万9,000円、合わせまして6,766万3,000円の追加でございます。

繰入金の一般会計繰入金は、人事異動に伴います地域包括支援センター職員人件費調整として 360 万円の追加、基金繰入金は介護保険料改定により不足分の繰入額を1,301 万7,000 円減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。102 ページの町債でございますが、財政安定化基金貸付金も同様に5,464万6,000円を全額減額するものでございます。

103 ページから歳出でございますが、保険給付費の第1項介護サービス等諸費については、それぞれ財源更正でございます。

そして、次の104ページの第2項介護予防サービス等諸費についても、同様に財源 更正でございます。

そして、106 ページをご覧いただきたいと思います。第3項高額介護サービス費と続く第4項の高額医療合算介護サービス費、そして107ページの第5項その他諸費、第6項の特定入所者介護サービス等費につきましても、保険料改定により財源更正するものでございます。

そして、108 ページでございますが、地域支援事業費の第1項介護予防事業費についても、財源更正でございます。第2項の包括的支援事業・任意事業については、地域包括支援センター運営費が人事異動ならびに昇格に伴う人件費360万円の追加と、任意事業費は財源更正でございます。

そして、次のページの 110 ページは、地域包括支援センター職員の給与費明細でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第47号、平成24年度愛荘町 介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長(本田秀樹君) お諮りします。議事の都合により6月9日から6月18日までの9日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 異議なしと認めます。

よって、6月9日から6月18日までの9日間、休会することに決定しました。 本日はこれで延会します。再開は、6月19日(火)です。当日は午前8時30分から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後6時45分